

情報公開事務の効率化について

佐間野 貴広

近畿地方整備局 総務部 人事課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

情報公開法の施行（平成13年4月1日）から10年以上が経過したが、ここ数年、近畿地方整備局が保有する行政文書に対する情報公開開示請求は急激に増加している。そこで、近畿地方整備局における情報公開事務の現状と問題点を考察すると共に、情報公開事務に関係する各担当職員の負担を軽減するために行った事務の効率化に関する取り組みについて、発表する。

キーワード 情報公開, 業務改善, 効率化

1. 情報公開法について

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」という）」は、平成13年4月1日に施行された。情報公開法は第1条の目的に明記されているとおり国民主権の理念にのっとり立法化されたものであり、その内容は「行政文書の開示を請求する権利等」を定めることで、1) 行政機関が保有する情報の一層の公開が図られ、2) 政府が国民に対して持つアカウンタビリティ（説明責任）を全うし、3) 国民が行政運営について必要な情報を入手し、その運営に対して適正な意見を形成することで、公正で国民の意見が反映された行政を実現することに資すること、以上の3点を主な法律の目的としている。

(1) 情報公開制度の概要

①誰でも（未成年・外国人も可）、利用目的を問わず、行政機関の保有する全ての行政文書を対象として開示請求ができる。

②開示請求があった行政文書は、原則開示する（請求のあった日から30日以内）。ただし、個人情報などの「不開示情報」は除く（本人からの開示請求でも同様）。

③不開示決定等に対して、不服申し立て（審査請求・異議申し立て）、取り消し訴訟ができる。不服申し立てについては、第三者的立場から、内閣府に設置された情報公開・個人情報保護審査会が調査及び審議を行う。

(2) 行政文書の定義

行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、組織的に用いられるものとして当該行政機関が保有しているもの。この条件に合致すれば、行政文書登録しているか否かに関係なく、行政文書として開示請求の対象となる。

2. 情報公開の現状と問題点

法律の施行（平成13年度）から平成25年度までの間に、当局に対して開示請求が行われた行政文書の数（以下、「開示請求文書数」という）は、表-1のように推移しており、平成22年度以降、急激に増加している。

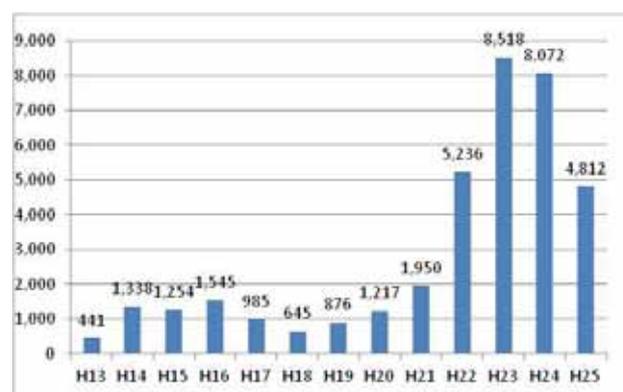


表-1 開示請求文書数の推移

その主な原因として、平成21年度途中に、国土交通省が発注する工事設計書の積算単価に関する取扱方針が変更されたことが挙げられる。従来、工事の契約は変更を伴うことが多く、工事の履行中に積

算単価を開示すると変更予定価格が類推されるおそれがあることから、履行中の工事の積算単価は不開示として対処していた。

しかし、この方針について、ある開示請求事案で不服申し立てを受け、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ「不開示情報には該当せず、開示すべきである」との答申（平成21年度（行情）答申第53号）が出された。以降、工事設計書に関する開示請求があった場合には、工事の進捗度合の如何に関わらず、全ての情報を開示することになった。この結果、工事の落札を目指す建設業者等から行われる工事設計書への開示請求が飛躍的に増加し、その処理を担当する各関係職員への負担も増すことになった。

なお、前記答申が出される前の平成20年度とセルフコピー開始前の平成23年度の開示請求文書数の内訳を比較すると、表-2のとおり変化しており、工事設計書の占める割合が非常に大きくなっていることがわかる。

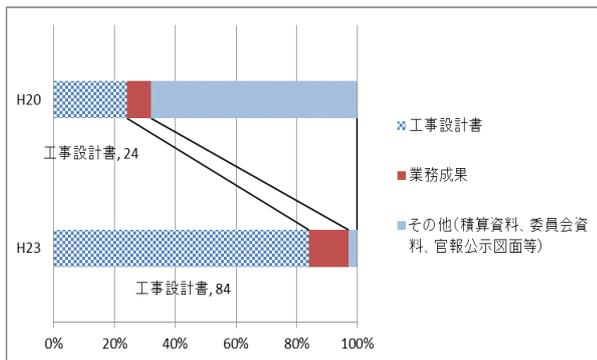


表-2 開示請求内訳の変化

3. 情報公開事務の効率化に関する検討

増加する一方の開示請求により、とりわけ工事設計書を保有する各事務所担当課及び本局担当課の職員は本来業務を行いながら、開示請求に関する事務を処理しなければならない状況で、その負担は非常に大きいものとなっていた。

また、開示請求がピークに達した平成23年度・平成24年度当時、政府では情報公開法の改正案が閣議決定されており（その後、廃案）、その内容は開示決定期限を30日間から14日間へ短縮するもので、開示決定期限の遵守及び職員の負担軽減のためには、何らかの情報公開事務の効率化を検討することが急務となった。

(1) 検討状況

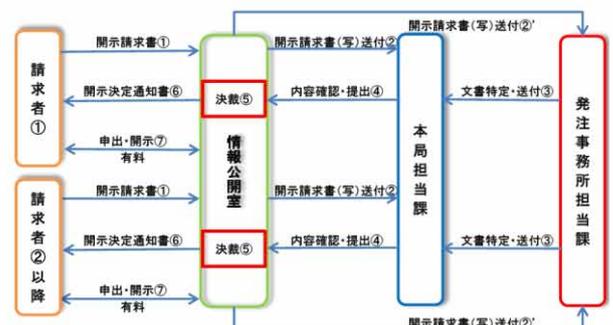
事務の効率化の検討にあたっては、開示請求の大

部分を占める工事設計書に関する開示事務を効率化することが最も効果的であることは明白であり、この方法について、局内各担当課と協議を行うと共に、同様の悩みを抱える他地方整備局の取り組みを研究した。

その検討の結果として、工事設計書のセルフコピー方式を、平成25年1月15日より試行として導入することとした。これは、一度開示請求があり、その後、開示決定にまで至った工事設計書のPDFデータを情報公開室に備え付けたパソコンに保存し、希望者には無料（CD-Rは利用者持参）でセルフコピー方式により提供するものである。試行のイメージは、図-1のとおりである。これにより、これまで同一の工事設計書に対して繰り返し行われていた開示請求を削減することが可能となった。

なお、セルフコピー方式は、情報公開法の法令・規則に基づいたものではなく、行政サービスとしての取り組みではあるが、工事設計書という非常に需要が高い行政文書を、行政側から積極的に公開することは情報公開法の主旨から外れたものではないと考えている。

【従来】同じ工事名の工事設計書の開示請求があった場合



【試行イメージ】同じ工事名の工事設計書の開示請求があった場合

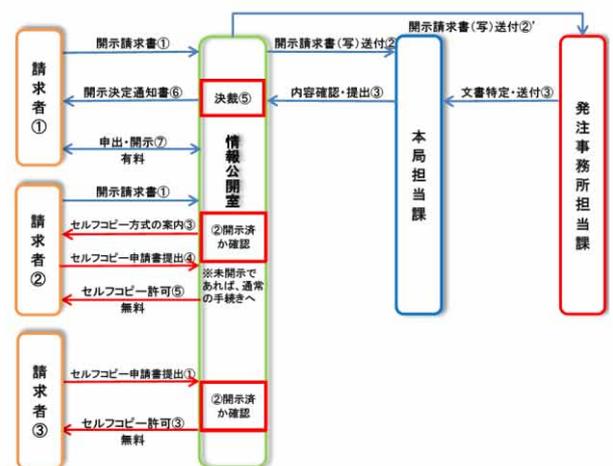


図-1 セルフコピーイメージ図

(2) セルフコピー方式について

セルフコピー方式の概要は以下のとおりである。

①開始時期

平成25年1月15日から開始した。

②対象

平成24年11月以降に当局に対して開示請求があり、一度開示決定した当初契約の工事設計書（最下位の単価表まで）を対象とする。

③実施方法

上記②にかかる工事設計書のPDFデータを情報公開室備付けのパソコンに保存しておき、CD-Rを持参した請求者が申請書（1回の申請で5件までの工事がコピー可能）を提出した上で、請求者自らがCD-RにPDFデータを焼き付ける作業を行う。

なお、コピーを希望する工事設計書がセルフコピーの対象となっているか確認できるようにするため、対象工事の一覧表を作成した。

【福井河川国道事務所】

福井196	平成25年度	丸瀬川天池地区上流河道掘削工事	●	H26.5.27	
福井197	平成26年度	永平寺大野道路轟東地区改良工事	●	H26.5.27	
福井198	平成25年度	カミ川堰堤工事	●	H26.5.27	
福井199	平成23年度	中島鎌谷川第二堰堤工事	●	H26.5.27	
福井200	平成26年度	丸瀬川小野地区水原再生工事	●	H26.5.27	
福井201	平成25年度	国道8号越前地区道路維持工事	●	H26.5.20	
福井202	平成26年度	永平寺大野道路溪見西地区改良工事	●	H26.6.3	
福井203	平成26年度	永平寺大野道路轟西地区法面その他工事	●	H26.6.3	
福井204	平成26年度	永平寺大野道路轟2号橋補修工事	●	H26.6.3	
福井205	平成26年度	永平寺大野道路上志北IC改良その他工事	●	H26.6.3	
福井206	平成26年度	大野油坂道路下野地区他改良工事	●	H26.6.3	
福井207	平成26年度	永平寺大野道路1工区舗装工事	●	H26.6.3	
福井208		速敷川堤防浸透対策工事	●	準備中	H26.5.12
福井209	平成26年度	国道8号金ヶ崎地区他防災対策工事	●	H26.6.3	
福井210	平成26年度	国道27号道路維持工事	●	H26.6.3	
福井211		永平寺大野道路上志IC改良その他工事	●	準備中	H26.5.19
福井212		梁免除雪拡幅足田地区改良工事	●	準備中	H26.6.2
福井213		機北地区非常警報設備改修工事	●	準備中	H26.6.3
福井214		機南地区非常警報設備改修工事	●	準備中	H26.6.3

セルフコピー対象リスト

④対象工事の更新

新規工事のPDFデータをできるだけ早く入手したい請求者のニーズに応えるため、開示決定がなされた翌週火曜日にコピー可能対象工事の更新を行うこととした。また、工事設計書の開示請求の特徴として、契約締結に至った後、比較的短期間で特定の工事設計書に開示請求が集中する傾向がある。そのため、開示請求が行われたばかりでセルフコピーが可能になっていない工事設計書についても、セルフコピー対象予定の「準備中」案件として一覧表に掲載（開示請求年月日も併せて記載）することで、同一の工事設計書に対して重複して多数の開示請求が行われる事ができるだけ少なくなるようにした。

⑤周知方法

工事設計書に関する開示請求のもう一つの特徴として、同一の者（リーピーター）から繰り返し開示請求が行われるというものがある。そのため、試行内容を周知するためのチラシを作成し、情報公開室

へ工事設計書の開示請求で訪れた者へチラシの手渡しを行い、更に開示請求者に開示決定通知書を送付する際にチラシを同封して、周知を行った。

「工事設計書」を情報公開室PCでセルフコピー可能とする試行について（お知らせ）

近畿地方整備局では平成25年1月15日より、一度開示決定した「工事設計書」を、情報公開室内PCにてセルフコピー方式により提供する試行を開始します。

1. 試行期間
平成25年1月15日～平成25年3月31日（以降の継続は、実施効果により判断）

2. 対象となる工事設計書
平成24年11月以降に開示請求を受付、一度開示決定した工事設計書（当初契約・全部開示のみ）
（掲載範囲）
道路・河川・機械・電通工事は「設計内訳書」（鏡から参考資料まで）
営繕工事は「工事費内訳書」（表紙から細目別内訳書まで）

3. 提供する期間
初めて提供した日から1年後の月末まで
※原則として、一度開示決定した日の翌週火曜日13時以降からコピー可能。

4. 閲覧及び提供方法
(1) 窓口で手続きが必要となります。提供の方法は、ご自身で持参された新品のCD-RもしくはDVD-Rへのセルフコピー方式となります（無料）。セキュィティの問題でUSBメモリは不可。※郵送・オンラインでの対応も不可です。
(2) 受付は番号札を配布の上、順番制とし、1回の手続きで5件を限度として提供可能です。（同日中に5件以上の提供を希望される場合、再度番号札をとって頂いての手続きは可能）※なお、現在、開示請求をされている工事設計書を試行提供に切り替えることは不可とさせていただきます。

4. その他
情報公開室にて、コピー可能な工事設計書のリストを閲覧することが可能です。リストに掲載されていない件名、郵送・オンラインによる手続きについては、従来どおり情報公開法に基づく情報公開請求手続きをおこなってください。
※コピー可能なリストについて、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

近畿地方整備局 総務部総務課（情報公開室）
TEL 06-6942-1141

周知用チラシ

4. 効率化の検証

平成25年1月15日にセルフコピー方式を開始して以降、開示請求文書数の減少など、一定の事務の効率化が図ることができた。その内容について、以下のとおり検証する。

(1) 開示請求文書数の推移

平成23年度から平成25年度までの開示請求文書数の推移は表-3のとおりとなった。ピークだった平成23年度と比較すると約43.5%の減少となっている。一方で、当局で契約された工事の件数は、大型の補正予算などで工事の契約件数が増加傾向であったにもかかわらず、開示請求文書数は減少しており、一定の効果があつたことがわかる。

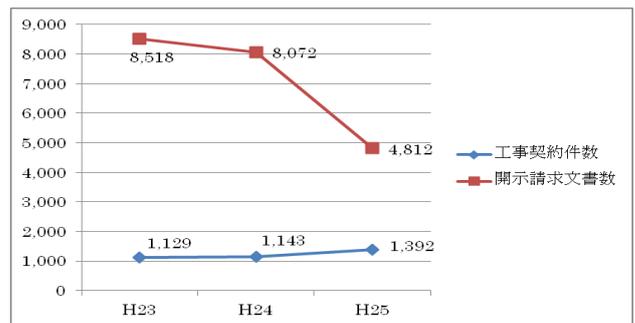


表-3 開示請求文書数の変化

(2) 事務の効率化(時間換算)

通常、1件の工事設計書の処理には、図-1で示したとおり、受付から開示の実施までに多数の職員が関わっている。おおまかに時間換算してみると以下のとおりである。

- ①受付・形式審査(情報公開室)→約20秒
 - ②事務所担当課・本局担当課の特定及び請求書写しの送付(情報公開室)→約2分
 - ③文書特定・送付(事務所担当課)→約2分
 - ④内容確認・提出(本局担当課)→約1分
 - ⑤開示決定起案・決裁(情報公開室)
→約2分30秒
 - ⑥開示決定通知書送付(情報公開室)
→約1分30秒
 - ⑦開示の実施(情報公開室)→約20秒
- 合計:約9分40秒/1件

平成25年度において、工事設計書の請求文書数を約3,000件削減することができたため、総時間にすると以下のとおりとなる。

「9分40秒×3,000件=29,000分(a)」

これに対し、セルフコピーデータの更新作業等は一週間で要する作業時間は以下のとおりとなる。なお、セルフコピーの申請件数は一週間で約70件程度となっている。

- ①工事設計書のリストアップ作業→約100分
 - ②工事設計書PDFデータ更新作業(ハイパーリンク)→約60分
 - ③閲覧ファイル(2冊)の更新作業→約20分
 - ④セルフコピー申請の受付対応等(約70件/週)
→約30分
- 合計:約210分/週

したがって、平成25年度の総作業時間は「210分×52週=10,920分(b)」となる。

最終的に平成25年度で省力化できた時間を計算すると以下の結果となった。

「(a)-(b)=29,000分-10,920分=18,080分(約300時間)」

これらの計算はあくまで概算ではあるが、セルフコピー方式の導入によって、工事設計書の開示請求事務に係る職員の負担を少なからず軽減することはできたものと考えられる。また、請求者にとってもCD-Rさえ持参すれば、無料で希望する工事設計書のデータを入手することができるため、特段苦情等も寄せられず、おおむね好評である。

なお、平成25年1月15日から平成26年3月31日までのセルフコピー方式の利用状況だが、申

請件数が3,928件、申請文書数が14,644件である。

(3) セルフコピー方式の問題点

現在、多くの請求者にセルフコピー方式を利用しているが、下記の2点が主な運用上の問題点として挙げられる。

- ①1人目の請求者のみが開示請求手数料を負担し、無料でセルフコピーを行う2人目以降の請求者と費用負担の面で不公平感がある。
- ②セルフコピーを行うために当局の情報公開室へ来庁してもらう必要があるため、遠方にしか営業所を持っていない請求者が利用できない。

①については、確かに1人目の請求者が開示請求手数料を負担することになるが、セルフコピーは開示決定後にしか行うことができないため、1人目の請求者が最も早く工事設計書を入手することができるという利点がある。また、この問題を解決するものではないが、結局は他者が請求した工事設計書を自分自身がセルフコピーする立場にもなることをそれぞれの請求者が理解されているのか、費用負担に関する苦情等の申出はなかった。

②については、その問題点の解消として、インターネットを活用する方法が最も効果的ではあるが、工事設計書のデータに当局が関知しない不特定多数の者がアクセスすること、また、開示請求やセルフコピーでは行われる申請行為が全くない者に、工事設計書(行政文書)を開示するのかなど、いくつかの懸念材料が事務の効率化を検討する際に関係各課から寄せられた。

今後、他地整の取り組み事例なども検討し、できるだけ不公平感のない方法を引き続き模索する必要があると考える。

5. おわりに

セルフコピー方式の導入によって、ある一定の事務の効率化を図ることはできたが、依然として当局が保有する行政文書への開示請求文書数は高い水準にある。セルフコピー方式の利用件数を見ても、特に工事設計書や業務成果品など商業利用価値のある行政文書へのニーズは高まる一方であり、その対応を検討することは引き続き課題として残っていると云わざるを得ない。

また、情報公開法第24条では「行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実」が定められており、情報公開法の目的である「国民への説明責任」を全うするためには、商業利用目的とはいえ、

開示請求制度による行政文書の開示だけでなく、今後、当局が保有する情報を自発的に提供していく方法についても更に充実させていく視点も必要と考える。

なお、本稿は従前の所属である近畿地方整備局総務部総務課での所掌内容である。

河川部の広報の取り組みについて

上平 拓弥

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

広報活動は国民の皆様へ社会資本整備の効果を広く理解して頂くために非常に重要な取り組みであり、河川部では様々な取り組みを進めていることから、これらの取り組みについて紹介することで、広報活動の活性化に資することを目的とする。

キーワード 広報, 情報発信

1. はじめに

広報活動は国民の理解と信頼を獲得し国土交通行政を円滑に推進するために極めて重要である。近畿地方整備局においてもアカウンタビリティのもと、河川・道路など様々な社会資本整備に伴って積極的な取り組みを実施している。そのなかで今回は近畿地方整備局 河川部における取り組みを紹介する。

2. 従前の広報活動と現状

従前の行政広報においては、マスメディアに対する記者発表を主としていた(図-1)。マスメディアに取り上げられた場合は、広域かつ多数の受け手に情報を発信できることから有用とされてきたが、一方で記事あるいはテレビで取り上げられる件数は非常に少なく(2010年度(平成22年)で約15%)、大部分の情報は国民へと伝わっていない。

記事に取り上げられる件数が少ない原因の1つとしては、記者発表タイトルの付け方など広報作成に関するノウハウ育成が十分ではなかったことが挙げられる。

近畿地方整備局ではこのような状況をふまえて、広報ノウハウを身につけた職員の育成を目的として研修会等を実施しているところである。

3. 河川部の取り組み

広報の目的は、住民や地方自治体等に、近畿地方整備局が進める社会資本整備を初めとした様々な取り組みについて、身近に感じ、その必要性・重要性を理解して頂き協力を得ることである。そのためには近畿地方整備局の知名度、イメージアップが重要となっている。

そこで河川部の広報活動として取り組んでいる代表的な事例を3つ紹介する。

(1) 活動報告の作成

近年の社会資本整備等を積極的にPRしにくい社会情勢の中、自発的な広報活動を再起動させることが必要であ



図-1 記者発表資料



図-2 活動報告

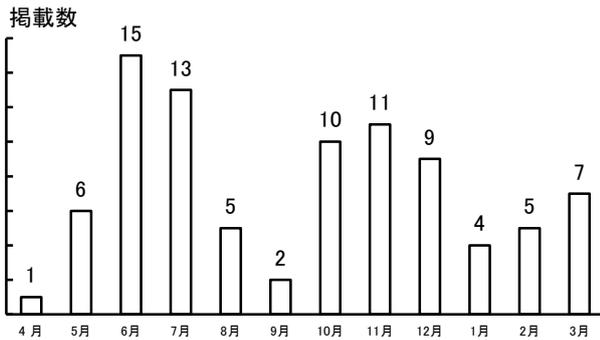


図-3 活動報告の月別報告数 (平成25年度)

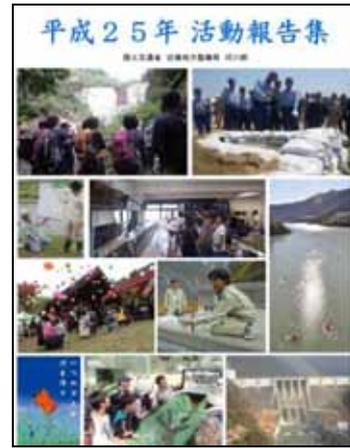


図-6 平成25年度活動報告集

る。そこで、2013年（平成25年度）より各河川事務所で行っている様々な取り組みを河川部のHPで公開し、一般に広く周知することを目的として「活動報告」の作成を行っている（図-2）。

活動報告の内容は、

- ・簡易
- ・テーマは特に設けない

ものとし、作成にかかる労力をできるだけ少なくすることで、一過性で終わらない継続した取り組みを目指している。

2013年（平成25年度）においては、1年間で合計88件の報告があった（図-3）。取り組み開始は5月からであるため、取り組み開始から9月を除いて毎週1つは報告があったことになる。

活動報告で掲載した内容は、

- ・事業完了式典
- ・水防演習
- ・学会表彰
- ・現場見学会、地域イベントへの参加
- ・整備計画の策定、流域懇談会開催

など多岐に渡る内容となっている。



図-4 事務所紹介のHP（六甲砂防事務所の例）

(2) 河川関係事務所紹介

上記の活動報告と同様に、2013年（平成25年度）から河川部のHPにおいて毎月1事務所ずつ、河川関係事務所の事業概要などについて掲載を行っている（図-4）。

2014年（平成26年）6月現在、近畿地方整備局管内の河川関係事務所 計19事務所の内、14事務所の事務所紹介が作成済みとなっている。

主な記載内容は、各河川関係事務所の主な事業や近年の災害に対する対応などを中心に、各事務所独自の取り組みについても積極的に記載している。

なお、(1)活動報告の作成と(2)河川関係事務所紹介については各年度毎の報告をとりまとめた冊子を作成しており、ノウハウの蓄積と継続性の発展を目的に、各河川事務所の広報担当者へと配布を行っている。



図-5 出水対応のHP（H25年9月台風18号）



図-5 出水対応のHP (H25年9月台風18号)

(3) 災害情報の発信

a) 災害対応状況についての情報発信

近畿地方整備局は、豪雨による出水等の災害時には専用のHPを設置し、災害時の情報発信に努めているところである。

2013年（平成25年）9月15日の台風18号および前線の影響による近畿地方の豪雨ではその被害の大きさを鑑み、9月16日午前3時40分からは非常体制に入っている。同時に降雨・被害の状況や自治体等への災害支援状況などを専用HP（図-5）や記者発表を通じて、効果の高いタイミングで情報発信を行った。

最終的にこのHPでは、記者発表資料が12報、自治体への災害支援状況（TEC-FORCE通信）がNo.1～No.14まで公開されている。これらは、9月16日の発災直後から10月4日までの間で順次公開され、9月16日の公開後から2週間で約2,000件のアクセス数があった。

このことから、近畿地方整備局への情報提供要求に対して迅速かつ的確に応えることができたと思われる。

b) 出水・災害状況、事業効果等に関する情報発信

近畿地方整備局では、社会資本整備を初めとした事業の必要性・重要性を理解して頂き協力を得ることを目的とし、出水時や災害発生時において、出水・災害状況および事業の効果等に係わる資料等を出水後できる限り早く公表することを目標としている。

2013年（平成25年）9月15日の台風18号による出水時には、「平成25年台風18号災害報告」の第1報を9月20日に河川部のHPで公開している。この報告は、近畿地方の主な台風被害、水防団・自衛隊による水防活動による対策状況と砂防事業やダムへの整備効果について情報発信を行ったものである。さらに、9月25日には同報告の第2報として災害対策車両や排水ポンプ車による災害対策状況などの追加情報を発信している。その後は、9月30日に「平成25年台風18号災害概要」（暫定版Ⅰ）を、以前の情報に詳細な解析を含む事業効果を加えて公開した。また、10月22日に精度を向上させた同概要の暫定版Ⅱを公開している。

2014年（平成26年）3月には上記の情報を取りまとめ、詳細な被害状況や河川改修・ダム整備による洪水調節の事業効果に重点を置いたパンフレットを作成、「平成25年9月 台風18号洪水の概要」として、被災を受けた各自治体や関係機関に配布し、併せて河川部HPでも公開することで一般にも広く周知している（図-7）。

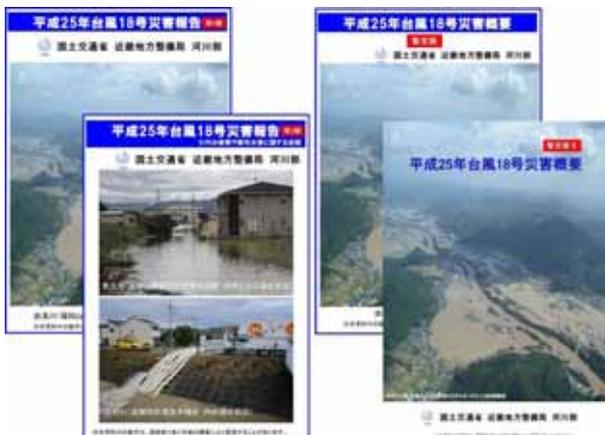


図-6 出水報告

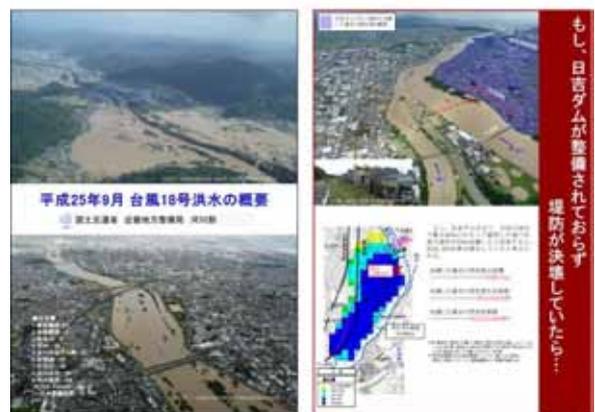


図-7 平成25年度台風18号洪水の概要

4.まとめ

はじめに記したように、広報活動は国民の理解と信頼を獲得し国土交通行政を円滑に推進するために極めて重要である。そこで、今回は近畿地方整備局 河川部で取り組んでいる事例を一部紹介させて頂いた。

これらの活動が今後、より発展しさらにたくさんの人々の目に留まるように、工夫を凝らしながら取り組んでいきたい。

謝辞：最後に日頃より、今回紹介した活動以外にも積極的に広報活動されている各河川関係事務所の皆様に敬意を表します。

引用：記者発表資料、HPの情報などは近畿地方整備局及び近畿地方整備局 河川部のHPより引用させて頂きました。

放置艇“0”大作戦 ～地域の環境美化・景観再生～

吉嶋 大希
南 紀雄

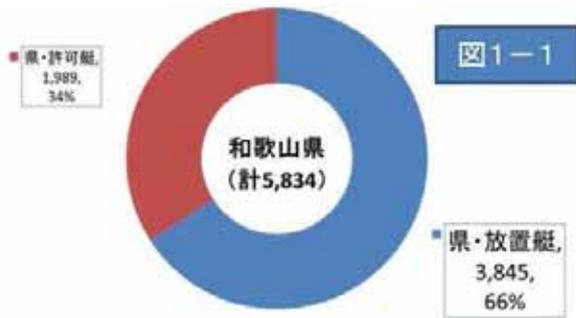
和歌山県庁 県土整備部港湾空港局港湾空港課(〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通り1-1)

和歌山下津港本港区大浦地区(和歌山市西浜)及び同内港地区(和歌山市築港)において、40年以上続いていたプレジャーボートの不法係留を、小型船舶係留施設の整備により、全て移動及び撤去したことに関する戦略、他地区への展開及び今後の和歌山県における放置艇対策の進め方を報告します。また、この取組みが、来る東南海・南海大地震等の防災対策に役立つことを期待致します。

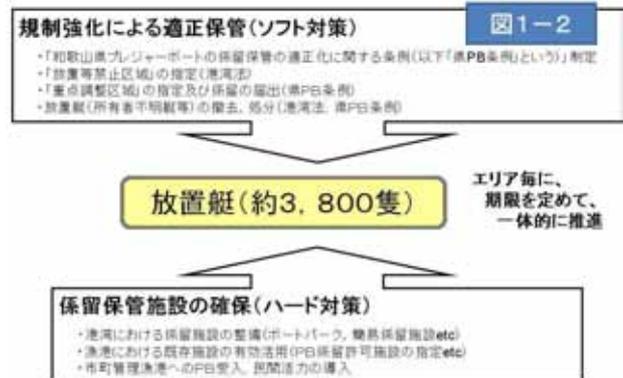
キーワード 放置艇対策、強制執行、防災対策、景観再生

1 はじめに

和歌山県下では、三水域(河川、港湾、漁港等)合わせて約5,800隻のプレジャーボートが存在し、その内約3,800隻が放置艇となっています(平成22年度プレジャーボート全国実態調査。図1-1参照)。



本県では、平成20年4月に「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(以下「PB条例」という。)」を施行し、図1-2のとおり、「規制強化による適正保管」(ソフト対策)と「係留保管施設の確保及び整備」(ハード対策)を一体的に取り組んできました。

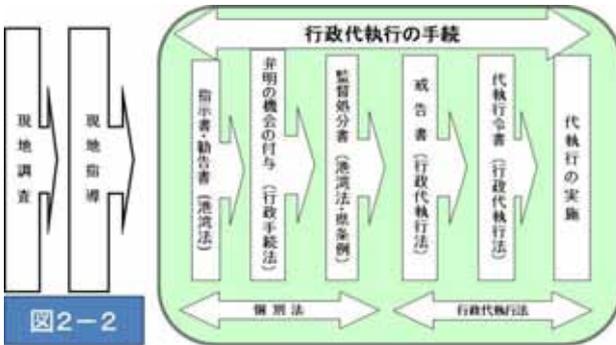


また、ソフト対策として、平成22年度から25年度までに実施した簡易代執行などの撤去実績は、下記の図1-3のとおりで、各地にて積極的実施しているところです。

No.	撤去内容	H22～25年度	
		計	H25実績
1	港湾法・県PB条例に基づく簡易代執行【和歌山下津港、田辺市、白浜町】	34隻	0隻
2	沈没船(廃棄物として処分:通常の管理行為)【和歌山下津港、湯浅広港、漁港など】	139隻	31隻
3	船台等工作物【県内各地】	119件	92件
4	河川管理者実施(有田川など)	69隻	撤去のため未計上

2 行政代執行事例

行政代執行の事例を紹介します。和歌山県では、湯浅広港(和歌山県有田郡広川町)にて、行政代執行を計4隻に対して、実施しています。



これは、同港おける所有者が判明した船舶の中で、下記の図2-4のとおり、公益性に著しく反する船舶について、実施しました。

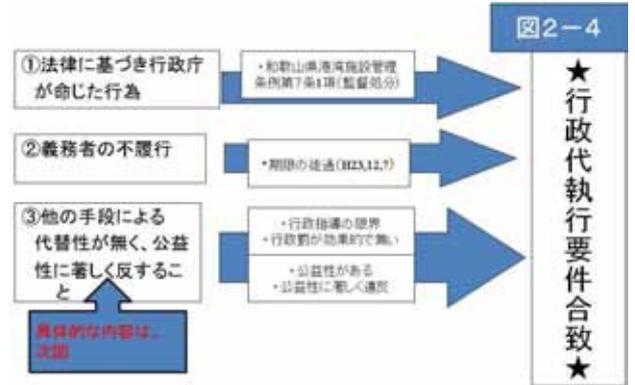
この中で、平成 23 年度に実施した船舶について、紹介します。

【行政代執行実施 H23事例】経過(事件の開始から最終まで5ヶ月)

年	月日	内容	備考
H19	1/1	除去義務者の船、港内にて沈没	図2-3
	1/4	引き揚げを実施、以降放置	
	~	放置状態(何度も口頭及び文書指示実施する)	
H23	6/1	指示書交付	
	9/1	催告書交付	
	10/11	非明の機会付与(行政手続法90条)	
	11/1	監督処分書交付(港務法第7条第1項)	
	11/20	催告書交付(法第90条第1項)	
	12/7	撤去期限(期限を経過しても不履行)	
	12/13	代執行令書交付(法第90条第2項)	
	12/18	行政代執行	放置船では初

和歌山県では、図2-3の経過書のとおり、何度も粘り強く交渉致しましたが、一向に是正に向けて取り組む様子は無く、また、図2-1のとおり、役場と公園が隣接していることもあり、町から実施に向けての要望があるなど、喫緊に行わなければならない状況でした。

そこで、状況や行政代執行の要件を課内で検討・確認したところ、図2-4のとおり、合致したので、知事の決裁を得た上で、取り組みました。



★執行理由
 <他の手段による代替性が無く、公益性に著しく反すること>

図2-5

<他の手段による代替性がない>

- 当該船舶内へのゴミの不法投棄が多発しており、そのまま放置すれば新たな不法投棄を誘発すること
- 除却義務者に対しては過去に数度撤去の指導を行っているが、実行されることなく、自主撤去は望みがたいと判断されること

<公益性に著しく反する>

- 臨港道路及び物揚場の利用及び維持管理に著しく支障が生じていること
- 港湾施設内への船舶の放置は地震発生時には、津波による甚大な二時災害被害を及ぼす危険があること
- 当該船舶は、木製枠による支えをただけの不安定な状態で放置されており、付近には住宅地及び公園・運動グラウンドがあり、当該船舶及びその周辺への児童等の立ち入りも危惧され、船舶転倒による人的被害が発生する可能性があること



代執行実施後の同港での行政指導は、かなりスムーズに進みました。今までは、何度も、粘り強く交渉しなければ、応じない所有者が多かったのですが、案内・指示書などの行政指導文書を送付しただけで、強制的な措置を取ること無く、自主的に撤去を始めるなど、抑止効果が、確実に現れています。

3 放置艇“0”大作戦

「放置艇“0”大作戦」は、これまでの単発的なソフト施策に加えて、新たな係留施設を整備し、放置艇の受入体制が整った地区において、移動指導を行い、指導に従わない放置艇所有者に対し、行政代執行も視野に入れて強制撤去等を実施することとしました。

また、この取組みを「放置艇“0”大作戦」と、皆様に分かり易くかつインパクトの強い名前にしました。

この大作戦では、まず、知事自ら、「放置艇“0”大作戦」の取組み方針を記者発表し、和歌山県がトップダウンで取り組む、強い意思を表明した上で、報道機関、地元自治会、船舶愛好団体や船舶事業者との連携により、実施することとしました。

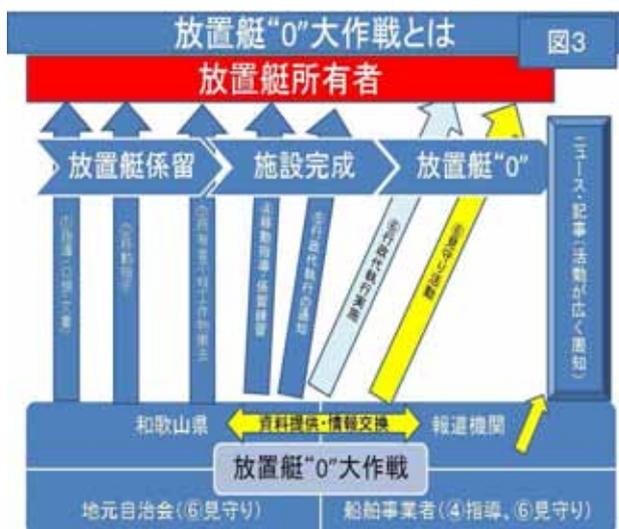


このため、近隣住民や学校関係者から、「放置艇が景観を害し、養翠園が台無しだ。」「放置艇が津波時に凶器になる。」「路上駐車が存在が、子どもに対して危険であり、また、送り迎えでも、迷惑している。」などの声が上がっており、和歌山県としても、放置艇の撤去が、喫緊の課題でした。

このため、津波からの二次被害を防止するため、民家から離れた住居の無い工業団地の地先に、西浜小型船係留施設(PB)を設置しました。

しかしながら、放置艇利用者との交渉では、使い慣れた場所からの移動を嫌う方が多く、交渉が難航しました。

このため、「月極駐車場並みの価格(1万円/月)であること」、「駐車場(200台)の完備した浮棧橋施設であること」や「住宅地から離れており、船のエンジン音などを気にしないで良い」など、新係留施設のことを丁寧に説明したところ、3~4割の方が移動されました。



4 放置艇“0”大作戦の実施例①

～和歌山下津港大浦地区(和歌山市西浜地先)～

和歌山下津港湾大浦地区は、紀州徳川家ゆかりの庭園(養翠園)のある景勝地であり、付近には、幼稚園・小学校の教育施設や住宅団地がある地区です。

しかし、この地区は、地形的に、静穏度が非常に高く、かつ、周辺に大きな河川が無く風水害の危険性が著しく低いことから、放置艇の絶好の係留箇所であり、許可無く、約 100 隻の放置艇が係留していました。





また、和歌山県としても、ただ施設のPRをするだけで無く、移動を促進するために、報道機関への定期的な情報提供(図4-5)や取材対応などの積極的な情報交換を行い、放置艇に対する和歌山県の考えを説明し、対象者や住民への周知に努めました。



更に、知事から、「行政代執行も視野に入れて交渉を進めること」との明確な指示もありましたので、強制撤去を行う旨の文書を何度も送付し、個別訪問を行うなど、地道な活動を行いました。

他にも、移動した放置艇利用者から残っている利用者に対して、移動を促す声かけをはじめ、放置艇が再係留しないように見守るなどの活動があり、また、船舶事業者からは、県の方針を放置艇所有者への確に伝えるだけでなく、新しい係留施設への入出庫に必要な操船練習の立会いを行うなどの活動がありました。

このように、関係者から協力を頂いた結果、放置艇“0”大作業が成功し、大浦地区には、かつての景観が蘇りました。

平成25年7月30日
記者発表
図4-5

「放置艇“0”を目指して、和歌山本港地区(大浦地区)の放置艇に対する一斉指導を実施

和歌山本港地区西浜小型船舶係留施設及び南第1小型船舶係留施設の全面除染を受け、7月12日(金)、河川課、港湾空港課、海草振興局建設部、和歌山下津港湾事務所が、合同で和歌山本港地区(大浦地区:水軒川河口、養蚕園周辺水域)の放置艇(約100隻)に対して、一斉指導(放置艇等の移動・撤去を指導する文書の送付及び届付)を行い、これまでに約60隻から移動の申出がありました。

今後、定期的な一斉指導と法的措置(行政代執行等)を続けることにより、12月末までに、大浦地区の「放置艇“0”」を目指します。

また係留施設整備の進捗状況等を見ながら、内港地区(紙地川)、土入川等の放置艇対策を、順次、進めていきます。

【大浦地区の今後の予定】

8/22 河川課、港湾施設管理係等に基づく指示書
9/4中 河川課、港湾施設管理係等に基づく指示書
9/下旬 県有委不特定多数の職員を派遣(管理員派)
10/下旬 県有委不特定多数の船舶・機材等の撤去(県民代執行)
12/下旬 県有委特別の船舶・機材等に行政代執行

南第1小型船舶係留施設

西浜小型船舶係留施設

大浦地区の放置艇

お問い合わせ先
港湾空港課 港湾管理班
岡澤 (内3164)



5 放置艇“0”大作業の実施例② ～和歌山下津港内港地区(同市築港地先)～

内港地区は、江戸時代に作成された絵巻物にも登場するなど、古くから、海上交通の中心地として利用されており、昭和10年代から40年代までは、和歌山下津港の中心地として、木材、化学、セメントの荷下ろしや出荷などに利用されてきました。

しかしながら、近年の船舶の大型化に伴い、係留施設として必要な水深が確保出来なくなり、更に、平成10年頃以降、木材の原木輸入が大幅に制限されてから、小型船舶を除き、

活発的に利用されなくなった地区です。

また、この地区は、大浦地区と同様、静穏度が非常に良く、更に、中・大型船舶があまり入港しないこともあって、許可無く、約80隻の放置艇が、係留していました。

このため、近隣住民や事務所から、「放置艇が凶器になる」、「放置艇が、廃棄物を不法投棄し易い環境にしている」などの苦情が、多くありました。



そこで、大浦地区で実施した放置艇“0”大作戦を、内港地区でも、引き続き、実施することとなりました。

今回は、前回の大浦地区での反省を活かして、まず、図5-2のとおり、実施スケジュールを作成し、何時までに、何を実施し、最後の目的達成が何かを事務作業や現場作業に携わる職員が理解できるように進めました。

作業項目	平成26年度						
	10	11	12	1	2	3	4
1 現地視察調査	■						
2 西浜・湊第一へ心移動開始		■					
3 船舶関係者評価			■				
4 湊第一(第三工区)誘導				■			
5 指示書					■		
6 勧告書						■	
7 管理計画による撤去							■
8 船員執行開始指示							■
9 船員執行実施							■
10 仲介通知書							■
11 監督処分書							■
12 処分書							■
13 再執行命令書							■
14 再執行実施							■

※作業3については、西浜・湊第一への優先実施を行っている旨を知らせる。
 ※作業4については、できるだけ早く実施する。
 ※作業5については、平成26年1月1日使用開始予定。
 ※作業6及び7については、きちんと期限(月)上旬を切って、実施する。
 ※作業8～14については、これまでの実施例に基づき、実施する。
 ※作業9は管理計画、作業10～14は船員執行、作業10～14は行政執行とする。
 ※移動艇は撤去した船舶の後に再度不法係留されないよう対策を行うことが必要

実施にあたっては、大浦地区と同様に、進めました。この地区は、大浦地区とは異なり、隣接した対岸の水域箇所に湊第一小型船舶係留施設を整備していることや数ヶ月前の大浦地区での報道がなされたこともあり、所有者の大半は、

移動期限より早く移動されました。



また、船舶事業者も、前回同様に、協力して頂いたこともあり、沈没した1隻を残して、放置艇“0”大作戦を開始した10月から約5ヶ月間で、ほぼ“0”を達成しました。

その後、残りの1隻の船については、自宅訪問などの地道な作業と平行し、行政代執行を視野に入れて、手続きを行った結果、本年の5月末に、所有者が、自主撤去を実施し、結果、内港地区での放置艇“0”を達成しました。

6 おわりに

和歌山下津港大浦及び内港地区での放置艇“0”の実現は、和歌山県だけで達成出来た成果では無く、報道機関、地元自治会、船舶愛好団体や船舶事業者等との連携の結果であります。ここに、ご協力頂いた皆様へ改めて感謝の気持ちを述べるとともに、引き続き、来る東南海・南海地震の津波対策、平成27年度の「紀の国わかやま国体」の環境美化のため、1隻でも多くの放置艇の違法状態を解消するため、本年度も、和歌山下津港海南港区、県管理河川土入川(どうにゅうがわ)など、和歌山県内各地で、放置艇“0”大作戦を進めて参ります。

近畿地方整備局用地補償基準等の運用に関するアドバイザー会議について

小城 淳一郎

近畿地方整備局 用地部 用地補償課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

本論文は2012年度から近畿地方整備局用地部で開催しているアドバイザー会議について、会議の趣旨とこれまでの開催内容について紹介するものです。

キーワード 業務改善, 損失補償基準等の客観性・透明性・より一層の適正化、国民目線

1. アドバイザー会議の趣旨

公共事業を施行するための用地取得及びこれに伴う損失補償の事務は、国民の財産に関わるものであり、適正に執行していく必要があります。

また、用地取得は国民の税金を財源として執行していくことになるため、客観的な基準規程に基づいて、適正かつ公平に事務を行っていく必要があります。

そのため、公共事業施行者は、統一的に定められた損失補償基準等によって補償金を算出し、用地取得の事務を進めているところです。

近畿地方整備局用地部では、用地取得に伴う補償についてより一層の適正化を図るという観点から、2012年度より、大学教授・弁護士・不動産鑑定士・一級建築士(以下、「委員」という。)から、損失補償基準等の運用について検証してもらう会議(アドバイザー会議)を開催しています。

この会議は、個々具体的な契約済みの補償事例について各委員に検証してもらい、広く意見を徴収し、損失補償基準等の運用について一層の適正化、説明責任の更なる向上を図ることを目的として始められました。

会議は年2回開催しており、これまで5回開催されました。

検証してもらう補償事例は、近畿地方整備局管内で直近に契約したもので、各委員に契約済みリスト(約1500件)を提出し、その中から抽出してもらうことになっています。

(第3回会議までは委員に2件抽出してもらい、1件は用地部が抽出。第4回会議からは委員に抽出してもらった2件だけに変更。)

会議は非公開で行われていますが、近畿地方整備局の

用地職員及び他の地方整備局の用地職員の傍聴は許可しており、これまで多数の方に聴講してもらっています。

2. アドバイザー会議の構成

「近畿地方整備局用地補償基準等の運用に関するアドバイザー会議設置要領」を制定し、その第1条で同会議を用地部内に設置し、第3条で用地部長が委嘱する外部有識者により構成することとなっています。

3. アドバイザー(委員)の選定について

補償に関する業務という観点とともに、広く知見を求めるという方針で以下の分野の方々を選定しています。

なお、各分野にかかる協会等の組織に所属する方は、それぞれの組織から推薦してもらう形式を取っています。

- ・土地評価・・・不動産鑑定士
- ・建物等の補償・・・一級建築士
- ・法律関係・・・弁護士
- ・地域経済・・・学識経験者

4. これまでの開催内容

(1) 第1回会議 2012年6月26日開催

検証事例

- a) 土地評価について(買収単価の決定方法)
(用地部抽出案件)

論点

- ・土地評価の手法である取引事例比較法の説明と実際の土地評価事例における土地評価格(宅

地)の決定について

- b) 自動車販売会社の補償について
(委員抽出案件)

論点

- ・建物直接支障とならない営業用施設の移転工法の認定について
- ・駐車スペース・大型看板の機能回復について

- c) 送電鉄塔の公共補償について
(委員抽出案件)

論点

- ・送電鉄塔の移設ルート認定について
- ・移設先の残地取得について

(2) 第2回会議 2013年1月29日開催

検証事例

- a) 標準地評価額の決定について(郊外路線商業地域)
(委員抽出案件)

論点

- ・用途的地域の判定と取引事例地の選定について

- b) 道路工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事業損失について
(委員抽出案件)

論点

- ・事業損失の認定要件(因果関係と受忍限度)

- c) 関連移転が伴う移転工法の認定について
(用地部抽出案件)

論点

- ・建物移転工法の認定について
- ・関連移転の範囲について
- ・関連移転が必要とされた物件の移転義務について

(3) 第3回会議 2013年6月17日開催

検証事例

- a) 標準地評価額の決定について(混在住宅地域)
(委員抽出案件)

論点

- ・近隣地域と類似地域の範囲の認定について
- ・標準地の認定方法について

- b) トンネル工事施行に起因する生活用水の水枯渇等により生ずる損害等に係る費用負担
(委員抽出案件)

論点

- ・機能回復の方法について
- ・費用負担額の認定について

- c) 関連移転を伴う構内再築工法の認定について
(用地部抽出案件)

論点

- ・直接支障となる建物と関連移転を認定した建物とを立体集約(照応建物)し、残地内で機能回復を図ることについて

- ・構内再築工法と構外再築工法とを経済比較し工法認定することについて

(4) 第4回会議 2014年1月24日開催

検証事例

- a) 高架橋工事施行に起因するテレビジョン電波障害に係る費用負担
(委員抽出案件)

論点

- ・受信状況の評価について
- ・費用負担率について

- b) 公共事業における用地取得事務の流れ
(委員抽出案件)

論点

- ・標準地価格を算出する際の近隣地域の範囲について
- ・画地の認定について
- ・認定した工法と、実際の移転工法について

(5) 第5回会議 2014年6月19日開催

検証事例

- a) 公共補償について(県立農業高校の機能回復について)
(委員抽出案件)

論点

- ・移転工法の認定について
- ・施設の機能回復方法について

- b) 標準地評価額の決定及び残地補償について
(委員抽出案件)

論点

- ・宅地見込地地域の評価について
- ・残地補償について

(6) これまでの会議での各委員からの意見

これまでの5回の会議における検討事例を補償類型別に分析すると、a)土地の評価に関する事例5件(残地補償に関するものも含む。うち委員により選出された事例4件、以下括弧書き内同じ)、b)建物移転に関する事例3件(1件)、c)公共補償に関する事例2件(2件)、d)事業損失補償に関する事例3件(3件)です。

各類型における論点について、各委員からの主な意見・質問をまとめると以下のとおりとなります。

- a) 土地の評価に関する事例に関しては、近隣地域のとらえ方といった基本的な内容のほか、複数の用途的地域が混在する場合の評価アプローチの模索、取引事例価格が決定された背景の検証、標準地評価額の決定方法、用途地域の判断基準といった踏み込んだ内容の意見が出されました。特に、用途地域の判定については厳しい意見も出されました。

- b) 建物移転に関する事例に関しては、関連移転によ

り事業に直接支障にならない建物を移転対象と認定する過程における別工法の可能性の掘り下げの必要性、従前の駐車スペースの確保の必要性、関連移転となる建物の相手方の移転義務についての考察についての意見が出されました。

- c) 公共補償に関する事例に関しては、鉄塔移設に関する採用工法（ルート）認定にいたる検討内容、学校の機能回復に関する移転工法の認定にいたる検討内容について意見が出されました。
- d) 事業損失補償に関する事例に関しては、工事との因果関係の認定、補償の相手方を直接の被害者たる住民ではなく代替施設等の施工者または管理者とすることの適正判断基準の必要性や事務処理の標準化について意見が出されました。
- e) その他に、補償に至るまでの過程・根拠資料はきちっと保管し、第三者から疑義が申し立てられた場合について備えておくことが重要との意見が出されました。

これら意見や質問を総じて委員の方々の関心の傾向、視点、切り口が、一般人の観点から見た場合に、それぞれの補償の方針、内容が公平・公正であり説明責任を果たすだけの根拠を起業者側が持っているのか、そのための指標のようなものが内部で整理されているのか、検討過程・判断基準が定形化して事案毎の掘り下げがおろそかになっていないか、判断基準の精度をあげるための検証がなされているのか、ということにあることがわかり、本会議の設立の意図が十分に反映された中身になっていると考えます。

用地部においては、各回の会議の終了後、「近畿地方整備局用地補償基準等の運用に関するアドバイザー会議設置要領」の第1条の主旨に則り、会議において委員から徴収された意見を踏まえて、損失補償基準等の運用について一層の適正化を図るうえで取り組むべき課題の検証を行い、既存の運用の改正や新たな運用が必要となる可能性があるものについて検討しました。

検討の結果、実際に運用の改正等を行った取り組みについて次項において紹介します。

5. 会議後の取り組み

これまでの4回の会議を踏まえ、用地部では以下の事務連絡文書を事務所に発出しました。

(1) 2013年12月25日付け事務連絡

「事業損失に伴い地方公共団体等が代替施設を新設する場合の費用負担契約の取扱いについて（通知）」

この事務連絡は、第3回アドバイザー会議での検証事例b)での各委員からの意見を受け、用地部で検討を行

い、各事務所へ発出したものです。

これまで事業損失の際、地方公共団体と費用負担契約を取り交わす際の事務手続が明確になされていなかったこともあり、取り決めに定めることになりました。

この事務連絡により、費用負担額について、地方公共団体が工事等を請負に付し入札手続を取る場合は、公共補償の場合と同じく落札額を適正に反映した額を負担することが定められました。

加えて、地方公共団体が代替施設の調査・設計から工事着手までに複数年度を要する場合は、確認書を締結のうえ、年度毎に費用負担契約を行うことが出来ることとし、その際の事務処理フローについても定めました。

(2) 2014年3月19日付け事務連絡

「近畿地方整備局用地事務取扱細則運用指針第42条第1項に規程する標準地評価格承認申請書作成に係る留意点及び参考資料について」

この事務連絡は、第1回、第2回、第3回のアドバイザー会議で検証事例になっていた土地評価・標準地評価格の決定について、各委員からの意見を受け、用地部で検討を行い、各事務所へ発出したもので、標準地評価格を算出する際の留意点・各用途地域の地域格差及び個別格差の認定基準の参考例等を取りまとめたものです。

これまでも標準地評価格承認申請書の作成例について、事務所に通知していたところですが、その見直しを行いました。

これまでは、標準地評価格は最も地域格差の小さい取引事例から求められた価格を採用していましたが、この事務連絡により、各取引事例の取引時点、標準化補正、地域格差の項目を点数化し、3項目の総和を求め、最も点数の高いものを標準地評価格に採用することとする、新たな判断基準を定めました。

また、取引事例を選定する際の判断基準、地域格差及び個別的格差の認定基準の参考例も新たに決めました。

(3) 2014年6月17日付け事務連絡

「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波障害により生ずる損害等に係る費用負担について、有線テレビジョン放送を利用する方法により有線テレビジョン会社と費用負担契約を締結する場合の取扱いについて」

この事務連絡は、第4回アドバイザー会議での検証事例a)での各委員からの意見を受け、用地部で検討を行い、各事務所へ発出したものです。

これまで、電波障害の費用負担を有線テレビジョン会社と行う際の事務手続について明確にされていなかったこともあり、取り決めに定めることとなりました。

この事務連絡により、有線テレビジョン会社と費用負担契約を締結する際の実施フローと、その際締結することになる協定書、覚書、契約書の様式が定められました。

6. 今後の取り組み

これまで5回の開催で、各委員には国民目線で契約済

行政サービス部門:No.04

みの事例を専門的知見を駆使して検証してもらい、疑問点・見直すべき点等の意見を頂いてきました。近畿地方整備局用地部ではその意見を受け、これまでに定めなかった事柄については、上記5に示したとおり、事務連絡文書を発出し、運用をしているところです。

今後も、用地取得に伴う補償の更なる適正化のため、各委員と意見交換をしていくことにしています。

出された意見は近畿地方整備局内で共有し、今後の用地取得事務にいかしていきたいと考えています。

土木の魅力 ～若年技術者確保に向けた、近畿地方整備局の 新たな取り組み～

谷本 真弓¹

¹近畿地方整備局 企画部 企画課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

日本社会にとって建設業は必要不可欠であり、かつ、仕事としても大変魅力的である。一方、最近の若者にとって建設業に対する理解不足の結果、建設業へ積極的に就職希望しない傾向にあるように思う。建設業にとって若年技術者確保は喫緊の課題であり、そのために若者に建設業の面白さややりがい等を伝えることが重要ではないかと思われる。

その中、近畿地方整備局では若者をターゲットに「建設業の魅力」を伝える取組みを2つ行っている。それらを紹介しつつ「建設業の魅力」について再考する。同時に、若年技術者確保に向けた近畿地方整備局の今後の役割についても考察する。

キーワード 技術者, リクルート, 広報

1. はじめに

生活を営む住宅をはじめ、道路、河川、港湾、空港、公園、上・下水道などは、総じて土木技術の基に成り立っている。これらを、企画、調査、設計、施工、維持管理などの過程を経て創り出すことを、建設産業という。建設産業の特徴は、依頼者からの注文による受注生産であること、そして多くの職種の人々が参画して生産活動が行われることである。また、災害時には、その最前線で地域社会の安全・安心の確保を支える「国土や地域の守り手」として、大変重要な役割を果たす。このように、日本社会にとって建設産業は重要な産業であり、職員としてもやりがいも感じられる仕事でもある。災害時の極めて厳しい状況の中で、危険を顧みず、地域社会を支えるという使命の大きさは、平成23年の東日本大震災や紀伊半島大水害での活動などで、あらためてその重要性が認識された。

しかし、バブル経済崩壊以降長年に渡る景気の低迷により公共投資が減少し、リストラや新規採用の抑制を重ねてきたことで、現在東日本大震災からの復興、デフレ景気からの脱却など、需要増となる要因が増えているにもかかわらず、具体的な土木に対するイメージがわいていない結果、建設業界に関心を示す若者が少ない傾向にあると言われている。建設業界にとって現在若年技術者をいかに確保していくかが課題である。

そこで、若者に土木について触れ合う機会を与えるこ

とで若者の建設・土木業務に対するイメージを具体化させることが重要ではないかと思われる。

このような中、近畿地方整備局が現在取り組んでいる土木に触れ合う機会を作り、土木の魅力を広める取組2つについて事例紹介・検証する。また、今後土木に携わる人材を増やすために、近畿地方整備局が果たす役割についても考察する。

2. 建設業が社会に果たす役割

(1) 建設業の歴史

¹徳川幕府から明治政府へ様変わりする日本の社会の中で、最も変わったのは、交通網であった。生産物を増やし、産業を振興させるためには、交通基盤の整備が不可欠だったのだ。このため、1872年の汐留（しおどめ）・横浜間の開通から、東海道線、東北線、山陰線と続き、なんと約30年後の1901年には、本州を縦断する幹線鉄道網が完成している。同時に、全国各地に近代技術を取り入れた、先進的な橋梁が建設され始めた。鉄道敷設が進むと、耐久性に優れ、高架建設の容易な鉄橋が重要性を増してくる。さらに、近代化を急ぐ明治政府が、交通基盤整備とともに力を注いだのが利水基盤事業だ。明治期、農業振興や近代水道の導入、水力発電などを目的とし、全国各地に堰堤が築かれている。なかでも経済発展に伴い、人口が集中し始めた都市部では、伝

染病の蔓延を防ぐため、ダムを含む上・下水道整備が急務であった。関西で、特に神戸に堰堤など利水土木遺産が多いのは、開港都市として、いち早く大規模な水道事業が敢行されたためだった。

(2) 国土や地域の守り手

平成23年紀伊半島大水害時には、通行不能となった国道168号今戸地区のバイパス道路・十津川道路を通常であればもう少し先の開通予定であったが、緊急措置として一部区画線工事を開通後に施工するなど工夫をし、被災確認から2日後に開通を果たした。住民にとっては「命の道」と言われている。

(1) (2)から、土木技術は産業振興のために重要かつ、人々の命を守り、生活を豊かにするうえでなくてはならないものだということがわかる。忘れてはいけないことは、1つの土木構造物を作り上げるためには、多種の土木技術者が存在するという点である。これからも人々の命を守り生活を豊かにし、これまでの社会資本を維持していくためには、技術が伝承され若者へ引き継いでいく必要がある。

(3) 若者の「土木」に対する考え方

若者にとって「土木」についてどのようなイメージがあるのか、大阪工業大学都市デザイン工学科の大学1年生87人にアンケートをとった。

その結果、「科名が土木工学科だとしても本学部に入學していたか?」という質問に対し、15人が「迷う」を選択した。この理由として、土木に良いイメージがない、土木に興味がない、体力が必要、イメージが付きにくい等の回答があった。

アンケート結果から、学生は土木について具体的なイメージがわいておらず、そこから土木についての興味が低い傾向にあると思われる。

(2)で述べたように土木は、人々の命を守り、生活を豊かにするうえで大切であり、道路・鉄道・港湾・河川・上・下水道と言った、幅広い分野に渡る。また、それに携わる技術者も計画、調査、設計、施工、維持管理、見積積算、災害防止など多岐にわたっているため、活躍できる場面が多くある。

では、どのように近畿地方整備局が若者に対して土木のイメージを具体化させようとしているのかについて以下検証していく。

3. 「魅せる！現場」について

(1) 概要説明

近畿地方整備局が取り組む事例一つ目「魅せる！現場」について紹介する。

「魅せる！現場」とは、見学可能な工事現場等をホームページで公開し、一般の方を対象に見学希望者を募集することで、普段見ることのできない現場を見てもらい、近畿地方整備局の行う社会資本整備について広報を行うという企画である。当企画は平成25年8月より開始し、近畿地方整備局管内の見学可能な施設約30施設をラインアップしている。

これまで約3,000名からの応募があり、20の現場で73回の見学会を実施、積極的な広報を展開してきた(平成26年5月末現在)。マスコミからの注目度も高く、新聞記事の掲載や、テレビで放送されるなど有力な広報ツールとしてその力を発揮している。今回、ラインアップの中でも特に人気の高く、見学会の開催実績も多い「御堂筋共同溝(きょうどうこう)見学」についての事例を紹介する。

御堂筋共同溝は大阪のメインストリートである御堂筋の地下に計画されているシールドトンネル(内径4.77m、延長約4km)である。そもそも共同溝とは電気、電話、水道、ガスなどのライフラインをまとめて、道路などの地下に埋設するための設備である。

御堂筋共同溝は、地下鉄御堂筋線(地下10m)よりさらに地下深い場所(地下30m)に存在し、水道、電気といったライフラインが収められる重要な施設となっている。現在、トンネル本体の一部と分岐立抗3箇所を施工中であり、本見学会ではこの地下共同溝を実際に自分の足で歩いて見学できるということで好評を博している。

見学会では、最初に詰所で工事の概要を説明する20分程度のDVDを見てもらい、工事のあらましを理解してもらう。詰所には御堂筋共同溝の模型も置かれており、実際に現場を見る前に共同溝について理解しやすいようになっている。その後、実際に地下30mへ移動し、自分の目で現場をみて、肌でその雰囲気を感じてもらい、その体験を通じて、今まで知らなかったことを知ってもらい、土木技術は我々の生活にとって重要なものであることを理解してもらうことが「魅せる！現場」の最大の狙いである。



写真-1 解説を行いながら御堂筋共同溝を進む様子(左)



写真-2 御堂筋共同溝の模型(右)

(2) 体験者からの声

実際に体験された方の感想として、以下のような意見が寄せられている。

- ・私たちが安全に暮らしている裏には、このようなすごい仕事をされている方がいるのだなと思った。
- ・狭い作業スペースだが、様々な技術と作業が混在していて非常に見応えがあった。
- ・都会のメイン道路の地下に巨大なトンネルが存在していた事に驚きました。

(3)考察

(2)に「私たちが安全に暮らしている裏には、このようなすごい仕事をされている方がいるのだなと思った」ともあるように、現場見学を通して、普段見ることのできないものを見てもらい、現場での解説も丁寧に行うことで、見学者に土木に対して具体的なイメージを持ってもらい、土木を身近に感じてもらうことが出来ると思われる。また、見学会を小学校等の総合学習の時間に取り入れてくれているところもあり、これからの若者に土木技術に対する興味をもってもらい、将来の土木技術者を生み出すきっかけにもなりうるものと思う。さらに、御堂筋共同溝の「上向きシールド工法」は最新の工法で、まだ海外での施工実績も少ない。今後、海外からの見学者が増えるようなことがあれば、日本の土木技術の海外へのPRに繋がるものと思われる。

4. 「魅せる！現場～現場を支える人々編～」について

(1)概要説明

近畿地方整備局が取り組む事例二つ目「魅せる！現場～現場を支える人々編～」について紹介する。

「魅せる！現場」では、「土木構造物」を自分の目で見て感じて体験するものであったが、こちらは、土木技術者等の「現場を支える人々」に光をあてた取り組みである。若者にターゲットを絞り、土木技術の「おもしろさ」や「職業としてのやりがい」、「魅力」等を伝えることを目的としている。平成26年6月より新たなホームページを立ち上げ、近畿地方整備局管内で5現場を支える人々を紹介している。

(2)「赤谷地区上流堰堤他工事」を事例として

この中で、「赤谷地区上流堰堤他工事」についての事例を紹介する。

紀伊半島で平成23年9月に発生した台風12号により、山の斜面が深い地盤ごと崩れ去る大きな崩落（深層崩壊）が発生し、流れていた川が土砂でせき止められ天然

ダム（湛水地）が発生、現在でも3箇所がせき止められたままである。

赤谷地区にある天然ダムが決壊した場合の土砂災害を防ぐため、下流側に土砂を受け止めるための砂防堰堤を設置する工事を行っている。

今回試行的に行っているホームページでは、この工事に携わっている各分野を専門とする技術者にインタビューをし、それぞれの視点からの意見を記載している。現場で工事を行っている人、無人化施工で遠隔操作を行っている人、斜面の安定解析を行っている人、それぞれがいないと砂防堰堤を設置できないことがわかるうえ、技術者といっても様々な職種が存在することも見えてくる。若者にとっては職業としての土木技術者が具体的にイメージしやすい仕組みになっている。



図-1 ホームページへ掲載されている内容抜粋

図-2 砂防堰堤とはが分かる資料

(3)考察

3. 「魅せる！現場」では、実際に現場へ行くことで、土木のスケールの大きさを体感してもらうことができる。2.(3)で論点整理をおこなったように、土木は人々の命を守っており、生活を豊かにするうえで大切ということを感じてもらえるきっかけづくりになっている。

それに対し、4. 魅せる！現場～現場を支える人々編～では、土木技術者等の「現場を支える人々」に光を当てたつくりになっており、ホームページを見た人にとっては、技術者毎に説明されているため、土木の仕事に対して具体的なイメージがわきやすくなり、業務が多岐にわたることが理解できると思われる。

「魅せる！現場」で土木のハード部分を体感いただき、「魅せる！現場～現場を支える人々編～」で、個人が具体的にどのように土木に携わり、それぞれのやりがいや、誇りも伝わるソフト面での対応ができていると言った、一連の仕組みがここには生まれている。

5. 大阪工業大学の学生からのアンケート結果をもとにした考察

(1)オリエンテーションの概要

近畿地方整備局以外でも土木の理解を深めるための取組を行っている。大阪工業大学都市デザイン工学科では、都市デザイン工学（土木工学）の学習意義などについて

学ぶため新生を対象に現場見学のオリエンテーションを行っている。今回は、関西電力旭ダム、谷瀬のつり橋、河道閉塞復旧現場（赤谷）見学、等へ見学へ行った。私も当日同行し、大学1年生87人に簡単なアンケートをとった。以下アンケートからの考察を行う。

(2) 考察

アンケート1) この2日間のオリエンテーションで気づいたこと、学んだこと

実際に現場を見て、「危険と隣り合わせの仕事」であると恐怖心を抱いていた学生もいたが、「土木技術は必要とされている」、「将来の仕事のイメージがわいた」との回答からわかるように、実際に現場を目で見て将来の就労イメージが膨らんでいることがわかる。



写真-3 河道閉塞復旧現場（赤谷）についての説明を熱心に聞き入る学生

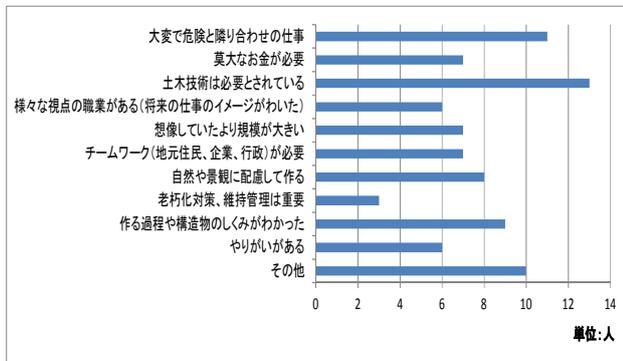


図-3 2日間のオリエンテーションで気づいたこと、学んだこと

アンケート2) 自分にとって技術者とは、土木の魅力について

ここからもわかるように、「人のためになり、生活の基盤をつくる仕事」、「記憶に残る、地図に残る仕事」という意見が多くある。アンケート1)では「危険と隣り合わせの仕事」との意見が多くあったが、ここでは、「人のためになり、生活の基盤をつくる仕事」との意見が大半を占めている。つまり、危険と隣り合わせであるが、人々の生活を支える大切な仕事としての魅力を感じていることがわかる。

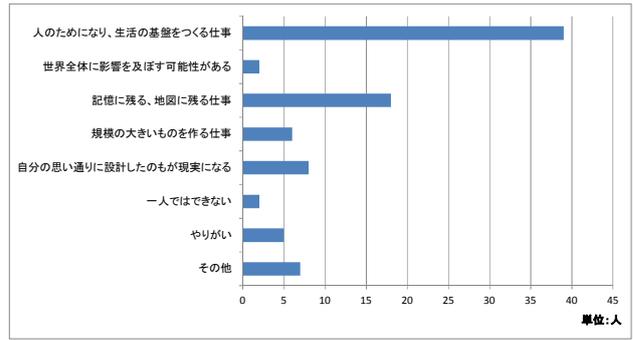


図-4 自分にとって技術者とは、土木の魅力について

6. 近畿地方整備局が果たすべき役割

(1) 課題

今までの事例から考察するに、現在近畿地方整備局が行っている「魅せる！現場」では、土木が人々の命を守っており、生活を豊かにするうえで大切ということを実感できる仕組みで、「魅せる！現場～現場を支える人々編～」は、土木の仕事に対して具体的なイメージがわかりやすい仕組みになっており、技術者のやりがいや誇りも伝わるので、今後も土木に対する若者確保を行うためには、続けていく必要がある。

しかし、近畿地方整備局だけで勢力をあげて土木の魅力発信を行っていくのではなく、業界全体で一丸となって魅力を発信していくことが今後重要である。そこで、近畿地方整備局が主導的に建設業界へ働きかけ、業界全体で土木の魅力を発信していけば、情報も集約され、学生にとっても情報を入手しやすくなるのではないか、と考える。

(2) 新たな取組み

近畿地方整備局の新たな取り組みとして平成26年6月に「近畿地方整備局企画部内プロジェクトチーム」を立ち上げた。この取り組みは、近畿管内の行政、民間、大学等が連携し広報体制を構築し、土木の魅力向上させることを目標に、ホームページを開設するなどの取組みを行う。この取組みをきっかけに官民の力を集約させ、土木の魅力について紹介をすることで、学生がそこから土木に関する情報を入手しやすい仕組みにしていく予定である。

7. まとめ

今回ご紹介したように、近畿地方整備局では土木の魅力を伝えるため、様々な試行錯誤を行いながら日々挑戦している。私自身技術者ではないが、今回この論文作成

にあたり様々な技術者の方と触れ合い、わかったことが2つある。1つは、普段私たちの生活の中で何気なく使っているものの多くに土木技術が応用されているということ、さらに、それを作り上げるために、多くの土木技術者が存在していることである。どの技術者の方も自分の専門分野に誇りを持って取り組んでいるということを感じた。また、一つの土木構造物のために、多くの技術者が集まっていると論じたが、自分一人では完結できないからこそ、計り知れないチームワークと達成感がそこにはあることも分かった。このように土木は私たちの生活を支えている根幹であるということも改めてわかった。

今後、若年技術者確保に向けて必要なことは、技術者一人一人からの魅力あふれる土木についての心のこもったメッセージが重要である。また、課題としては、官民枠を超えた土木についての情報発信を行い、若年技術者に向けた広報を行っていくことが大切なので、これからも近畿地方整備局としては広く広報活動を行っていきたい。

参考文献

1) 土木学会：土木学会論文集の完全版下印刷用和文原稿作

河川敷における不法耕作是正の事例について

佐藤 麻子¹・金沢 尚志²

¹近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 船戸出張所 (〒649-6262和歌山市上三毛1122-2)

²近畿地方整備局 河川部 水政課 (〒540-8586大阪市中央区大手前1-5-44) .

河川敷での不法耕作は、一部の者が公共の土地を独占的に使用することにより、他の利用者の自由使用の妨げになるだけでなく、耕作に伴い設置される小屋や柵などの工作物は、洪水時に流出すれば下流の施設に損傷を与えることが懸念されるなど、河川管理上支障となっている。

今回は、紀の川での大規模な不法耕作に対して、設置看板の工夫や粘り強い是正指導を行うとともに、事務所内の関係部署と連携し、1年余りで是正を完了した事例について報告する。

キーワード 不法耕作，敷地管理，維持管理

1. 不法耕作の概要

紀の川はその水源を大台ヶ原に発し、上流は奈良県、下流は和歌山県を流域とし、和歌山市内で紀伊水道に注ぐ、流路延長約136kmに及ぶ河川である。

本件不法耕作が行われていたのは、左岸8.3kから8.7k付近の和歌山市出島地先の高水敷であり、下流側の国道24号紀州大橋から上流側の和歌山市占用公園までの区間の高水敷を覆い尽くすように多数の家庭菜園がひしめきあっている状態となっていた。



写真-1 不法耕作是正前

耕作者や付近住民からの聞き取りによると、およそ20～30年前から不法耕作は行われていたようである。河川管理者としてこれまでも看板設置などの対応を行ってきたが、是正には至らず、時間が経過するごとに新たに不法耕作を始める者が現れ、今回の是正指導開始時には、面積約15,000㎡、件数は推定約40件ののぼり、紀の川で最大規模の不法耕作地帯となっていた。

規模が拡大していった背景には、本件不法耕作のある高水敷には一部堤外民地もあり、複数の所有者により耕作に利用されているため、坂路に車止めを設置などの車両の進入防止の措置をとることが困難であったことも要因として考えられる。

なお、官民境界にはコンクリート杭が打設されており、民地所有者が境界を越えて不法耕作を行っていたものではない。

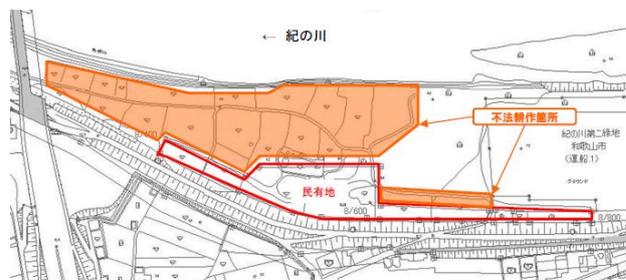


図-1 不法耕作地位置図

2. 紀の川下流部での不法占用是正の歴史

紀の川下流部（河口～7.0k）では、第二次世界大戦中の食糧難により、国が食糧増産の一環として野菜栽培を働きかけたこともあり、河川敷各所での耕作が始まった。また、空襲により焼け出された人々が河川敷へ避難したことが発端となり、年々居住者が増加し、環境面、安全面で大きな社会問題となっていた。

このため1971年（昭和46年）6月、国、県、市を構成員とする「紀の川環境整備対策協議会」（以下、「協議会」という。）を発足し、不法占用に対する取り組みを開始した。

1974年3月には悪質な不法占用に対して行政代執行も行っている。

先人たちの努力により、現在までに900棟以上の建物の撤去、約30万㎡の不法耕作の是正が完了し、跡地は主に公園として整備されて多くの市民に利用されている。

3. 不法耕作是正の背景

協議会の事例に代表されるような継続的な取り組みにより、紀の川全体として不法占用が大きく減少したことから、和歌山河川国道事務所管内では出島地区の不法耕作が最大規模の不法占用案件となっていた。

出島地区の不法耕作は家庭菜園を行う者が、徐々に集まってきたものであり、1件あたりの面積は狭く、関係者の数が多いことが特徴である。

公共の土地を個人が許可無く耕作することは許されることではなく、敷地管理上、是正する必要があることは言うまでもない。



写真-2 工作物の状況

加えて本件では、耕作者が各々の耕作地の周囲に柵をはりめぐらしたり、農機具を保管する物置を設置したりしていたことから、工作物の数が非常に多く、洪水時の流水の阻害や流出の恐れがあった。さらに、景観上も悪く、近隣住民からも是正要望が出されていた。

また、この付近の高水敷は緊急用河川敷道路の整備計画区間に含まれているが、不法耕作が支障となっているため、手前までの整備に止まっていた。

緊急用河川敷道路とは、兵庫県南部地震において建物の倒壊等により陸上交通が混乱し、負傷者や復旧資材の輸送に支障をきたした教訓から、河川敷を利用した災害発生時の避難ルート及び救援・輸送ルートを確保する事を目的として整備している道路であるが、本件不法耕作の行われている区間でルートが途切れ、本来の効用を発揮できない状態となっていた。

これらの事情を勘案し、事務所として不法占用是正の最優先案件として取り組むことを決め、対応にあたることとした。

対応にあたっては、当方が本気であることを認識させるよう設置看板の工夫や頻繁な是正指導を行うとともに、耕作地の円滑な放棄を促すための指導方針の立案、さらには新たな不法耕作を防止するために所内の関係部署と連携した取り組みを行った。以下にそれらの内容と是正対応経過と結果を紹介する。

4. 設置看板の工夫と頻繁な是正指導

2012年10月是正指導を開始した。

是正にあたっては、事務所河川占用調整課と出張所で班を編成し、現地にて口頭で撤去指導を行うとともに、新たに看板を設置した。

ちょうどこの頃、地元中学校による職場体験学習として、和歌山河川国道事務所に中学生2名が派遣され、業務を体験するという機会があった。

そこで、河川管理の業務体験として、現地を案内し、不法占用の現状や対応方法について学んでもらい、対応策のひとつとして看板を手書きで作製していただくこととした。

当方が作製した警告看板と併せて中学生の作製した看板も多数設置したが、「不法耕作はやめて!」「きれいな川にもどしましょう」と手書きで書かれた看板は、パソコンを使用して作った看板よりも心に訴えるものがあると感じた。

現地での是正指導は週に1、2回の頻度で行い、なるべく多くの耕作者と会えることを期待して、曜日、時間が異なるようにスケジュールを立てた。

過去にも看板を立てるなどの対応を行ったが、是正に至らなかったという経緯があることから、特に初期は頻

繁に現地へ赴き、繰り返し説明を行うことで、本気で不法耕作を是正しようとしていることを印象づけるよう努めた。

ひととおり是正指導を終えた2012年12月には、さらなる対策として、幅1.8m高さ0.9mのアルミ製看板を設置した。堤防天端の市道からもよく見えるように立て、近隣住民や通行者からも注目してもらうことで、是正が進むことを期待した。



写真3 中学生作製の手書き看板



写真4 アルミ製看板

5. 耕作地の円滑な放棄のための指導方針の立案

耕作地を円滑に放棄してもらうために、是正指導にあたっては下記のとおり方針を立てた。

- ・今育てている作物は収穫まで待つ。ただし今後一切新たに植えないこと。収穫を終えた耕作地は直ちに放棄すること。
- ・持ち込んだ工作物、農機具などは各自で撤去すること。所有者不明の物はゴミとして当方で処分する。

複数の耕作者から「今育てている作物で最も収穫の遅いもの」を聞き取りしたところ、たまねぎの収穫が7月になるとのことであった。このため、撤去期限は2013年7月末とし、それまでに収穫の終わった畑から順次放棄していくように指導した。

不法耕作とはいえ、手塩にかけて育てている作物を途中で放棄せよ、と指導したのでは、反発を招き、受け入れてもらえないと考えた。収穫を待つという方針を示したことで、譲れる部分はできるだけ配慮するが、不法耕作の是正は断固として行うという姿勢は伝わったのではないと思う。

工作物については関係者の数が多いこと、耕作開始からの期間も長く耕作者の入れ替わりもあること、耕作に関係なく不法投棄されたと思われる物もあることから、個々の所有者を特定することは不可能であったため、各自で持ち込んだ物は必ず撤去するように指導し、所有者不明の物はゴミとして処分することとした。

6. 新たな不法耕作防止のための所内での連携

頻繁に是正指導を行うことで、収穫後の耕作地放棄を約束する人も現れるなど、ある程度良い感触をつかむことができてきたが、苦勞して不法耕作を是正したとしても、放棄されたままにしておけば、すぐに別の者が来て、新たな耕作を始めてしまう恐れがある。

是正後の高水敷整備を円滑に進めるためには、関係各課と情報共有のうえ、総合的な対策を行うことが必要であると考え、事務所内で課を横断した不法占用対策プロジェクトチームを立ち上げた。

プロジェクトチームとして効果的な方法の検討を進めるなかで、緊急用河川敷道路の整備工事の発注を前倒しで行うこと、耕作放棄地の整備やゴミ処理を見込んで維持作業の予算を確保しておくこと、など不法耕作の是正計画に沿った対応策を部署を超えて決定していくことができた。

プロジェクトチームの立ち上げが、不法耕作是正が順調に進んだ大きな要因となった事は間違いない。

7. 是正対応の経過と結果～マスコミも注目

工事が発注されたことから、より期限を意識した是正指導を行うことができた。

是正指導を始めた時には「これまで十数年間耕作を続けてきたのに怒られていない。今さら立ち退くつもりはない」といった非協力的な反応をされることが多かったが、何度も現地へ足を運んだ甲斐があり、夏に向けて収

穫を終えた畑が1件また1件と放棄されていった。当初は放棄されたかどうかの判断に迷うのではないかと懸念していたが、放棄された区画はすぐに雑草が生い茂るため、容易に判別することができた。

期限としていた7月末には、大部分が放棄された荒地となり、9月には全域で耕作が放棄されていることを確認した。柵やシートなど残された工作物は多かったが、価値があると判断できるような物は無かった。物置に関しては老朽化していても中に何が入っているかわからないため、期限を定めた撤去・処分の警告書を貼付し、写真を保管した。

耕作者の中には近隣の堤外民地を借りて、耕作を続けている人もいたため、継続的に現地を訪ね、着工が近づいていることの周知や情報収集等を行うとともに、新たに耕作が開始されないよう監視した。

10月、緊急用河川敷道路の整備工事が現地着手し、整地や施工範囲の工作物の撤去を開始した。

施工範囲外に残された工作物は河川維持作業にて撤去・処分を行った。

現地指導、整備工事、維持作業と連携して対応した結果、是正指導開始から1年3ヶ月後の2014年1月には是正が完了した。なお、撤去した工作物等に関して苦情や問い合わせは一切無かった。



写真-5 不法耕作是正後

また、注目を集めることを期待して立てたアルミ製の大きな看板は、全国紙新聞記者の目に留まり、興味を持たれて事務所へ取材に来られた。

取材の結果、2013年10月26日の地方面に『紀の川で不法耕作』との見出しで大きく掲載され、紀の川に不法耕作が多数存在すること、国土交通省の職員が地道に対応していることが紹介された。

不法行為の早期発見・是正には、周辺住民からの通報なども非常に有効であり、このようなマスコミの報道は紀の川に注目していただく大きな啓発効果があったと考えている。

8. おわりに

本件については、結果として長期間不法耕作を放置してきたことには反省すべき点もあるが、今回、事務所一体となって取り組むことにより、このように迅速な是正を行うことができた。

是正指導については特別な事をしたわけではないが、頻繁に現地に足を運び、丁寧に説明を尽くすことで、真剣に対応しようとしている我々の思いが伝わったのではないかと思う。

ただし、跡地については、緊急用河川敷道路の敷設部分を除き、整備の予定はなく、現状は限られた維持予算により高水敷の除草範囲も一部に限定されている。

そのため、不法耕作の再発や新たな不法占用の発生が大きく懸念されるため、これに対応が終わったわけではなく、引き続き巡視等を行い、早期発見に努め、定着を未然に防ぐことが肝要である。

不法耕作については、近年、新聞やテレビに取り上げられるなど、マスコミにも注目されており、また、国民の行政に向ける視線も厳しいなか、放置できない課題となっている。

今後は、維持管理に重点を置いた予算と人員を確保し、不法行為に対して迅速に対応できる体制を充実させていくことが求められる。

佐藤 麻子（近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 船戸出張所）

金沢 尚志（旧所属：近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課）

第二阪和国道の用地取得に向けた取り組みについて

加藤 忠之

近畿地方整備局 浪速国道事務所 用地第二課 (〒573-0094大阪府枚方市南中振3-2-3)

一般国道26号第二阪和国道(淡輪ランプ～大谷ランプ)は2011年3月から用地買収に着手し、2015年度の供用を目指して事業を進めている。浪速国道事務所では、そのうちの淡輪ランプ～大阪府・和歌山県境間において用地買収を行い、用地買収開始から約3年で約96%(2014年3月末・面積比)の進捗率を達成することができた。

この達成のために、目標設定・工程管理・クリティカル箇所への対応等について、事務所内で連携をはかり、いかに問題解決を図ったか。また、沿線自治体と、どのように協力体制を築き、用地進捗を図ったかを述べるものである。

キーワード 目標設定、工程管理、連携、協力体制

1. はじめに

第二阪和国道の大阪府域(大阪府泉南郡岬町淡輪～大阪府・和歌山県境)は、2009年度より起点側から順次本格的な設計協議に入り、幅杭打設や地質調査・設計等を進めてきた。2010年度には起点側の3地区において用地測量・物件調査を完了したことから用地交渉を開始した。

2013年度当初の段階では、全7地区のうち、3地区においては用地取得を概ね完了していた。また、2地区においては用地測量・物件調査を概ね完了し、用地交渉に着手していた。しかし、残り2地区については、1地区が境界確認作業と並行して土地調書・物件調書が整ったところから用地交渉に着手している状況であり、もう1地区については、境界確認書、地図訂正承諾書への押印依頼と並行して用地交渉に入るための土地調書・物件調書の作成に取りかかったばかりの状況であった。

このような状況のなか、供用目標を達成するために所内の体制を整え、また、関係自治体である岬町の協力を受け、円滑な用地買収のためのマネジメントを実施した。

以下、用地取得目標に向けた取り組みについて、その概要を紹介する。

2. 第二阪和国道の概要

第二阪和国道(淡輪ランプ～大谷ランプ)は、国道26号の慢性的な交通混雑への対応と、府県境の孝子峠を含む延長6.1kmの区間が「異常気象時通行規制区間」に指定されており、大雨など異常気象時には通行止

になること等に対処するため、大阪府泉南郡岬町淡輪地内の淡輪ランプを起点とし、和歌山県和歌山市大谷字中得地内の大谷ランプを終点とする延長9.4kmの区間において、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を整備するものである。

また、第二阪和国道(淡輪ランプ～大谷ランプ)は全区間について2015年度に、暫定2車線での供用を予定しており、早期の用地取得が必要となっている。

そこで、早期の用地取得を確実にするため、2012年度中の事業認定告示、2013年9月までの全地区手続開始を目標とした。

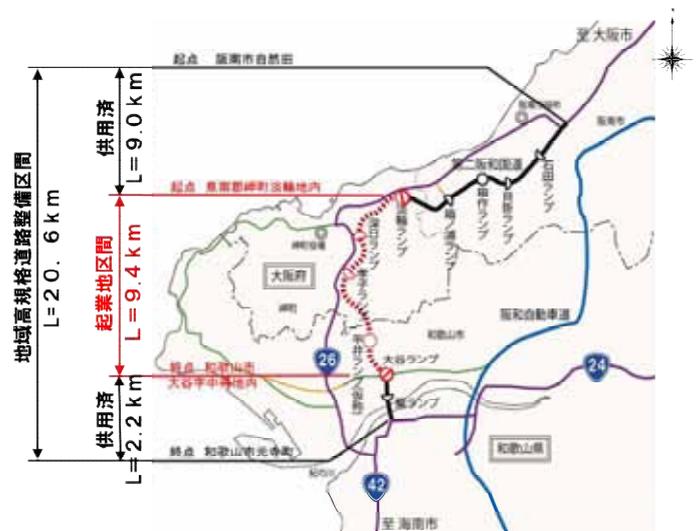


図1 第二阪和国道 位置図

3. 事業執行体制

(1) 浪速国道事務所

a) 組織体制

副所長（事務）、副所長（技術）、用地対策官、事業対策官、用地第二課、工務課、調査課、第二阪和国道監督官詰所で協力体制を作った。

b) 執行内容

設計協議、幅杭打設、用地測量・物件調査、登記事務、支払事務、収用事務について執行した。また、一部地権者については、土地調書・物件調書の押印取得、補償金算定、用地説明、契約事務も執行した。

(2) 岬町

a) 組織体制

2011年度から2013年度まで岬町に第二阪和国道の用地取得の事務委託を行った。岬町は、この事務について、二国推進課（二国は第二阪和国道を指す。）で対応した。

b) 執行内容

一部地権者を除いて、土地調書・物件調書の押印取得、補償金算定、用地説明、契約事務を執行した。

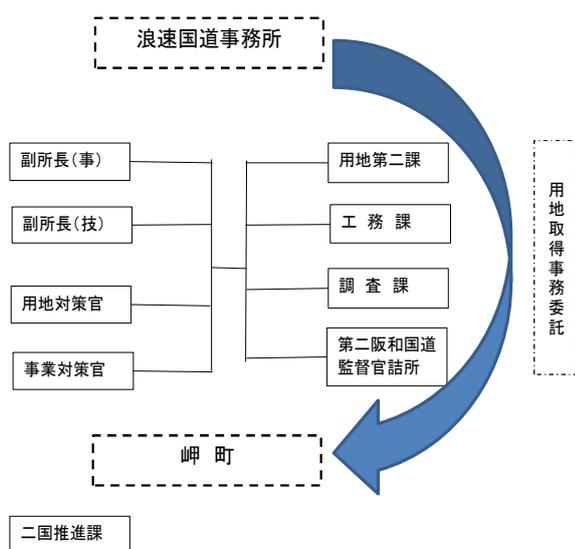


図2 事業執行体制

4. 事業経緯

(1) 用地取得等の経緯

2005年度

淡輪ランプから深日ランプまでの区間、事業化。

2007年度

深日ランプから大谷ランプまでの区間、事業化。

2008年度～

路線測量着手。

2009年度～

地元設計協議（淡輪ランプから大阪府・和歌山県府

県境までの区間）。

用地幅杭の打設、用地測量・物件調査着手（淡輪ランプから深日ランプまでの区間）。

2010年度

用地幅杭の打設（深日ランプから大阪府・和歌山県府県境までの区間）。

用地測量・物件調査着手（下孝子地区・中孝子地区）。

3月 用地買収着手（淡輪ランプから深日ランプまでの区間）。

3月末：用地取得率（面積比）約1割を達成。

2011年度

2月 用地買収着手（下孝子地区・中孝子地区）。

3月末：用地取得率（面積比）約4割を達成。

2012年度

用地測量・物件調査着手（上孝子地区）。

3月 用地買収着手（上孝子地区）。

3月末：用地取得率（面積比）約6割を達成。

(2) 事業認定手続の経緯

2015年度の供用を目標とした用地取得を確実にものにするため、2012年度内の事業認定告示を目指し、事務を進めた。本局との協議開始は用地交渉開始時、また、認定庁との事前協議開始も用地交渉から約1年経過した時点で、用地取得率も1割に満たない状態で、これは、事業認定の適期申請ルールを定めた2003年3月28日付け国土交通省総合政策局長等連名通知において、取得率の指標を8割として、ある程度の交渉熟度を想定していることから鑑みると、極めて異例の時期のスタートであり、工程管理上相当な困難を伴うことが予測されました。

- ・2010年3月から本局用地部との事前協議を開始。
- ・2011年4月、認定庁の事前相談、事前審査開始。
- ・2012年7月30日土地収用法第15条の14に基づく事業説明会を開催。
- ・2012年8月2日事業認定申請。
- ・2012年8月17日～31日事業認定申請書の短期縦覧。
※利害関係人から土地収用法第25条に基づく意見書の提出があった。
- ・2012年11月22日公聴会（於岬町立淡輪公民館）。
- ・社会資本整備審議会の意見の聴取。
- ・2013年3月7日事業認定。

5. 目標の設定

2015年度の暫定2車線での供用に向け、全ての事業用地を早期に取得するには、2013年9月までに全地区の手続開始が必要であり、また、地元の混乱を避

けるには全地区手続開始時には未取得件数を約10件とし、用地取得率（面積比）を95%以上にするを目標として設定した。

6. 目標達成への取り組み

(1) 事務所内の情報共有とマネジメント

事務所内の協力体制を築き、供用工程、課題、処理期限等の情報を共有するための会議と事業実施を管理するための会議の二つの会議を設けた。

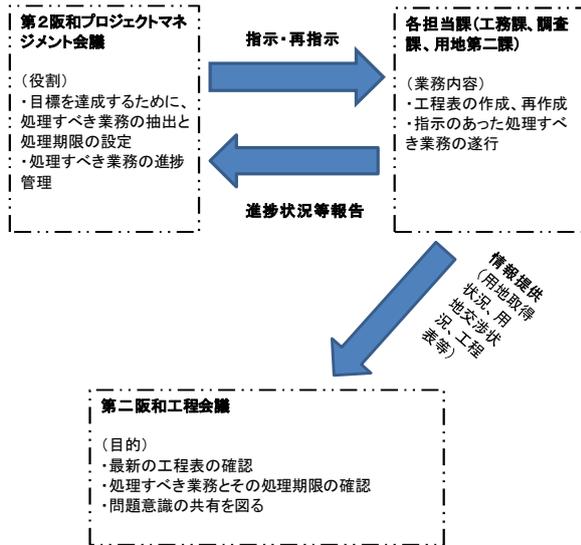


図3 各会議の役割・目的、相関関係

(2) 第二阪和工程会議の設立

a) 目的

2015年度に供用するためには、各担当課が処理すべき業務内容と処理期限を把握することが重要であり、その情報を共有していくことを目的とする。

b) 構成員

副所長（技術）、用地対策官、事業対策官、用地第二課、工務課、調査課、第二阪和国道監督官詰所。

c) 会議内容

- ・用地取得状況の確認

用地取得の見通し、用地取得する上での隘路等の報告、計画説明及び工事説明等の依頼。

- ・裁決申請箇所状況確認

調書作成時期、裁決申請時期、裁決予定時期、明渡予定時期等の見通しについて報告。

- ・工事・供用工程の確認

各担当課が処理すべき業務内容とその処理期限を確認。

(3) 第2阪和项目マネジメント会議の設立

a) 目的

2015年度までに供用するためには、用地、工事、予算等の全体を把握しながら、各担当課へ処理すべき業

務内容と処理期限を指示し、場合によってはそれらの見直し、再指示をしていくことを目的とする。

b) 構成員

所長、副所長（事務）、副所長（技術）、用地対策官、事業対策官【事務局】、用地第二課長、工務課長、調査課長。

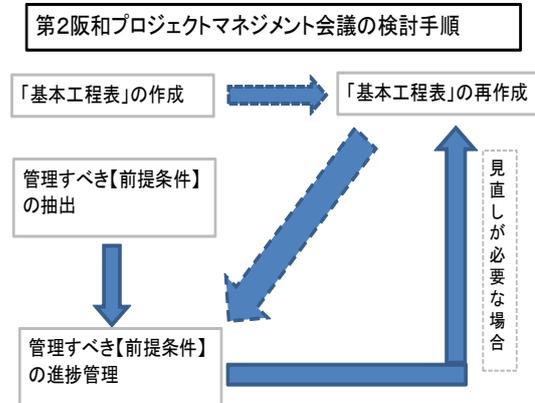


図4. 第2阪和项目マネジメント会議の検討手順

c) 検討手順

- ・手続開始時期の設定

事業認定範囲を地物・地界等により、10ブロックに分け、それぞれのブロックに手続開始時期を設定した。

- ・目標値の設定

用地関係では、手続開始申立の前提となる区域別に用地取得目標値を設定した。

工事関係では、全体工程の前提となる個々の工事の最短工程の検討を行い、目標値を設定した。

- ・「基本工程表」の作成

2015年度までに供用するため、また、手続開始時期と連動した「基本工程表」を作成した。

- ・管理すべき【前提条件】の抽出、確認

協議・用地関係では用地交渉の前段として処理すべき地元協議事項の有無、対応期限等を抽出し、確認した。

また、工事工程に影響の大きな地権者を抽出し、課題の有無、課題がある場合には処理期限を設定した。

工事関係ではまず当会議で進捗管理する工事を抽出した。抽出した工事の実施における前提条件、課題、処理期限を確認した。

さらに、上記以外に工事用進入路・関係機関協議（河川管理者大阪府・鉄道会社）等を管理すべき【前提条件】として抽出し、確認した。

- ・管理すべき【前提条件】の進捗管理

抽出された管理すべき【前提条件】については、節目節目にプロジェクトマネジメント会議を開催し、進捗状況の確認、解決策、処理期限の見直しの検討を行った。

・手続開始申立て時期の判断
 用地取得状況を見ながら、手続開始申立て時期を見直す場合には、その後の工程表を再作成し進捗管理を行った。

(4) 岬町との協力体制

第二阪和国道改築事業の用地取得については、一部地権者を除いて、岬町に事務委託をしており、岬町との連携は目標達成には最重要事項であった。

2013年度には、人事異動で当所メンバーが半数変わったこともあり、継続案件の現状と解決策等について合同会議を行った。また、定期的に合同会議を開催し進捗状況を踏まえて協議を行う予定をしていたが、上半期は双方ともに多忙を極めたこともあり、双方のメンバー全員が集まった合同会議は開催できなかった。

そのような状況の中、当所が現地調査や書類のやりとり等で頻繁に役場に行った都度打合せを行い、交渉状況について情報共有を行い、解決策等についても協議を行った。

また、岬町には、官民境界明示の立会についても、休日の立会等多忙の中協力を頂いた。

7.実施結果

第2阪和プロジェクトマネジメント会議において、2013年3月末時点の未取得件数87件、用地取得率約63%を、半年後の9月末には未取得件数9件、用地取得率を約96%にするというかなりハードルの高い目標を設定した。

また、一部手続開始を予定した6月末及び8月末についてもそれぞれ目標を設定した。

以下、四半期毎の目標、管理すべき【前提条件】及び実施結果について述べる。

(1) 2013年4月～6月（第1四半期）

a) 目標

6月末目標を未取得件数46件、用地取得率約84%と設定した。

b) 主な管理すべき用地関係の【前提条件】

5月上旬に用地取得が進んでいた深日ランプの一部を含むブロックの手続開始を行う。

6月に工事工程上急がれる、孝子ランプの一部を含むブロックについて手続開始を行う。そのためには、地元へ混乱が生じないように未取得件数を減らす。

供用目標を達成するために絶対に必要となる、孝子地内の工事用道路及び付替河川用地の取得または借上げを促進する。

事業用地の全幅を所有するなど、工事工程に大きな影響を与える地権者との交渉を推進する。

境界確認作業、地図訂正作業、土地調書・物件調書の

作成が完了していない2地区については、早期に用地交渉を行えるように境界確認作業等を進める。

c) 実施結果

5月に深日ランプの一部を含むブロックについて手続開始を行った。

孝子ランプの一部を含むブロックについて、岬町と国で協議し分担して鋭意用地交渉を行った。その結果、未取得件数を減らすことができたので、予定どおり6月に手続開始を行った。

6月に予定されていた孝子地内の工事用道路及び付替河川用地の取得及び借上げについては、岬町に当期の最優先事項として用地交渉をお願いした。その用地説明時に地権者から求められた、計画、工事、用地測量、用地調査等の説明事項については、岬町と連携しながら地権者に説明し納得を頂いた。岬町担当者の間髪を入れない熱心な用地交渉もあり、工事公告直前に必要最小限の用地を取得することができ、無事に公告を行った。

事業用地の全幅を所有するなど、工事工程に大きな影響を与える地権者については、岬町と国で分担して鋭意用地交渉を行い、一部地権者からは協力を得られたが、全員からは得られなかった。

境界確認作業、地図訂正作業、土地調書・物件調書の作成が完了していない2つの地区については、早期に用地交渉を行えるように境界確認作業、地図訂正作業を進めたが、前述の工事公告予定箇所の用地交渉等があり、これにマンパワーを取られることとなった。

そのため、1つの地区については、岬町に押印取得を事務委託する予定の土地調書・物件調書の作成について、奮闘はしたものの、当初目標どおりとはいかなかった。

結果、6月末時点では、未取得件数75件、用地取得率約75%となり、9月末の目標達成が危ぶまれる状況であった。

(2) 2013年7月～9月（第2四半期）

a) 目標

9月末目標を未取得件数9件、用地取得率約96%と設定した。

手続保留をしている残りすべての地区の手続開始を行う。

b) 主な管理すべき用地関係の【前提条件】

未取得案件全ての用地事務の状況を把握し、早期の契約を目指す。

特に事業用地の全幅を所有するなど、工事工程に大きな影響を与える地権者との交渉を推進する。

土地調書・物件調書の作成が進んでいなかった1つの地区について土地調書・物件調書の作成を行い、補償金算定・提示、契約を進める。

任意協議が見込めない案件については、供用工程に間に合うように、土地収用法35条調査、同法36条調査作成、裁決申請及び明渡裁決申立てを行うよう進捗管理

を行う。

c) 実施結果

未取得案件全てについて、岬町と国との間で交渉状況の情報共有を行い、難航案件については解決策の協議を行い、分担して鋭意用地交渉を行った。

しかし、工事工程に大きな影響を与える地権者のうちの数件について交渉が難航した。それを受け7月からはプロジェクトマネジメント会議で進捗管理、解決策の検討が毎週のように行われた。また、任意解決ができない場合も想定し、工事工程と収用工程を検討し、1つのブロックについては、9月末手続開始の予定を1月繰り上げて8月末に手続開始を行った。

7月初めの段階で、1つの地区については、大部分の地権者に対して調書確認、補償金提示ができていなかった。原因としては、前述の他地区の用地交渉にマンパワーが必要であったことと、地区共有財産の協議が始まっていなかったことの2点があった。

しかしながら、それ以降には他地区の用地交渉も進み、地区共有財産について地元役員と協議を重ね、一部境界立会ができていなかった箇所の境界確定もできた。その後、9月下旬に地元で総会を開かれた際に、補償金提示を行い、補償金について了解を頂いた。

それにより、これまでは地区共有財産の話がついてから、個々の話をしたいと言っていた個々の地権者とも会うことができ、土地調書・物件調書の確認をしていただけるようになった。調書確認の終わった地権者（約20件）とは9月中に補償金提示を行うことで合意し、約10日間のなかで補償金算定、補償金提示を行うことになったので、一時的に大変な事務量をこなすことになったが、岬町と国とで協力し分担して事務を行った。その甲斐があり、9月末には地区の大部分の地権者から補償金について了解が得られた。

こういった状況の中、9月末には未取得件数約33件、用地取得率約88%となった。当初目標達成とまではいかなかったが、相当レベルの用地取得が達成できたことから、9月末に手続開始をしても地元の混乱は起きないだろうと判断し、手続開始の済んでいない残りの7ブロックについて手続開始を行った。

また、任意協議が見込めない案件1件について、供用工程に間に合うように、7月に土地収用法35条調査を行った。

(3) 2013年10月～12月（第3四半期）

a) 主な管理すべき用地関係の【前提条件】

未取得件数を1件でも減らし、収用事務が円滑に進むようにする。

任意協議が見込めない案件については、供用工程に間に合うように、土地収用法35条調査、同法36条調書作成、裁決申請及び明渡裁決申立てを行うよう進捗管理を行う。

b) 実施結果

11月に当初目標設定の進捗率95%を達成した。

期末には残件数約18件、用地取得率約96%となった。

また、任意協議が見込めない案件5件について、供用工程に間に合うように、土地収用法の手續に着手した。前期から着手した1件と今期から着手した1件の合計2件を大阪府収用委員会に裁決申請及び明渡裁決申立てした。

(4) 2014年1月～3月（第4四半期）

a) 主な管理すべき用地関係の【前提条件】

未取得件数を1件でも減らし、収用事務が円滑に進むようにする。

任意協議が見込めない案件については、供用工程に間に合うように、土地収用法35条調査、同法36条調書作成、裁決申請及び明渡裁決申立てを行うよう進捗管理を行う。

b) 実施結果

事務所内での取り組みと、関係自治体である岬町と情報を共有し、一体となって問題解決に向けて取り組んだことにより、用地交渉から約3年で（2014年3月末時点）、約96%（面積比）の用地取得を達成することができた。

また、任意協議が見込めない案件4件について、供用工程に間に合うように、土地収用法の手續に着手した。前期から着手した3件を大阪府収用委員会に裁決申請及び明渡裁決申立てをした。

	未取得件数(件)	進捗率(%)
2013年9月目標	9	95.9
2013年3月末	87	62.7
2013年6月末	75	74.7
2013年9月末	33	87.6
2013年12月末	18	96.0
2014年3月末	11	96.5

※未取得件数については、収用審理単位とした。

※進捗率については、面積比とした。

表1. 用地取得状況推移

8. 最後に

他事務所においてもプロジェクトマネジメント会議（PM会議）はよく行われているが、係員から所長までの多人数となり、議題もクリティカルなものから重要度の低いものまで全て扱うことから、経過報告と、実効性を疑われる解決策の協議となる傾向があった。そのような中、当事務所では、情報共有を目的とする会議と事業実施を管理する会議の二本立てを試行した。

事業実施を管理する会議は所長以下8名とし、扱った

行政サービス部門:No.07

議題については、その都度当面の行動、期限等を決定した。全案件について、すぐに結果が出たわけではないが、懸案事項として挙げた案件は、最終的には結果を出すことができた。

当事業については、国道26号沿線各自治体等からの早期供用の強い要望を受けており、前述のとおり2015年度の供用を確実にするため、現在残っている用地取得が困難な案件11件（うち1件は和歌山市内、2014年度より、当事業の和歌山市域における業務も浪速国道事務所で取り扱うことになった。）について裁決申請等の手続を進めている。

所内各担当課へのマネジメント、所内各担当課の情報

共有などを通して、早期の用地取得に取り組んだ事例として参考になれば幸いである。

謝辞：短期間のうちに用地取得が進んだのは、ひとえに地権者の方々や、地元の方々の、多大なるご理解とご協力があつた賜物です。厚く感謝いたします。

また、国が提示した高い目標に、少人数の精鋭で粘り強く用地説明をしていただいた岬町職員の方々、また、地籍調査が実施されておらず、境界立会に応じて頂けない地権者もいるなか、法務局、公共用地管理者等と協議をし、できるだけ多くの土地の境界確定に尽力された方々などに敬意を表します。

「水軒の浜再生」について ～白砂青松の浜を目指して～

矢須 直
南 紀雄

和歌山県庁 県土整備部港湾空港局港湾空港課(〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通り1-1)

和歌山県では、和歌山市西浜地先の国有海浜地(水軒の浜)において、40年以上続いていた家屋・住宅・車庫等の不法占有物件の撤去指導を平成20年度から本格的に実施し、その跡地管理及び活用について、民間団体(「水軒の浜に松を植える会」とともに進めている内容を報告します。また、この取組みが、各地の不法占有の解消に役立つことを期待致します。

キーワード 不法占有対策、住民参加、景観再生、空き家対策



(注)「水軒の浜」は、北側は、花王(株)和歌山工場と養翠園(紀州徳川家ゆかりの庭園)隣接地に至る国有海浜地である。

1 はじめに

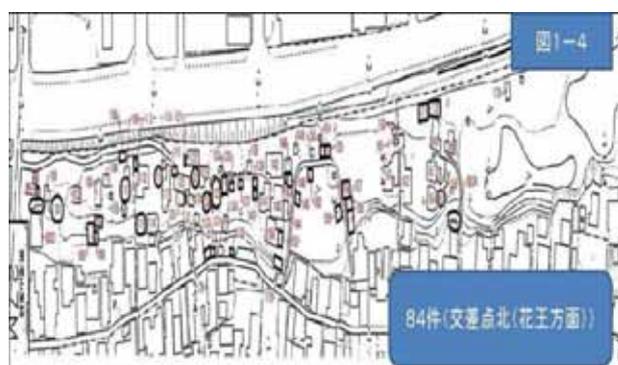
和歌山市西浜地先にある国有海浜地「水軒の浜」は、和歌山市を流れる紀の川の西側に位置する約4kmの砂洲に江戸中期に構築されたとされる貴重な約1kmの石積み堤防の史跡であり、昭和39年に、工業団地として、海岸が埋め立てられるまでは、白砂青松の美しい浜として、海水浴場として利用されるなど、市民の憩いの場として、利用されていました。



しかしながら、埋立て後に臨港道路と臨港鉄道(電車線路)を設置して以降、水軒の浜は、雑木に覆われ、周辺から見えなくなってから、不法の倉庫・家屋・車庫などが設置され、不法投棄の多い場所となり、美しい浜の姿は、徐々に消えていきました。平成17年に臨港道路の交差点改良工事に伴い、「水軒の浜」の発掘調査を行ったところ、堤防は、江戸時代に建設された有数の土木技術を駆使して築造された、非常に貴重なものであることが改めて認識されました。(和歌山県教育委員会 平成21年3月和歌山県指定史跡水軒堤防確認調査報告書)



また、和歌山県においても、平成20年度から、不法占用対策を行うため、総延長1.6kmの不法物件の調査を行い、計204物件の様々な不法物件を確認しました。(図1-3、4)



2 「水軒の浜に松を植える会」の活動

「水軒の浜に松を植える会」(以下、「松を植える会」という。)は、「水軒の浜」の区域内にある和歌山市立西浜中学校のOBが中心となって、「松を植えること」、「健康推進」、「環境美化」や「文化財保全」を目的に、平成20年1月に設立致しました。

理由は、平成19年に開催した西浜中学校創立記念行事において、かつての白砂青松のイメージを持って、「水軒の浜」を見たところ、あまりの不法投棄の多さと不法占用の状況について、驚いたことが理由とのことでした。

そこで、「松を植える会」では、不法投棄などの荒れた浜を再生させるため、役員自ら、毎週二回の清掃活動を実施するだけでなく、年間5回程度のクリーン大作戦を実施し、更には、西浜中学校の生徒の課外活動として、松を植えるなど、地域が一体となり、継続した活動が出来るような仕組みづくりを考えて、実践しています。



そのような活動により、「水軒の浜」では、白砂青松の浜がだんだんと蘇りつつあります。

今では、延長約1.6kmの範囲に2000本以上の松を植え、草木の刈取りや清掃などの維持管理活動を行う他、養翠園側から花王側まで、ウォーキングが出来る遊歩道を整備しました。また、他にも、小さな子どもが遊べる遊具、ドッグランやフットサル(図2-3)など、「水軒の浜」に人が集まる環境づくりを実施しており、かつては、見られなかったウォーキングやフットサルをする人、ペットと遊ぶ親子連れなど、明らかに「水軒の浜」へ訪れる人が増えており、会の目的でもある、「健康推進」の形が具現化しつつあります。



3 和歌山県の取組みについて

① 平成 14 年度～平成 22 年度まで

和歌山県では、臨港道路の交差点改良(道路拡幅)のため、「水軒の浜」にて、平成 14 年に臨港鉄道を廃止し、工事をするため、平成 17 年に堤防の発掘調査を行いました。

発掘作業と平行し、交差点工事の不法占用対策を行っている中、平成20年1月、「松を植える会」が設立され、和歌山県知事に直接、図3—①—1の内容を要望しました。

図3—①—1

- この地域を「史跡堤防」、「松林」、「砂浜」及び「健康づくり」をテーマにした「歴史公園」にしていきたい。
- 松林を中心とする緑地を整備し、「保健保安林」にしていきたい。
- 上記構想に基づき、住民活動としての「水軒の浜」に松を植える会で行う当面の松の植樹をご承認いただきたい。

これを受けて和歌山県では、平成20年度(平成21年2月)に不法物件の調査を行い、その後、平成21～22年度に、「水軒の浜」(国有海浜地)と民地との境界確定作業を行いました。

また、その作業と平行し、警告看板を設置しました。

図3—①—2



② 平成 23 年度～現在

境界確定後の平成 23 年度から、倒壊家屋や不法投棄の廃棄物の処分を開始しましたが、草木に埋もれ、30年以上放置していた物件(例: 図3—②—1)を「自己所有物だ」と主張する人も現れるなど、当初の取組みは、大変困難な状況でありました。

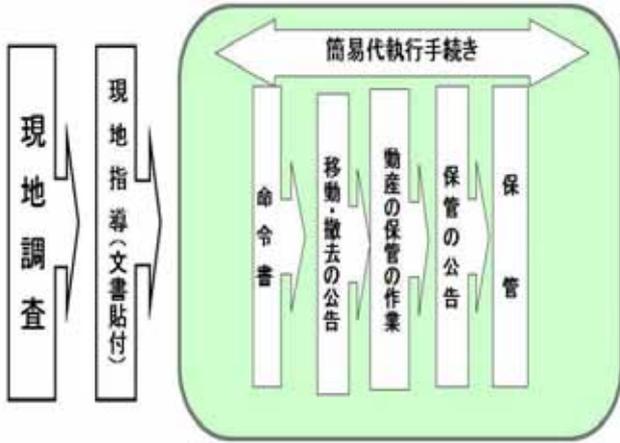


平成 24 年度からは、行政代執行を視野に入れて、指示書・勧告書などの行政指導を開始しました。(図3—②—2)

また、平成 25 年度からは、「水軒の浜」に放置されていた家屋や倉庫のうち、所有者が不明の物件に対する簡易代執行(強制撤去)を、計9物件行いました。(図3—②—3参照)

これは、空き家対策と併せて不法投棄をしやすい環境を無くすことを目的としたものです。

～簡易(所有者不明物件)代執行の概要～ 図3-②-3

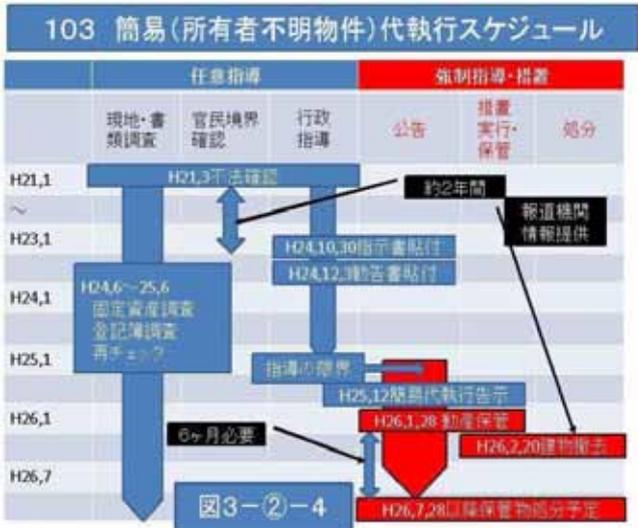


簡易代執行の実施にあたっては、周辺への聞き取りや法務局の登記簿・固定資産台帳などの公的資料の確認調査を行った上、決定的な証拠の無い物件に対して実施します。

調査番号「103」物件の簡易代執行のスケジュールを図3-②-4に示しています。

まず、簡易代執行を行うにあたって、一つの成功例をつくるのが肝要と考え、この物件を抽出し、他物件に先駆けて実施しました。

この作業は、県の取組みを県民にご理解頂き、その効果を高めるため、報道機関の協力を得るべく、情報提供(図3-②-5)を徹底的に行いました。



平成 26 年 2 月 18 日:資料提供

担当課:港湾空港課

図3-②-5

「水軒の浜」放置家屋等の強制撤去について

平成 26 年 2 月 20 日(木)、和歌山市西浜の「水軒の浜(※1)」にて、長年放置されていた所有者不明の家屋1件を、海岸法に基づいて、強制撤去します。
 県では、この家屋を含め、3月末までに、家屋等の物件を、計11件(家屋6件、その他5件)順次撤去します。
 なお、物件所有者を特定した場合は、撤去費用を所有者から徴収します。

記

- 作業日程:平成26年2月20日(木)から2月28日(金)まで
※別添作業実施日程参照(天候、作業進捗状況により変更の場合あり。)
- 場 所:和歌山市西浜地先水軒の浜(「水軒交差点周辺」※2裏面作業実施場所参照)
- 作業内容:港湾空港課、海草建設部の立ち会いのもと委託業者による撤去



2/20(木)10:00～の主なスケジュール
 ・県執行宣言(海岸法違反)
 ・家屋内の荷物搬出
 ・撤去作業開始(12:00までに開始)

※1 「水軒の浜」とは
 かつては、白砂青松の海水浴場であったが、海浜が懸港漁船や工業団地となった昭和40年代以降、家屋の不法占拠や不法投棄で荒れた浜になった。

平成20年以降、白砂青松を取り戻す活動を「水軒の浜に松を植える会(平成25年度国土交通省大臣表彰受賞)」が継続して実施したことにより、徐々に良好な景観を取り戻している。

※2 留意事項:現場周辺には駐車スペースがありません。別添、駐車位置に駐車願います。

簡易代執行の取材の様子 図3-②-6



図3-②-7



撤去中の風景



撤去後の風景

その結果、多くの新聞(和歌山県版)やテレビでも取り上げられ、報道されています。

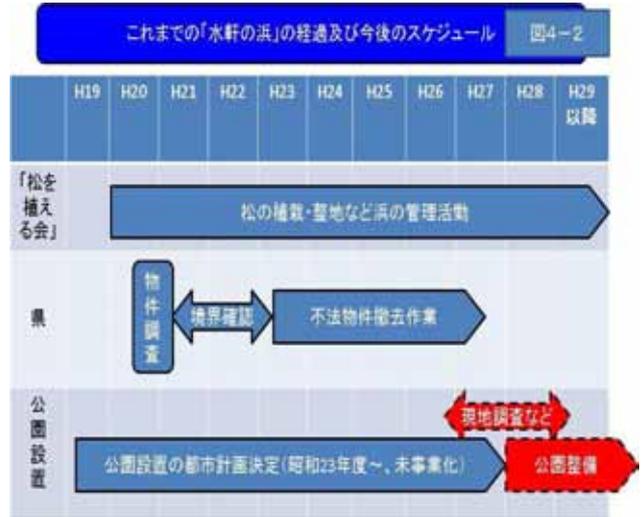
4 課題について

下記図4-1のこれまでの取組み状況にもありますが、不法物件の数が多いこと及び昭和40年頃から、平成20年頃まで放置していたため、それを解消していくことがいかに大変であること、昭和23年の都市決定から実際の公園事業化(図4-2)までに時間が掛かり過ぎていることです。

しかし、知事は、平成26年5月14日の定例記者会見(図4-3)において、「**不法占拠に対しては、ルールに、従うことが大事**」との考えを示しており、担当課として、引き続き、強制撤去視野に、指示書・勧告書の文書の送付や掲示、個別訪問など、地道な活動を行って参ります。

図4-1

「水軒の浜」の状況について(H23~26.5末現在)		計	残
1	家屋・事務所の撤去件数 (うち簡易代執行)	20件 (6件)	21件
2	倉庫・車庫などの撤去件数 (うち簡易代執行)	115件 (3件)	48件
	計	135件	69件



平成26年5月14日 知事記者会見
~和歌山県HPから抜粋~ 図4-3

(報道記者)
緑化事業の絡みで、「水軒の浜」で今植林を進めていますが、国と市の不法占拠の撤去も、大分進んでいるようですが、その事業の進捗と、今は(埋立てにより)海は無いのですが、知事の「水軒の浜」に対する思いがあれば、お願いします。

(和歌山県知事)
私の子供の頃の「水軒の浜」とは違います。だけど、子供の頃のままの浜と松林は残っているので、やっぱりなかなか立派な景観だと思います。
長年、放置していたので、戦後すぐいろんな困窮の中で、例えば不法にお家を建てられた方が、色々といらっしゃると思うのですが、やっぱりルールはルールなので、そのルールに従ってきちんとやってもらって、その上で、市民あるいは県民が、楽しみかつ誇りに思うような松林を、1日も早く完全なものとして取り戻したいと思っています。

5 おわりに

「水軒の浜」再生、かつての「白砂青松」の実現への進捗は、和歌山県だけで達成出来るものではなく、「松を植える会」、地元自治会、報道機関等との連携が不可欠であります。これまで、ご協力頂いた皆様へ改めて感謝の気持ちを述べるとともに、引き続き、公園設置に向けて、これまで以上の連携を図りながら進めて参ります。

大滝ダム of 広報活動について

～ダム管理、役割を理解いただくために～

長坂 健

近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課 (〒583-0001大阪府藤井寺市川北3-8-33)

近畿地方整備局においては、「魅せる現場」¹⁾に代表されるように安全、安心を確保し、生活を豊かにするための社会資本整備について、広報活動を展開しているところである。

本稿では、大滝ダムの広報における管理ダムへ移行向け工夫した点、の2013年に実施した内容について紹介する。

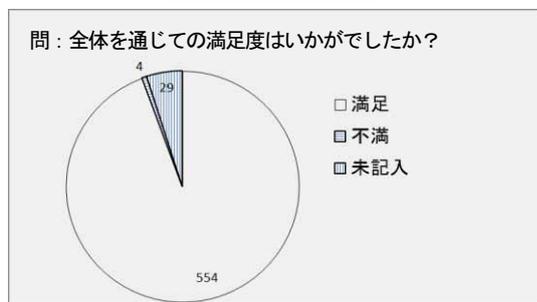
キーワード 大滝ダム、広報活動、ダム見学

1. はじめに

2013年度は、ダムが完成した事を契機に注目度が高いことが想定され、広報活動のチャンスと捉えていた。

同年11月に開催された「なんゆう祭」におけるダム見学イベントにおいては94%にのぼる「満足」の声をいただいた(表1-1)。広報に工夫を重ねたことも要因のひとつとしてあげられるのではないかな。

表1-1 アンケート結果



2. 大滝ダムの概要

大滝ダムは、伊勢湾台風(1959年)により紀の川沿川が甚大な被害を受けたことを契機として奈良県吉野郡川上村に計画・建設された多目的ダムである。その目的は、①紀の川下流の洪水調節 ②水道用水・工業用水の安定的な供給 ③発電 ④流水の正常な機能の維持 である。

2013年3月23日に、多数の来賓やダム建設に協力いただいた地域のみなさま、事業関係者もご出席いただき、約600名のご臨席のもと竣工式を行い、2013年3月31日に完成したところである。

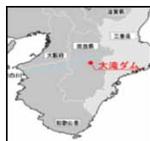


写真1 昭和36年9月吉野郡吉野町上市地区

3. 『ダム建設』から『ダム管理』へ

ダムの完成に合わせて『ダム建設を理解していただくこと』から『ダム管理を理解いただくこと』に広報を転換する必要がある。

建設中の広報では、パビリオン「学べる建設ステーション」を中心にタワーブリッジ、稲妻階段、体感道路を設置し、パビリオンでは、伊勢湾台風襲来時に川上村内において観測された1時間あたり118mmの豪雨などを体験できる豪雨体験室をはじめ、建設工事について学べる教材を展示してきた。

管理における広報においては、既存施設を有効利用し『ダムの管理、役割、防災』を理解いただく広報を展開することとした。ダムに親しみを持っていただく事を足がかりとし、目的を達するためにダム完成に合わせて様々な工夫を行った。

1) 工夫① (学べる防災ステーションへの更新)

建設ステーションは、『学べる防災ステーション』と名称を変更し、豪雨体験、ダムの役割を中心とした防災に関する校外学習の場として提供することとした。

2) 工夫② (誘導看板の整備)

違和感なく「ついで」に心が和む空間づくりを着眼点に、人を呼び込み、一人で自由に散策しても見てほしいビューポイントを案内する看板配置となるよう工夫した。

ダムをより詳しく知りたい方への工夫として、設備機能や特徴について具体的情報を提供することとした。

3) 工夫③ (ダム湖命名)

「地域に、未来に、地図に残る「なまえ」を考えてみませんか？」と題し、ダム湖名を広く募集することとした。HP、奈良県、和歌山県内の流域市町村などに加え、近畿日本鉄道の主要な駅に、募集チラシを配布した。その結果、208件の応募があった。

それらを有識者・関係者8名で構成した「大滝ダム湖名選定委員会」において審査していただいた。地域を特定しやすい「大滝」と、地域の人びととの永く変わらぬ源流吉野川への畏敬の念から「龍神」から、やわらかい平仮名を使い『おおたき龍神湖』に決定した。



写真2 おおたき龍神湖



写真3 湖名碑

4) 工夫④ (ビューポイントの命名)

現地において専門用語などにこだわらずにビューポイントとなる場所を確認し、名前をつけた。(図3-1)

イ) 「ダムの中みち」

大滝ダムは、クレストゲートに油圧式シリンダーを採用したことから、天端のすっきりした外観とそこからの眺望も特徴のひとつである。これが伝わるイメージを名前としてつけることとした。ダム上部、広いイメージから「空」をいれることとした。通路は、やわらかいイメージのひらがなで「みち」とした。また、「ダム」というダイレクトな言い回しを組み合わせ「ダムの中みち」と決定した。

ロ) 「ダムの中みち」

外部監査廊については、天端のダムの「空みち」と対比となる表現とした。一般の方には、ダムの中に入った感覚を持っていただきたいという思いから、「中」とし「ダムの中みち」と決定した。

ハ) 「ダイナミック広場」

減勢工広場については、ダムの直下にあることから、大きさを体感できる、放流の際には音が間近に聞けるなど五感で感じ、ダムの力強さをイメージし「ダイナミック」をいれ「ダイナミック広場」と決定した。

ニ) 「クロベノエキ」

大滝ダムの打設用ケーブルクレーンは、黒部ダム建設で使用したクレーンを改造し転用されたものがある。その一部をモニュメントとし、黒部ダムはダム高が日本で一番高いことなどの理由から、「クロベ」をいれることとした。また、ケーブルのレールが残っていることから、電車

を連想し、二つのダムを繋ぐイメージとして「エキ」として、二つの言葉から、「クロベノエキ」と決定した。

5) ダムの中みちの開放

可能な限りでダムに来られた方が自由に入れる区域を拡大し、触れていただくこととした。そのため、ダムの中みちの一部を開放(防災ステーション開館時)することとした。

ダムの中みちでは、堤体のコンクリート壁面を利用し、防災、ダム情報などテーマ毎に内容変更が容易な伝言ボードを整備し、常に新しい情報を発信できるよう工夫した。



写真4 ダムの中みち



写真5 伝言ボード

4. 2013年度森と湖に親しむ旬間イベント²⁾

1) 実施概要

2013年7月28日(日曜日)にイベントを開催した。午前(ダム管理者)151名、午後(川上村共催)41名のイベント参加者があった。普段は入る事ができないコンジットゲート室、ダイナミック広場をツアー形式で案内した。

2) 本イベントに向けた工夫

イ) 普段入ることのできない場所の案内

ダムや周辺を案内・説明するだけでなく普段は、入ることのできない場所を案内することとした。アンケートの結果、36%が案内ガイド「よかった、今後も続けてほしい」とお答えいただいた。

ロ) 記者発表のタイミング

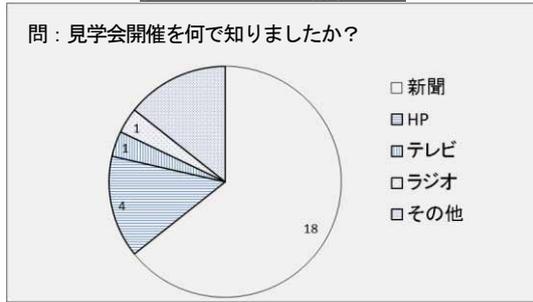
記者発表を前年度実施した「ケール大滝ダム建設ステーション探検ツアー」の新聞記事掲載時期を参考に、イベント開催4日前の水曜日に行い「この週末に、イベントを行う」という報道をしていただけるよう工夫した。

その結果、テレビ、ラジオなどで取り上げられ、特に新聞記事を読んで参加いただいた方が、アンケートの回答(表4-1)のうち64%を占めた。

図3-1 ダムサイト周辺図



表4-1 アンケート結果(1)



ハ) 地元市町村との連携

地元川上村は大阪工業大学と連携協定を結んでいる。村と大阪工業大学後援会とのイベントに連携し、より多くの方にダムを知っていただくこととした。引き続き、他イベントと協力していくこととした。

3) 今後に向けた工夫

ガイドの説明がわかりやすさ(表4-2)について、アンケートの結果75%がよくわかったと回答いただいた。さらに、理解を深めていただくため説明に工夫をした。

イ) マイク利用の徹底

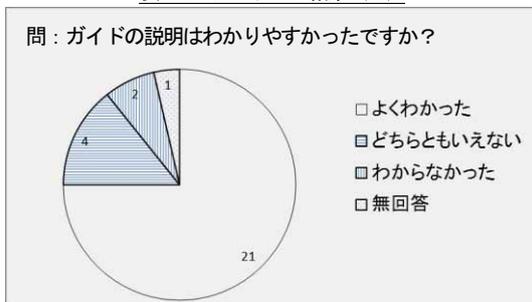
声が聞こえにくいなどの意見をいただいたため、ハンドマイクの利用の徹底を図る事とした。

ロ) 簡易パンフレットの作成

ダムの目的、施設概要など簡易パンフレットを作成し、説明を補強する事とした。

説明の全ての補強を1枚で行えるよう工夫した。内容については、必要に応じ見直しを行いV0.4となっている。

表4-2 アンケート結果(2)



5. 吉野川・紀の川源流祭り関連イベント³⁾

1) 実施概要

2013年9月8日(日曜日)にイベントを開催した。3回ツアーを行い合計48名の参加があった。前回イベント(2013.7.28)と同様のコース並びにツアー形式により、案内した。

2) 今後のイベントに向けた工夫

イ) 簡易ゲート模型の作製

放流するところが見たいという意見に対して、簡単なゲート模型を作成し、放流イメージを持っていただくこととした。

特徴的なゲート構造(油圧シリンダー)と一般的な構造(巻き上げ式)を示し、すっきりした景観についても合わせて説明できるようにした。

ロ) アンケートの実施

定量的、広く声いただくため、可能なかぎり職員向け研修なども含めアンケートを行うこととした。

6. なんゆう祭⁴⁾ 大滝ダムで開催

1) 実施概要

2013年11月23日(土曜日)、24日(日曜日)にイベントを開催した。普段は入れないダイナミック広場を開放し、両日も定期的にダム説明を行った。600名を超える方の参加者があった。

2) 本イベントに向けた工夫

イ) アンケートの収集

ダムの中みちに設置しているダムカード説明伝言ボード前にて、アンケートにお答えいただいた方に、ダム管理支所において行っているダムカードの配布を行った。その結果、587件の回答いただいた。

ロ) ダイナミック広場の開放

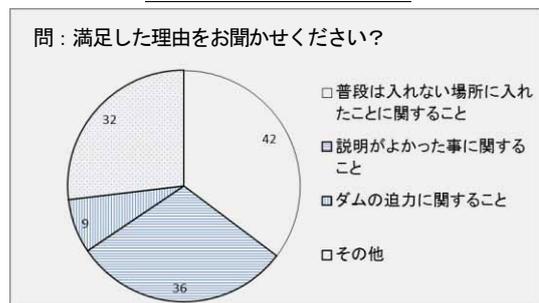
なんゆう祭は、ダムサイトに1,000名を超える来場が予測されていた。少しでも多くの方にダムを近くに感じていただくため、ダイナミック広場を開放した。開放した広場においては4回/日(合計8回)定期的にダム説明を行った。そのほか各ポイントに配置した説明者も「もてなしの心」を持って対応(説明など)を行った。

参加いただいた方の満足した理由(表6-1)の35%が、普段は入ることができない場所に入れたこと、8%がダムの迫力を感じたとお答えいただいた。

ハ) ポケット版説明のしおりの作成

参加いただいた方の満足した理由(表4-1)の30%が、説明がよかったこととお答えいただいた。その理由としては、説明者にポケットに入るサイズ(B6サイズ)の説明のしおりを配布し、説明の統一を図ったことや、イベント開催が3回目で慣れた事なども要因の一つとして考えられる。

表6-1 アンケート結果(3)



3) 今後のイベントに向けた工夫

イ) 放流模型の作製

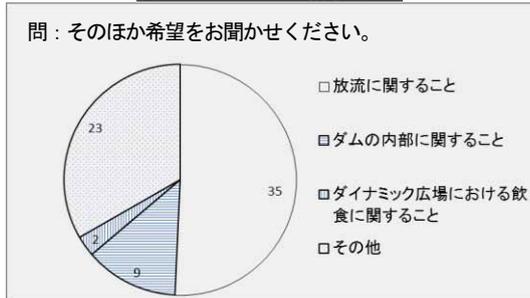
そのほかの希望として、放流に関する事が50%だったことから、水を使って、想像を膨らましていただける模型を作成することとした。

ロ) ダム底部監査廊の案内

ダムの底を見たいという要望(表6-2)があったことから、ダムの底部監査廊を見学に組み込むルートを含めて、

ルート選定することとした。

表 6-2 アンケート結果 (4)



7. 大滝ダム特別見学⁵⁾

1) 実施概要

2013年12月7日(土曜日)特別見学を実施した。30名のイベント参加者があった。普段は入る事ができないロングットゲート室、ダイナミック広場、底部監査廊をツアー形式で案内した。



写真6 放流模型を使った説明



写真7 ゲート模型を使った説明

8. まとめ・今後の展開

1) 資料の更新

説明の経験を積み重ね、ポケット版説明のしおりの説明内容、ポイントを取りまとめ・更新し続ける必要がある。

2) データの蓄積

アンケートを実施により「伝わり方」の見える化ができた。そのデータの引き続き蓄積し、またイベント毎に「誰に、何を伝えたいのか」を明確に実施し有意義なものにする必要がある。

3) 結果検証及び更新

昨年度は、アンケートの結果などにより生じた課題を次回のイベントにて解決を図った。「PDCAサイクル」となり、よりよい広報となったと考えられる。引き続き、結果検証、内容更新を図っていく必要がある。

4) 広報活動の発展

ダムの中みち、クロベノエキ、防災ステーションを含めた日頃から立ち入る事のできるポイントについて、広報検証ができていない。これらの検証に加えて、他ダム・他分野の取り組みも参考にしつつ、発展・展開に努めていく必要がある。

9. さいごに・・・

ダム案内で何を伝えられたのか、何が伝わったのか。根元には「真剣に仕事に取り組んでいる姿。」があり、その姿にみなさんが「安心」を感じていた

だけたのではないかと考えています。

イベントに参加いただいた方は、僕たちを「ダムのプロ」として見ています。プロとして恥ずかしくないように日々の研鑽に努めていかなければならないし、だからこそ、マニュアルに捕らわれない自分の言葉で伝えることで相手に伝わったと思いました。

最後に大滝ダムのダムカードについて、広報します。「ちいさなパンフレット」「これを使って大滝ダムが説明できる」をコンセプトに、大滝ダムの特徴を「短い言葉で伝わる」事を意識し、作成しました。特に、僕が好きなフレーズを紹介します。

【カスケード⁶⁾の7つの小窓からこぼれ落ちる洪水は美しい滝に変わります】

みなさまも大滝ダムまで足を運んで素敵な虹が架かったダムカードを手にとって下さい ♡

参考文献・用語

1) 「魅せる現場」

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/genbakengaku/>

2) 「森と湖に親しむ旬間」について

毎年7月21日から7月31日までを「森と湖に親しむ旬間」として定めています。

http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/campaign/shu_mkan/

3) 吉野川・紀の川源流まつり2013

川上村、森と湖源流館が共催したイベント(祭り)。

4) 「なんゆう祭」について

奈良県「南」部地域は、「悠」大な山地と森林が広がる場所。古より豊富な水が「湧」き、我々に大きな恵みを与えてくれています。先人達が伝えてくれた自然や技術、食物など、南部の「優」れたものをたくさん集め、多くの方をこの地に「誘」い、地域や人、文化を「結」ぶお祭り。

ダムサイトでは物産展、村弁当王決定戦、そまびと大会など、やまぶきホール会場では、第34回 全国豊かな海づくり大会 1年前プレイベントなどが催されました。両会場で4、950名が来客しました。

5) ダムの特別見学

JTB西日本モニターツアー。モニターツアーは、観光庁事業の一環として、新しい観光地の魅力開発と旅行商品化のために実施された。

大滝ダム見学を組み込んだツアー名：森林と水と共存してきた吉野地域文化を学ぶ旅【吉野町・川上村モニターツアー】

6) カスケード

計画水位維持放流設備の事。大滝ダムのこだわり技術としてダムカードに記載。カスケードとは、フランス語でちいさな滝を意味する言葉である。

ダム事業用地取得マネジメントにおける地理情報システム（GIS）の活用について

林 和毅

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 用地課 (〒918-8239 福井県福井市成和1-2111)

ダム事業は、広大な事業用地と多数の地権者、輻輳する権利関係など、ダム事業特有の課題が存している。これらの課題を解決し、生活再建が急がれる居住者との用地交渉を円滑に進め、広大な事業用地を短期間に取得することが、ダム事業における重要なテーマである。

用地取得を短期間に実施するためには、権利関係や補償対象物件など事業用地内の様々なデータを管理し執行していくこととなるが、数値上のデータだけでなく視覚的に解析し、用地取得から工事、管理に至る関係各課が活用できる管理システムとして、地理情報システム（GIS）の構築を図り、短期間で用地取得と工事着工に至った経緯を紹介する。

キーワード 足羽川ダム、地理情報システム（GIS）、データ管理

1. 足羽川ダム建設事業の概要

足羽川ダム建設事業（以下「本件ダム事業」という）は、足羽川、日野川及び九頭竜川の下流域における洪水被害の軽減を目的として、九頭竜川水系河川整備基本方針に定められた天神橋地点の基本高水のピーク流量 $2,600\text{m}^3/\text{S}$ に対し、 $800\text{m}^3/\text{S}$ の洪水調節を行うため、洪水調節専用（流水型）ダムと併せて、他の4河川（水海川、足羽川、割谷川、赤谷川）の洪水を導水するための分水施設（分水堰と導水トンネル）を整備するものである。

また、今後20～30年の河川の整備内容を定めた九頭竜川水系河川整備計画においては、目標である戦後最大規模の洪水（福井豪雨規模）の流量 $2,400\text{m}^3/\text{S}$ に対して、 $600\text{m}^3/\text{S}$ を足羽川ダムにより洪水調節を行うこととしている。

河川整備計画期間内に先行的に建設する施設は、ダム本体と水海川からの分水施設である。なお、ダム本体は段階整備に適さない構造物であるなどの理由により、九頭竜川水系河川整備基本方針規模で整備する計画である。



図-1 足羽川ダムの位置図

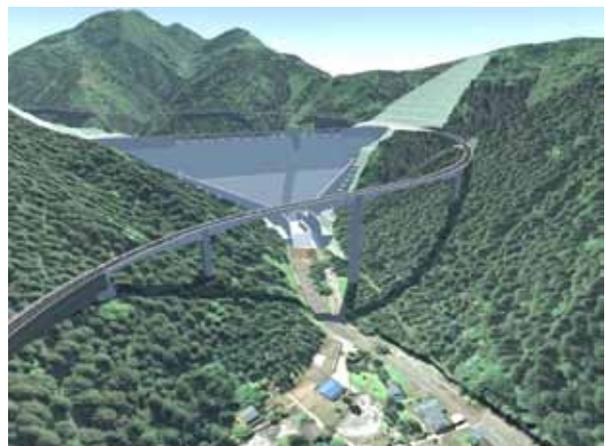


図-2 足羽川ダム完成イメージ図

2. ダム建設事業用地の特性

(1) 広大な事業用地

本件ダム事業に必要な事業用地は、約140ヘクタール、関係筆数約2,500筆、地権者数が約1,000名（相続人を含むと約2,500名）を超え、広大な事業用地が必要となる。また、ダム建設事業用地のため、平地だけでなく急峻な山地も多数存在し、標高差もある地形である。

(2) 居住者の早期生活再建の必要性

本件ダム事業に伴う水没地域は、福井県今立郡池田町の小畑地区、千代谷地区、大本地区及び金見谷地区の4地区であり、移転が必要な世帯は68世帯となっており、高齢者が中心であることから、早期の生活再建が必要となっている。

(3) 複雑な権利関係

地権者の所有地が多数かつ広範囲に点在しており、また、各種権利が発生している土地や、共有名義土地において多数相続が発生しているなど、権利関係が輻輳している土地が多数存在している。

(4) 広大な用地管理

前述のとおり、広大な事業用地や膨大な地権者となっているため、各地権者の所有状況の管理、取得・未取得用地の把握が必要となっている。

3. 事業執行上の課題

早期にダム完成を達成するためには、用地取得を円滑かつ迅速に進めていくことが必要不可欠であり、計画的な用地取得を実現することが重要である。

そのため、事業計画段階に応じた工事発注手続きと用地取得計画の立案が課題となる。

具体的には、生活再建が必要な地権者の所有財産の抽出、工事優先箇所における地権者の抽出及び当該地の用地隘路を把握する必要がある。

さらに、地権者の生活再建計画と工事優先箇所との整合についても課題となっている。

地権者に対しては、用地交渉の初期段階から、居住者全員に取得計画を示すことにより、地権者の移転に対する不安の払拭が必要であること、点在・輻輳する権利関係に対する調整案を示すことも重要となっている。具体的には、権利関係の輻輳に起因する契約の分割や契約時期の分離をして、地権者の税控除の特例に係る不利益の排除かつ、工事工程との調整が必要である。

4. 地理情報システム (GIS) 活用による課題対策

(1) 地理情報システム (GIS)

地理情報システム（以下「GIS」という）とは、地理的「位置」をもとに、位置毎に土地形状・面積・所有者等の情報を持たせることにより、これらを総合的に管理・加工し、①視覚的表示、②高度な内容分析や③正確かつ迅速な判断を可能とするシステムである。

(2) GIS活用の内容

足羽川ダム工事事務所がこれまで行った用地調査（用地測量及び物件等調査）の成果データの効率的活用を目的として、①土地の面積・所有者等の各画地情報と用地測量に基づく用地図のデータ等との相互リンク、②地権者ベースでの集約及び既存データの一元管理、③立竹木データ（配置、数量等）管理等の構築を行っている。

(3) GIS活用による利点

上記によるデータ構築により、地権者ベース、土地ベースまたは複合した諸条件による検索が瞬時に可能となり、必要なデータの抽出作業は著しく効率化が図れ、さらに抽出データの加工も可能なことから、目的に応じたデータの把握が容易となっている。

また、画地に関する各種情報と図面データ等のリンクにより、条件検索内容はさらに視覚的にも表示可能となり、正確かつ迅速な状況把握が可能となっている。

具体的には、工事優先箇所などの特定箇所における地権者、補償対象内容を図上で視覚的に把握すること、地権者をベースとして、特定箇所以外の事業用地との関連性を把握できること、さらには用地取得に際して地図訂正等の問題点箇所の把握が可能であることから、工事計画及び用地取得計画の立案や総合的な検討が可能となっている。

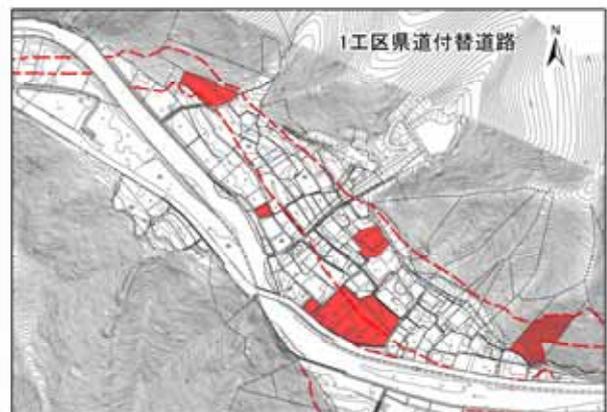


図-3 地権者ベースで抽出したGISのイメージ図

(4) GIS活用の効果

前述のとおり、GISの活用により得られた、効果を何点か例示する。

・本件ダム事業については、平成21年12月に「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」において検証ダムとなり、平成24年7月に事業継続決定された。その後の事業再開後、GISを背景に的確かつ迅速な地権者対応により、約8ヶ月で地元ダム対策協議会との補償基準の妥結が実現し、また、その後約2ヶ月で居住者全員に対する最初の説明が完了することになった。



図5 着工式典の様子



図4 損失補償基準に関する協定調印式の様子

・事業箇所の大部分は山地地域であり、大規模公図混乱が多数発生しているが、約1年半で13字中10字の地図訂正が完了している。

これは、GISを活用することにより、用地測量を行った用地図と公図との不整合箇所が把握でき、また生活再建や工事計画において、優先的に作業を進める箇所が把握できることから、計画的に事務作業が執行できるという効果が現れている。

・補償基準妥結後、GISを活用することにより、工事必要箇所における地権者データの抽出を行い、生活再建との調整を図り、約1年という期間で地権者から用地買収の協力が得られ、工事発注が可能な状態となり、本年6月には着工式典を開催できる状況に至っている。

・本件ダム事業における用地取得の進捗においては、工事計画と生活再建のきめ細やかな調整が図れ、用地交渉着手年度において居住者（移転家屋）の約40%と契約に至る（平成26年3月末時点）効果が得られている。

前述の通り、GISを活用することにより、用地取得進捗や工事工程に沿った事業進捗に寄与しているものである。

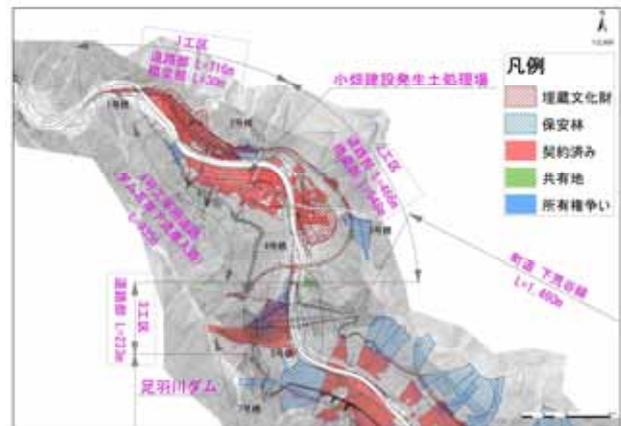


図6 GISにて契約状況等を管理している図面

5. GIS活用における今後の課題

(1) 活用上の問題点

GISを活用することにより、計画的な用地取得等に効果を得ているが、あくまでGISは入れ物であって、抽出するデータが重要である。そのためには、日々変動する情報を迅速かつ正確に反映する必要があり、そのためのルール作り（誰が、どの内容を、どのようにして）を行わなければならない。また人事異動に伴う引き継ぎ等への意識も現在のところ希薄である。

(2) 今後の課題

前述のとおり、的確なデータ管理を行うため、①各担

当者は、データの一元管理の重要性を認識すること、②事務所全体として、チェック機能の確立に取り組む必要がある。

6. まとめ

GISを活用した実感を最後に述べると、様々な条件におけるデータの抽出が可能であるので、例えば工事優先箇所の地権者や、土地境界関係の問題点などが把握できるため、用地取得における事務作業の優先順位が明確になり、計画的に執行が可能であること、買収・未買収地の範囲が明確になることや契約後における状況（契約済→登記済→明渡済）が把握でき、非常に現場でも活用できること、事業施行の中期展望についてもより具体的計画を立案できることから、各課間の協議が視覚的・現実的となり、より活発な意見交換がもて、事務所全体の事業推進に大きく寄与したと感じている。

ダム建設事業にかかわらず、広範囲な事業用地の取得に一斉着手すべき箇所、地権者が広範囲に土地を所有しており、権利が輻輳した地域などにおける事業の推進に非常に有益な手法であると考えている。

川の下を川が流れる - 田川カルバートの歴史 - (虎姫地区の治水の歴史について)

鵜野 佑紀¹・岸田 孝史²

¹滋賀県 長浜土木事務所 河川砂防課 (〒526-0033滋賀県長浜市平方町1152-1)

²滋賀県 湖東土木事務所 (〒522-0071滋賀県彦根市元町4-1) (*) .

滋賀県では、大雨が降った場合に想定される浸水深を表した「地先の安全度マップ」を公表している。このうち、200年に一度の雨で3m以上浸水する地域で、特に人家の集中する区域の一つに、長浜市の虎姫(とらひめ)地区(旧虎姫町)がある。この地区は、天井川である2つの河川に挟まれた低平地に位置し、中央に田川という一級河川が流れており、過去から水害に悩まされてきた歴史がある。この田川には全国でも非常に珍しい「田川カルバート」という川の立体交差があるが、今回、この田川カルバートの歴史を通して、当地区の治水の歴史や地域の人々と河川との関わりについて紹介する。

キーワード 治水の歴史, 川と地形, 地域と河川, 川の立体交差,

【はじめに】

滋賀県では天井川が全国的にも多く存在しており、川の下を鉄道や道路が通っている天井川が幾つもあります。そこで今回、県内でも非常にめずらしい「川の下を川が流れる」(川の立体交差)を紹介します。

琵琶湖の北東部(湖北地域)にある二大河川といえば、岐阜県境の伊吹山麓から流れる「姉川(あねがわ)」と福井県境から流れる「高時川(たかときがわ)」です。この二大河川は、長浜市落合町地先で合流して、姉川として琵琶湖へ流れ込んでいます。その合流点から、高時川を500m程上ったところに、「田川(たがわ)」という河川が、高時川の下をボックスカルバートで横断しています。これが、今回紹介します(通称)『田川カルバート』です。

(図1) (写真1)



(図1 位置図 ※)

田川は、江戸時代までは姉川・高時川と共に、三川で合流していましたが、田川流域が幾度も水害に悩まされたため、先人の知恵と努力により、現在のような田川単独で琵琶湖に流し込むようになりました。

以下に、田川カルバートにまつわる治水の歴史を紹介します。



(写真1 現在の田川カルバート)

【江戸幕末の田川改修】

江戸時代に合流していた三川(姉川、高時川、田川)のうち、天井川で河川規模も大きい姉川・高時川は、水源に禿げ山があり多量の土砂の流出により、河床が年々高くなっていきました。それに比べ、田川は小規模で河床勾配が緩く、自力で排水を押し出すことができないため、合流付近は常時水が溜まり、ひとたび雨が降れば、川の水かさが増し、二大河川の水が田川に逆流しました。(図2-1)



(図2-1 江戸幕末までの田川)

このため、田川沿川の虎姫四か村（現 長浜市唐国町・月ヶ瀬町・田町・酢）では人家まで水に浸かり、付近を通る北国街道も冠水して、諸大名の通行や旅人などの往来にも支障を来すことがしばしばありました。

この様な水害を防ぐために、田川沿川に領地を持つ彦根藩主井伊掃部守(いいかもんのかみ) (=井伊直弼)は、1853年(嘉永5年)直々に現地を視察し、翌年、落合村の領主松平伊豆守(まつだいらいずのかみ)に30俵の借地料を払い、これまでの三川合流から、高時川の合流点を下流側に約55m移動し、田川の水が逆流するのを防ごうとしました。(図2-2)



(図2-2 江戸幕末の田川)

しかしながら、余り効果はなく、田川沿川の浸水の被害は治まりませんでした。

そこで、困り果てた虎姫四か村の人々は、美濃の国に視察に出かけるなど治水の技術を学び、1858年(安政5年)に、田川本川への逆流防止水門の設置と、田川を分水して高時川の下を伏越樋(ふせこしひ)で通し、新川を設け琵琶湖に直接流し込もうとする領主からの添書を携えて、徳川幕府に請願しました。折しも井伊直弼が大老職にあり、北陸諸大名の通行に支障があるということで特別に許可を得ました。(図2-3)

ところが、新川の予定地にあたる下流の四か村（現長浜市錦織町、落合町、難波町、八木浜町）からは、潰れ地や用水問題などの反対意見が出たため、虎姫四か村は下流の四か村と交渉を重ね、新川にかかる土地の年貢を納めることと、道路や橋梁・用水路の費用も負担することで承諾を得ました。



(図2-3 江戸幕末の田川)

こうして、1860年(安政7年)2月より工事は着工されました。工事の途中で、桜田門外の変などの事件もありましたが、幸いにも工事は続行され、1862年(文久2年)、ついに逆水防止水門、新川と木製の伏越樋(=カルバート)などの工事が全て完成しました。伏越樋は高さ1.2m×幅2.1m×長さ125m余りあり、新川は水深約2m×幅約7m×延長約2,430mでした。当時の工事は設計図もなく、特に逆水防止水門工事は、模型による実験を繰り返しながら実際の工事が行われており、彦根藩から贈られた当時の模型が今も実在しています。(写真2)



(写真2 田川逆水門模型 ※)

【明治の田川改修と3人のキーマン】



(写真3) ※前田荘助 戸長 (左)
 ※籠手田安定 県令 (中)
 ★ヨハネス・デ・レーケ (右)

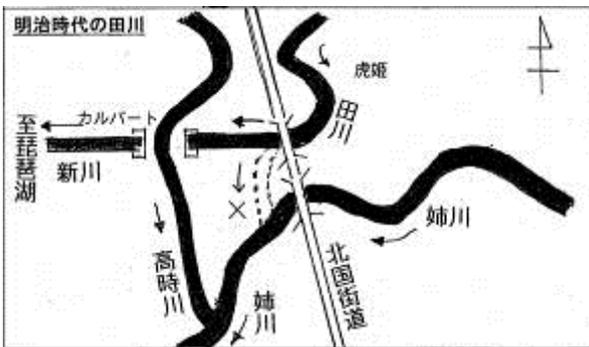
幕末の改修が完成して喜びも束の間、伏越樋が木製のため腐朽が激しく、姉川・高時川の河床も工事完成時よりさらに上昇したため、平時でも田川に逆流するようになり、水害は益々ひどくなりました。

明治維新から10年ほどたち、政府の体制も整いはじめた頃、人々の切実な願いを実現するために、田川カル

バートのキーマンとなる3人の人物が登場しました。地元虎姫四か村の一つ月ヶ瀬村の戸長「前田荘助(まえだしょうすけ)」、滋賀県令(知事)「籠手田安定(こてだやすだ)」、オランダ人技師「ヨハネス・デ・レーケ」です。(写真3)

前田荘助は、ほか四か村(唐国町・田町・酢)の代表者ととともに、下流反対住民の説得や、時の県令(知事)籠手田安定に幾度も粘り強く請願を続けました。特に現地から県庁のある大津までの約80kmを徒歩で出かけ、県庁や議会に、水害の悲惨さを訴え続けました。その甲斐もあり、県令から明治政府に依頼されて、当時のオランダ人土木技師のデ・レーケが現地に足を運んで調査を実施しました。調査の結果、2本のアーチ型カルバートを施工し、下流の河幅も広げる計画となりました。

(図2-4)

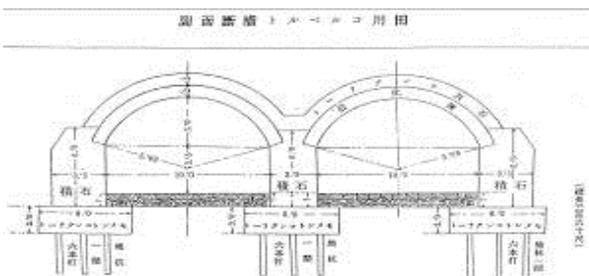


(図2-4 明治時代の田川)

県令籠手田安定は、1882年(明治15年)に田川改修工事の施行を県会に提案しましたが、工事費が莫大であり受益範囲が限定的で下流に強い反対があることを理由に、議会で否決されました。翌1883年(明治16年)にも再提案しましたが、また同一理由で否決されました。

そこで県令は、明治政府の許可を受ければ工事が出来るという規則を発動して工事を実施しました。工事は1883年(明治16年)11月に着工し、1885年(明治18年)7月に完成。2連の洋風カルバート(図3)は、高さ1.8m×幅3.1m×2連で長さ109m、さらに下流の川幅も1.8m拡幅されました。

この工事に要した費用は、48,841円で、うち1/3の約15,000円が虎姫四か村の負担となりました。さらに新川下流の道路、橋、用水路などの費用の負担も重なり、四か村では家財道具を売るなどして、借金を抱えながらも費用を捻出したそうです。



(図3 田川カルバート横断面図 ※)

その後昭和にはいと、姉川・高時川の改修工事にも着手し、1929年(昭和4年)には高時川の改修工事に併せ、田川カルバートの継足工事も行われました。(写真4)



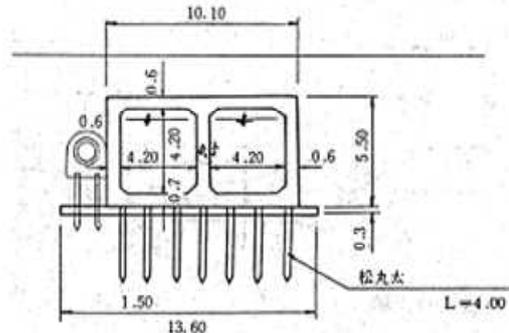
(写真4 昭和の継足工事 ※)

【昭和の田川改修】

現在の田川カルバートは、昭和30年代の水害(写真5)を受けて、中小河川改良事業により、1966年(昭和41年)に完成しています。鉄筋コンクリート製2連ボックスで、高さ4.2m×幅4.2m×2連、長さ216m、従来の約2倍の断面となりました。(図4&写真6参照)



(写真5 昭和36年頃の出水状況 ※)



(図4 田川カルバート横断面図)



(写真6 竣工時の田川カルバート ※)

【水引神社と田川治水功労者の碑】

幕末の工事が非常に難工事であったために、虎姫四か村では田川カルバートの近くに祠(ほこら)を鎮座して工事の無事を願ったと言います。これが現在の「水引神社(みずひきじんじや)」です。

その隣に、明治時代の改修で、住民の熱意を感じて英断を下された当時の籠手田安定県令を祀った祠も有ります。当時の県令は住民にとって正に神様に値する存在であった証拠です。(写真7)

現在、2つの祠は1つの祠に合祀されており、毎年春と秋に神社のお祭りが執り行われています。(写真8)

さらに、その少し上流には、幕末から明治初めにかけて、虎姫四か村の代表として治水工事の重要性を訴え続けた月ヶ瀬の「前田莊助」、酢の「国友長左衛門(くにとも ちょうざえもん)」、田町の「宮島甚助(みやじま じんすけ)」、唐国の「野村太兵衛(のむら たるべい)」の功績をたたえて碑が建立されています。(写真9)



写真7 旧 水引神社と籠手田神社 ※



写真8 現在 水引神社と籠手田神社 ※



写真9 田川治水功労者の碑 ※

【考 察】

田川の治水の歴史を通じて、感じたことは以下のとおりです。

① 放水路など新しい河川を作る事業は、現川改修に比べて、上流(浸水地)と下流(予定地)との対立関係が顕著に表れることが多く、ここでも下流4か村(旧びわ町)の事業への反対もあり、実施に難航を極めました。その折衝や地元対策費などは、全て上流住民(虎姫四か村)が対応しています。現在では、ほとんどが行政で対応していますが、当時の住民の切実な思いを痛切に感じます。

② 籠手田県令の決断を通じて、公共事業(治水事業)とは何かを考えさせられました。本当に困っている人を助けることが住民に感謝されることであり、強いては我々の仕事のやりがいになるかと思えます。

本来、治水事業は洪水から地域の生命や財産を守ることですが、事業を進める上で、地域住民のみなさんに事業の目的を十分に認識していただき、共に汗をかきながら協働を進めることの大切さを、改めて認識しました。

③ 田川は虎姫地区の雨水排水を排除するための唯一の河川であり、特に田川カルバートは、上流地域住民の生命や財産を大きく左右するため、その管理は非常に重要です。現在、平成の田川改修のために調査検討中ですが、現在のカルバートも50歳近くなり、改めて、河川の構造物管理の重要性を認識しています。

④ 滋賀県が進める「流域治水の推進に関する条例」の浸水警戒区域として、最近この地域がクローズアップされています。虎姫地区では、これまで住民が必死になり田川の治水事業を通してこの地域を守ってきたという歴史があります。また水引神社や治水功労者の碑があるように、今でもその精神は受け継がれています。

今回の条例が、このような背景の中で、田川沿川の人々にどのように受け入れてもらえるのか、また地域の将来をどう考えるのが、今後の課題です。

【おわりに】

江戸時代の幕末から昭和に至るまで、実に百年以上という長い歳月と巨額な費用を要した田川の治水事業ですが、度重なる水害に対する先人の知恵と努力、その結晶である田川カルバートは、現在でも流域住民の生命と財産を守り、地域の発展に大きく貢献しています。

最後に、田川治水の歴史を通じて、私たち一人一人が防災・減災の意識を絶えず持つことの重要さを、改めて感じています。

【参考文献他】

- ふるさと虎姫 「田川の歴史を知る」(虎姫町教育委員会)
- 田川沿革誌 (滋賀県長浜土木事務所)

※長浜歴史博物館提供写真

★HP:日本の川と災害 治水利水災害対策に尽力した人々より

(*) 旧所属は、長浜土木事務所河川砂防課

水ときらめき紀の川館の来館者数増への 取り組みについて

松下 栄一¹・吉川 季和²

¹近畿地方整備局 大和川河川事務所 工務課 (〒583-0001大阪府藤井寺市川北3-8-33)

²近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 流水調整課 (〒640-8227 和歌山市西汀丁16番)

水ときらめき紀の川館は、開館当時は積極的な広告やイベントを行った事で、多くの来館者がありました。しかし、近年の情勢変化により、来館者数の減少が目立っていました。

水ときらめき紀の川館にもっと多くの人に来てもらい、紀の川の治水・利水を知ってもらうため、職員自らの工夫と知恵、行動によって来館者数が前年と比較し35%増えました。今回は我々の行った来館者数増への取り組みの中間報告を行います。

キーワード 展示物の充実 触れる・考える ホームページ 地域へのPR行動

1. はじめに

水ときらめき紀の川館は平成15年に紀の川大堰建設と共に紀の川における治水・利水の効果などを多くの方に知ってもらうため建設された施設です。



「水ときらめき紀の川館」正面

開館当時は、「新しい展示館ができた。水族館のような魚道観察室がある。」と地元を中心に評判になり、多くの来館者がありました。また、旅行雑誌に広告を載せたり、土木の日の行事とからめ、河川や道路の維持管理用機械の展示、操作など体験をするイベントを行うことで、より多くの方に来館していただきました。

しかし、近年の情勢により経費の支出が厳しく制限され、広告の取り止めや展示物の更新・増設の見送り、受付・案内業務の廃止などもあり、水ときらめき紀の川館の存在も薄れ、来館者の減少が続く状態でした。

平成23年からは、開館は行っているものの無人となっていることから、施設管理のために入口の鍵を閉めたままにし館内も消灯していました。

来館者は玄関にあるインターホンで職員を呼び出し、解錠後に見学するのですが、普段は入口を施錠し館内は消灯しているために、閉館と勘違いをし帰ってしまう方もおられました。

そこで、私たちは経費をかけずに来館者を増やすために何ができるか、来館いただいた方に確実に館内に入っていただくにはどうすればよいか、リピーターを増やすにはどうすればよいかを考え実行した結果、平成25年度の来館者が平成24年度と比較し35%増えました。

特に地域へのPR行動直後の5月～7月の3ヶ月は、平成24年の1038人から平成25年の1966人と約90%増えています。

2. 展示物の充実

(1) 開館していることをわかりやすく

一昨年までは、受付・案内業務が廃止になったことに伴い無人となり、節電の観点からも全ての電灯を消灯していました。ある日、来館者が入口まで来て、中をのぞき込むものの帰りかけたため、たまたま近くを通った職員が声をかけることで見学はしていただきましたが、来館者は暗く誰もいないため閉館中であると思ったようです。そのことから節電は意識しつつ水ときらめき紀の川館の入り口だけは点灯することで開館中であることをわかりやすくしました。



開館している管内の様子

(2) 館内案内図の表示

受付・案内業務を廃止する前は、来館者に随同行説明を行っていたので、館内の案内図は不要だったかもしれません。しかし、受付・案内業務が廃止になってからは、来館者に対し職員の随行が必ず出来るという状況ではないために、自由に見学していただいていた。

来館者の見学している様子では、どれを見ればいいのか、ほかにどういう展示物があるのかなどが解りにくく、見学ルート案内もない中で、自分で展示施設の説明文を読みながら見学することとなり、来館していただいても1階の展示物だけを観て、すぐに帰ってしまう状況でした。

そこで、どこにどういうものが展示されているのかが一目でわかる館内の案内図を作成しました。案内図は非常勤職員が館内の展示状況を丹念に読みとり作成しました。

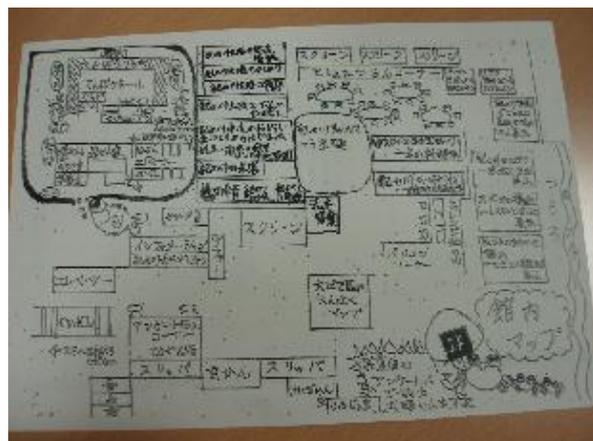


入り口扉の案内図

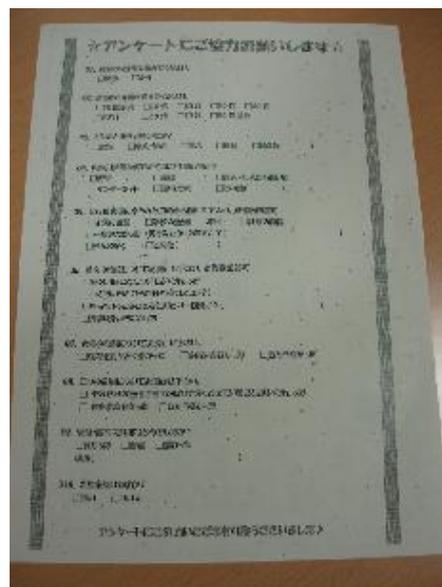
案内図は玄関入口扉にA3サイズを2枚利用して大きく明示すると共に、来館者が持ち歩けるように

A4サイズで作成しました。また、案内図の裏面にはアンケート用紙として来館者に意見要望等を記載していただき、来館者が再度来館していただけるきっかけを見つけるようにしました。

アンケートは、紀の川大堰と水ときらめき紀の川館を知ったきっかけや目的、見学施設に対する評価などであり、リピーター獲得のヒントを得るようになっています。アンケート結果については、今年度分析します。



アンケート付き案内図(表)



アンケート付き案内図(裏)

(3) 館内見学順路の表示

館内は自由に見ていただけますが、館内を見やすくまた、分かり易くするために、案内図だけでなく管内に見学順路を表示しました。



案内通路

(4) 館内既設展示物の位置情報の工夫

館内には展示物がいろいろありますが、和歌山市の観光情報パネルについて、和歌山市域地図に観光名所はあるものの、観光施設の写真は地図の下にあり地図と写真との一致が解りにくい状況でした。そのため、観光名所の位置と写真に同じ番号を表示することで、観光施設がどこにあるのか、どういう観光施設なのかが一目瞭然となりました。



和歌山市域マップの写真

次にメインホール床面には航空写真があり、紀の川の流域が解るようになっています。以前は紀の川大堰や大滝ダム、大迫ダムなど国土交通省や農林水産省の主要ダム、井堰のみ名称表示されていました。しかし、地域や沿川住民の方々にもっと親しみをもって注目していただくために、各地のランドマークや来館していただく小学校の名称を航空写真に貼り付けました。

大人の方は自分の家や会社とランドマークの位置関係や住んでいる近くの川との位置関係など興味を持って航空写真を見入るようになりました。

小学生の方は先生と一緒に、学校を目印に

自分の家を一生懸命探したり、今自分がいる水ときらめき紀の川館と小学校の位置関係を熱心に見ていました。



航空写真 学校名を表示

(5) 館内に紀の川大堰各施設の機能説明ポスターの表示

紀の川大堰には主ゲート設備や魚道など通常見えるものと発動発電機室や機械室内部など通常では見られないものがあります。それらを写真付きで説明する案内板を手書きで作りました。

来館者には、大堰には色々な施設があるということを理解していただいたと思います。



設備の案内表

(6) アユの遡上写真と魚の遡上時期の明示

水ときらめき紀の川館に来館いただいた方の中にはアユの遡上や魚の泳ぐ姿を見たい方も多くいます。そのためにアユがいつ頃紀の川を昇るのか、アユ以外にどういう魚がいるのかを手書きで明示するようにしました。

明示箇所はきらめき館入り口正面横と魚道観察室の各窓に明示しました。



遡上時期の説明

(7) きらめきクイズの作成

小学生の子供たちに紀の川を知ってもらう方法として、遊び心を兼ねたクイズを作成しました。問題と正解はA3版に絵を手書きして作成しました。それにラミネートを施し2枚重ね、ひもで結ぶ事で問題のラミネート用紙を自分でめくると正解が見えるようにしました。

これにより、答えを自分でめくすることで、遊び心をくすぐり興味を示していると考えています。子供たちは友達と共に競い合うようにクイズに挑戦してくれています。

クイズは館内をほぼ半周するように15枚作成しました。



クイズ



クイズを楽しんでいる子供達

(8) 館内展示物に修繕工事で不要となった部品の展示

紀の川大堰では堰機能の維持管理のため定期的に設備の点検や修繕工事を行っています。遠くからは小さく見えても近くで見るとすごく大きいものもあります。

大堰の設備を手にとりて知ってもらうために、修繕工事で発生した部品の一部をきらめき館に展示し体感してもらうようにしました。展示物としては、ゲート設備の水密ゴムを取り替えたときに実際にゲートに付いていたものを展示しました。来館者は普段では触ることが出来ない大堰の施設を手でさわるなどして、施設の大きさに感動していました。



流量調節ゲート設備の水密ゴムの展示

(9) 流出木の展示

紀の川では出水時には沢山ものが流れてきます。紀の川でも平成24年の台風12号時の出水で色々なものが流れてきましたが、出水が治まった後に紀の川大堰の上流500mに木の一部分が水面より出ていることが確認されました。その木は大きいように感じたため、万が一紀の川大堰のゲートに引っかかると、確実なゲート操作が不可能となり、堰管理上大きな問題となることから引き上げました。

引き上げてみると、高さが約7m幹周り12m、樹齢350年、生育時期が西暦650年ころの木であることが判明しました。その木はテレビや新聞記事に取り上げられ、多くの方から問い合わせがありました。

その木の一部分を展示することで、新たな来館者が増えています。展示に際しては、全景写真と共に手で触れられるように館内の床に置いています。

なお、木の本体は和歌山県さまの強い要望により県の施設である紀伊風土紀の丘に展示されています。



展示状況



巨大流木の写真

(10) イベントの開催

簡単にできるイベントとして「七夕イベント」を実施しています。材料としては河川に生えている笹とコピー用紙を短冊状に切り糸を通します。あとはペンと机を用意します。それらを水ときらめき紀の川館の玄関に置くとイベント完成となります。

周知方法としては事務所のホームページに登載し玄関にも掲示するようにしています。



七夕に願い事を吊している小学生

2. ホームページの活用

(1)事務所ホームページの活用

事務所ホームページには水ときらめき紀の川館のページがありますが、長期間更新されていませんでした。そのため同じ人が改めてホームページを見られても全く変化がないためにホームページを見なくなる→再度の訪問はしない、という事象が起きていると判断しました。

そこで、来館いただいた団体の方にお断りを入れ、来館時の様子をホームページに公開しました。そうすることで、それを見た学校関係者をはじめとした団体の責任者や子供たちが、来館いただくことを期待しています。



HP掲載報告書

(2)旅行会社のウェブ版に登載

旅行会社では、観光施設の情報をインターネットで配信しています。中には無料で登載出来るものもあり、水ときらめき紀の川館でも無料で2件登載していただいています。



HPの抜粋

3. 来館者増に向けた地域へのPR行動

(1) 和歌山市教育長に来館要請

水ときらめき紀の川館の展示内容以外に団体で来館いただいた方にはパワーポイントで紀の川に関する事を説明しています。

小学生向けと大人向けがあり、小学生には水がどれほど大切かと言うことを学んでいただけるようにしています。

小学校の来館者には4年生が多いことから、引率の先生に確認したところ、4年生で水の学習をしていることがわかりました。そこで、学習施設の一つとして水ときらめき紀の川館を利用させていただこうと、和歌山市教育委員会に学習施設として来館頂くようお願いをしました。

事務所の要請には、和歌山市の教育長と学校教育課長に対応していただきました。水ときらめき紀の川館の教育施設としての利用を願うと、すぐに後日開かれる和歌山市内の小学校校長会の資料として配付および説明することを約束していただきました。後日資料の必要部数を教育委員会にお渡しし、資料として配布いただいています。

また、紀の川大堰の近くに所在する小学校10校へ赴き、教育施設の一つとして水ときらめき紀の川館に来館いただくよう要請も行いました。

そういう行動を行った結果、平成25年度は16校と平成24年の8校の2倍の学校に来ていただいています。

(2)和歌山市の観光施設として位置づけ

和歌山市では毎年市主催の施設見学バスツアーを実施していますが、そのコースとして紀の川大堰、水ときらめき紀の川館が入りました。入り始めた時期は教育委員会に要請に行った後のことであり、要請の効果が現れたものと判断しています。



「市報わかやま」表紙



募集要項 コース

4. 今後のとりくみについて

昨年は、お金が無くても「展示物に変化をもたらせたい。PRをもっと行う。それが来館者数の増につながる」という思いで行動し一定の成果がありました。今後は和歌山市域以外の学校にも来ていただくため、和歌山県教育委員会に説明に行くことや、成人の来館を増やすため観光案内所など公的施設へ説明に行くなど様々な行動を起こしていきたいと思っています。また、アンケートの結果を踏まえ、リピーターを増やすには何をすればよいかを考え行動していきます。

物品調達事務の本局集中化について

新門 光夫¹

¹近畿地方整備局 総務部 契約課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)。

行政遂行に必要な物品等の公共調達については、これまでから計画的な購入や、文具等の適正な使用による使用量の抑制により必要最小限の調達とするなど、費用対効果において優れたものとなるよう努めてきたところである。

限られた財源の中で更なる事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から事務用物品等の調達について、各事務所単位で調達していた契約手続きを集約化することとし、本局で一括発注する契約の方式とした。

以下に平成24年度から実施している「コピー用紙」と平成25年度から実施している「事務用消耗品」の本局集中化に向けた取組と効果について概説する。

キーワード 物品調達, 集中化, 業務改善

1. はじめに

入札・契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等が求められる中、契約方式等はますます複雑化し、個々の契約手続の事務量も増えている。

また一方で、予算の効率的な執行やコスト削減、業務改善による事務の簡素化・効率化などについて多方面から求められているところである。

平成16年には、政府の「行政効率化推進計画」(行政効率化関係省庁連絡会議)が打ち出され、これを受け国土交通省においても「国土交通省行政効率化推進計画」が定められ、公共調達の効率化に関する取り組みの1つとして、物品等の公共調達の見直しが目標とされている。

物品等の公共調達については、これまでも計画的な購入や、文具等の適正な使用による使用量の抑制により必要最小限の調達に努めてきたところであるが、「国土交通省行政効率化推進計画」(平成20年12月26日改定)ではその取り組み計画として、以下の内容が挙げられ、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図ることとされている。

- ・ 物品等調達について、単価契約により契約件数の縮減、契約単位を見直し一般競争を拡大し、一括購入・一括発注を推進する。
- ・ 物品等調達について、仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様等の排除)
- ・ 文具等の適正な使用、両面コピーの推進等をさら

に徹底して、事務用品の使用量の抑制を図り、無駄な発注を避けることにより、一層のコスト削減を図る。

これらの取り組み計画を踏まえ、近畿地整においても物品等購入契約の改善をした。

2. 取り組みの検討

従前から近畿地方整備局においても計画的な購入や文具等の適正な使用による使用量の抑制に取り組んできたが、前述1のような状況を踏まえ、更なる業務の効率化、競争性の確保、コスト削減を実施するため、共通する複数の契約をまとめ、一括して調達することで事務の省力化が図れるもの、スケールメリットによる廉価な調達が期待されるものについて対象となり得る調達等の検討を行った。

(1) 対象とした契約

a) 対象要件

- 以下を要件として対象物品を選定することとした。
- ・ 例年すべての所属で購入する必要があるもの。
- ・ 整備局全体で規格を統一しても事務に支障がないもの。
- ・ 繰り返し調達する必要があるため各事務所毎での発注件数が多く、整備局全体で契約を一本化することで事務の省力化の効果が期待できるもの。

b) 対象物品

各事務所での購入実態を調査し、上記(1) a)に合致する

ものを抽出し、以下のものを本局契約課で一括発注することとした。

- ①コピー用紙（A4、A3）
※平成24年度から実施
- ②事務用消耗品（ファイル類等約140品目）
※平成25年度から実施

(2) 契約方式等

- 契約方式等については以下のとおり。
- ・一般競争契約（単価契約）WTO対象
 - ・本官契約支出官払
 - ・近畿地方整備局一括発注

(3) 事務処理フロー

集約化による手続きは次に示すフローのとおりとした。

- ①各事務所から必要品目、予定数量の報告
↓
- ②本局で品目・仕様の決定・全体数量の取りまとめ
↓
- ③契約手続き開始 入札公告
↓
- ④開札、契約の締結
↓
- ⑤注文
↓ 各事務所から本局に必要数量を報告
本局から契約業者に注文
- ⑥納品・確認
↓ 契約業者から各事務所に納品
各事務所において納品確認
- ⑦検査
↓ 各事務所により納品確認の報告を受け、本局にて一括検査
- ⑧請求・支出
本局にて一括支払い（毎月）

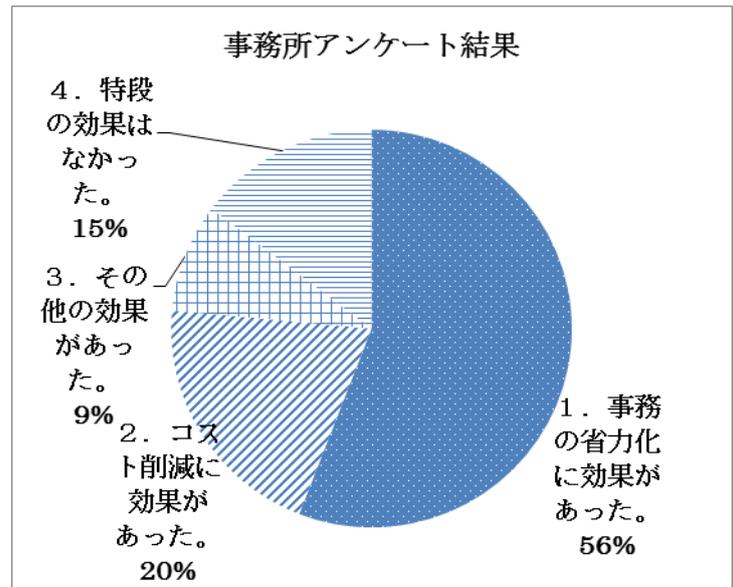
上記③④⑤⑦⑧は各事務所でそれぞれ実施していた事務であるが、集約化により本局のみで行うこととなった手続きである。

①と②にある必要品目、予定数量のとりまとめ及び⑥の納品・確認については、集約化後においても集約化を実施する前と同様に各事務所で必要な手続きである。

3. 事務担当者から寄せられた意見

各事務所の契約事務担当者に集約化についてのアンケートを実施した。

主な意見は以下のとおり。



(1) 本局での一括契約としたことによる効果

- a) 事務所で行っていた契約事務（発注手続き～支払）がなくなり省力化になった。
- b) 品目に対して、たくさんの規格を購入していたが、一括購入したことにより、購入する規格を減らすことができた。（例：従来は付箋を多くのサイズや色で購入していたが、より少ない、一括購入分の規格だけで使用するよう周知できた。コスト削減につながっていると思う。）
事務所で使用していたものでも一括購入分の規格にないものは極力使用を控えるようにしていった。本局一括調達について、その購入品目が一覧表になっており、できるだけその範囲で事務処理・購入希望を行うように各職員が考えるようになってきている。結果的に経費削減になっていると思われる。
- c) 全事務所分一括で契約することにより、予定数量も大きくなったせいか、全体的に個々の単価が事務所で調達していた時よりも、安くなっている。
- d) 事務用品の規格が統一されたことにより、各所属でリストを確認し記入してもらうことができ、とりまとめる事務が軽減された。
また、規格が統一されたことで物品管理の省力化が図られた。

(2) 本局での一括契約としたことによる問題点

- a) 納品が配送業者により行われ、さらにバラバラに送られてくるので、数量や規格の確認が煩雑であり、実際に誤納入も生じており、返送作業が発生している。
- b) 契約物品の種類・規格等が少ないことにより、不足分を事務所で調達せざるを得ない。そのため二重に業務発注せざるを得ない状況のため、せつか

くの統一契約が十全に生かされない。

4. 取組の効果

(1) 業務の効率化

コピー用紙購入と事務用消耗品購入で事務所全体で1,288時間の業務時間の削減が図られた。

a) コピー用紙購入

年度	件数
23	68
24	1
25	1

各事務所毎に行われていたコピー用紙の発注事務を、本官で一括発注したことで、整備局全体でみた契約件数は一括発注前年度に比して減少した(67件)。

28事務所中19事務所で単価契約方式による契約を行っていた。(うち12事務所は一般競争、うち7事務所は少額随意契約)

8事務所は必要の都度少額随意契約による契約を行っており、8事務所で41件の発注となっていた。

単価契約方式による契約を行っている事務所でもその契約が締結されるまでの間にコピー用紙が必要となった場合は少額随意契約によって購入しており全体で7件の発注がなされていた。

一般競争での発注事務1件あたりの事務作業時間を31時間とした場合、12件で372時間の削減となる。

- ・公告、入札説明書、仕様書、数量総括表(3.0h)
- ・入札契約手続き運営委員会(準備含む)(1.0h)
- ・予定価格作成(2.0h)
- ・入札執行(0.5h)
- ・契約書調印手続き等(0.5h)
- ・物品払出措置請求(0.5h)×年12回
- ・物品取得措置請求(0.5h)×年12回
- ・物品受領命令書作成(0.25h)×年12回
- ・検査事務(0.5h)×年12回
- ・支払事務(0.25h)×年12回

少額随意契約発注事務1件あたりの事務作業時間を4時間45分とした場合、55件(7件+41件+7件)で約261時間の削減となる。

- ・物品払出措置請求(0.5h)
- ・物品取得措置請求(0.5h)
- ・業者推薦(0.5h)
- ・予定価格作成(1h)

- ・見積依頼(0.5h)
- ・見積合わせ(0.5h)
- ・負担行為決議書作成(0.25h)
- ・物品受領命令書作成(0.25h)
- ・検査事務(0.5h)
- ・支払事務(0.25h)

全体で約633時間の削減となっている。

b) 物品品購入件数

年度	件数
23	—
24	1,282
25	1,144

各事務所毎に行われていた物品の発注のうち事務用品類を、本官で一括発注したことで、整備局全体でみた物品契約件数は一括発注前年度に比して減少した(138件)。

物品購入のほとんどが少額随意契約であり、随意契約発注事務1件当たりの事務作業時間を4時間45分とした場合、138件で約655時間の削減となる。

(2) 競争性の確保

コピー用紙の入札参加業者数については、23年度3社(一括発注前本局分)、24年度6社、25年度5社であった。また、事務用消耗品の入札参加業者数については、24年度5社(一括発注前本局分)、25年度7社であった。

一括発注したことにより関心が高まり入札参加業者が増加し、競争性が高まったと言える。

・コピー用紙購入

年度	競争参加者数
23	3
24	6
25	5

・事務用消耗品購入

年度	競争参加者数
23	—
24	5
25	7

(3) コスト削減

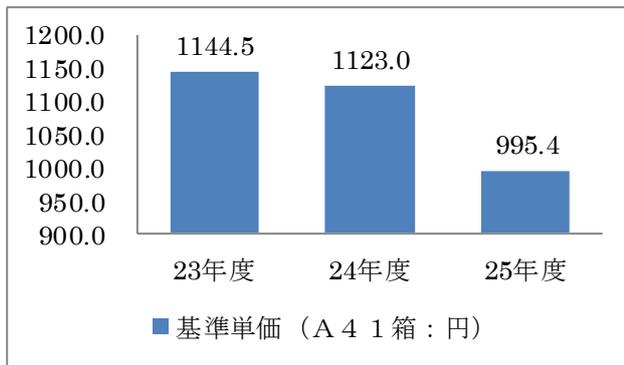
a) 単価の比較

コピー用紙の調達単価については、23年度比約13%低減(一括発注前本局分比較)となった。また、事務用消耗品の調達単価については、24年度比約31%低減(一括発注前本局分比較)となった。

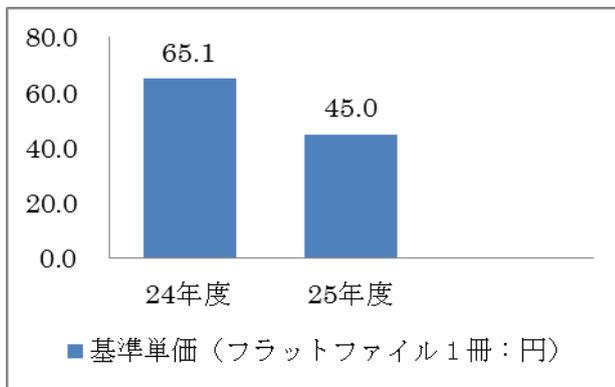
行政サービス部門:No.13

一括発注したことによりスケールメリットが反映され調達単価が低減、コスト削減が実現できた。

・コピー用紙購入



・事務用消耗品購入



b) 実績額の比較

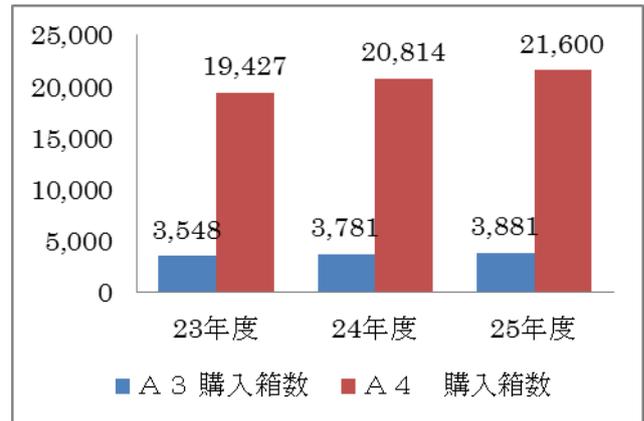
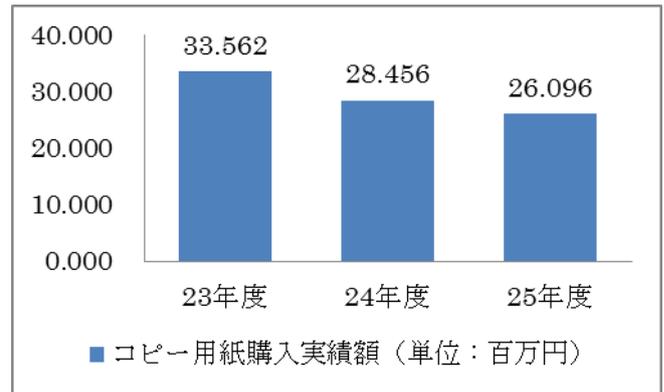
購入箱数は増加しているが、コピー用紙の調達額については、23年度比約750万円の減額となり、比率で見ると約22%の低減となった。

また、事務用消耗品の調達額については、24年度比約1600万円の減額となり、比率で見ると約7%の低減となった。

一括発注したことによりスケールメリットが反映され調達単価が低減、コスト削減が実現できたことが全体金額の比較でもわかった。

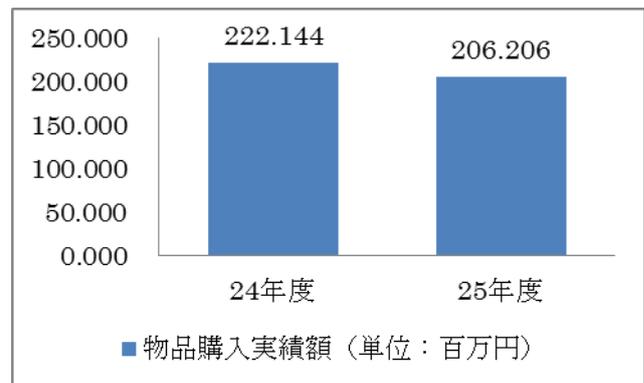
・コピー用紙購入

年度	実績額
23	33,562千円
24	28,456千円
25	26,096千円



・物品購入実績額

年度	実績額
23	—
24	222,144千円
25	206,206千円



5. 問題点

(1) 集約化品目ではない物品の購入事務について

アンケートの意見にもあるように統一調達の品目にならない物品も多品目に及んでいるためこれらの物品購入の必要性を検証する必要がある。

事務所では各所属からの購入要望を定期的にとりまとめて別途の調達（主に少額随意契約）を行っているため物品調達事務の激減には至っていない。

(2) 消耗部分の詰替物品について

調達品目の規格統一により、規格外のを別途発注する必要が生じている。

三色ボールペンや修正テープなど本体と替え芯やテープなどといった物品は本局調達したものが事務所が過年度に購入した物品と互換性がなく使えなくなったものがある。

本局一括調達でも過年度に調達した物品と汎用性があるものに限定して購入しないと使用不可となる場合がある。

(3) 発注とりまとめ事務

各事務所における必要品目、数量を本局でとりまとめ業者が発注しているため、とりまとめ事務の事務量が増加したことにより要求から納品までの日数が長くなる。

(4) 納品確認について

従前立会納品であったものが配送による納品となったため、数度での分割納品の対応が必要となっている。

また、納品違い・納品漏れ等の対応に伴うやりとりが煩雑となっている。

(5) 本局事務量の増加について

コピー用紙購入と事務用消耗品購入で事務所全体で1,312時間の業務時間の削減が図られたと考えられるが、本局集中化によりとりまとめ事務が膨大となり事務量が増加している。

1 契約のとりまとめ作業時間 (175h)

- ・入札準備 (年1回) 15分×28事務所分 (7h)
- ・毎月発注 (年12回) 15分×12回×28事務所分 (84h)
- ・毎月支払 (年12回) 15分×12回×28事務所分 (84h)

コピー用紙購入と事務用消耗品購入の2契約で350時間の事務量の増加となる。

6. 今後の課題

(1) 統一調達品目の追加

各事務所の事業執行の実情により、リスト以外の物品を調達している実態を踏まえると、リストによる調達を徹底させるべきなのか、調達品目以外の品目についての必要性の検証が必要である。

当該物品が必要不可欠のものなのかの精査を各事務所においても検討する必要がある。

(2) 職員の意識

できる限り契約品目での業務執行とするよう、物品の調達について職員に理解されるように周知を行い、極力

新たな調達が生じないようにする。

できる限り規格を統一し、むやみに品目の種類が増えないように選定する。

(3) 中小企業者の受注機会

国の行政機関等については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならないが、実際に中小企業者がどこまでの調達規模であれば供給可能か否かの判断が難しい。

(4) 発注フローの見直し

本局での発注とりまとめ事務が新たに追加となることから、納入事務所への期間が、各事務所から発注していた期間に比べ、期間を要するため、納入希望事務所から直接受注者あてに注文出来る形態への変更について検討する。

そのため、受注者側の意見を参考に対応可能か否か検証することとしたい。

(5) 発注回数の見直し

毎月1回の発注を隔月毎とすれば担当職員の事務負担が半減する。近畿地方整備局全体では大幅な事務軽減となると見込まれる。業務に支障がでない範囲で計画的に発注することも検討していきたい。

7. おわりに

業務の効率化に資する便利な事務用品を調達することで事務作業時間が短縮されれば人件費を抑制することができる。

しかし、事務用品についても大規模プロジェクトの費用対効果の検証と同様にコストと効果を常に意識する必要がある。

このため、単に「便利であるから」ということだけで物品を調達することはできない。

職員が日常的に使用する事務用品に関してコスト意識を持つことも国土交通省事業全体の業務効率化・コスト意識と同様であることを再認識した。

今回紹介したコピー用紙購入と事務用消耗品購入以外にも以下のものを本局で集約して手続きを行い同様の効果が上がっているといえる。

- ・作業服
- ・パソコン、サーバ
- ・プリンター、複写機、電送機、複合機等の出力機器
- ・機械警備

今後とも、職員の皆様のご協力をいただきながら経済性や事務負担の軽減・省力化等の観点から業務改善に努めていきたい。

地域とともに進める公共事業 ～ 山陰近畿自動車道 浜坂道路の広報について～

藤井 忍

兵庫県 県土整備部 県土企画局 空港政策課 (〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

地域高規格道路である山陰近畿自動車道 浜坂道路(全長約10km)は、現在、工事が本格化しつつあり、至る箇所で工事を実施している。そのため、交通規制や工事用車両の増加など地域へ負担をかけている。その一方で、トンネルや長大橋などの特殊工事や大型工事など、地域の人々の興味の対象の一つとなっている。

そこで、「地域の皆様とともに工事を進める」、「浜坂道路の“ファン”を増やす」をキーワードに、極力、工事現場見学の機会をつくり、また、出前講座やホームページ、あるいはFacebookなど新たな媒体を用いた浜坂道路担当課の広報に対する取り組みについて報告する。

キーワード 広報、現場見学会、出前講座、記者発表、Facebook

1. はじめに

公共工事の実施にあたっては、日々地域の皆様、関係機関の多種多様なご意見の調整に奔走し、なかなか広報については手が回らないことと思います。

地域高規格道路「浜坂道路」は、早期開通への期待に込めるため、総額約300億円の巨費を投じ短期的な集中投資により、工事を進めており、現在、交通規制や工事用車両の増加など地域に対してご負担をお願いしている状況にあります。

その一方で、地域の皆様の潜在的な意識として、トンネルや長大橋などの特殊工事、大規模工事などの工事自

体に対する好奇心というのを感じています。

そのような中、「地域の皆様とともに工事を進める」、「浜坂道路の“ファン”を増やす」をキーワードに、事業及び工事についてご理解を深めて頂くために、浜坂道路担当者全体で取り組んでいる広報活動について報告させていただきます。

2. 浜坂道路の概要

(1) 計画概要

事業名：一般国道178号 浜坂道路(山陰近畿自動車道)

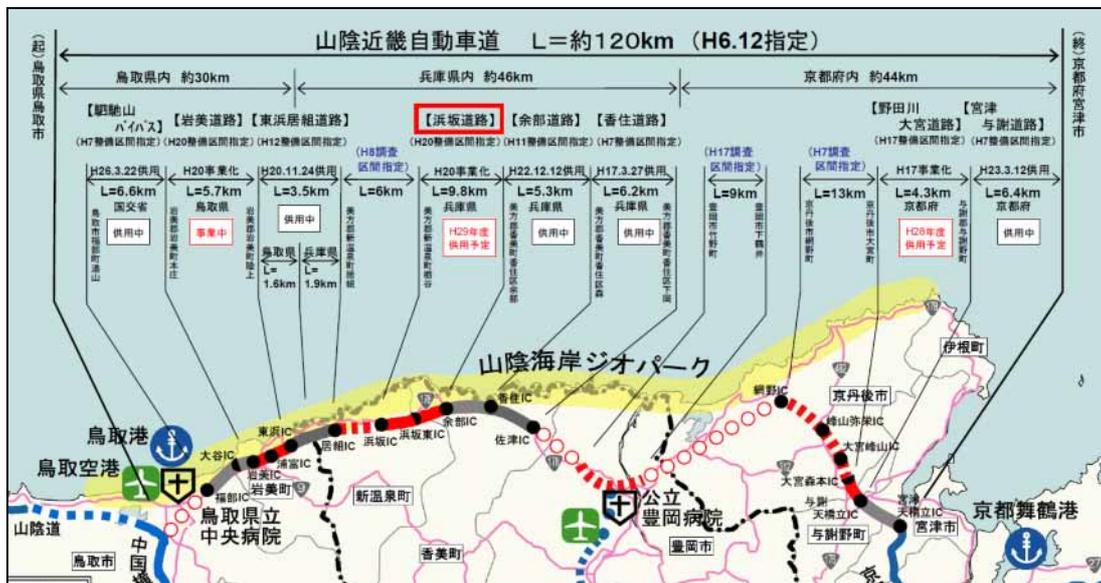


図-1 浜坂道路位置図

延長 : 約9.8km
 道路区分 : 第1種第3級 (自動車専用道路)
 車線数 : 2車線
 設計速度 : 80km/h
 総事業費 : 約300億円

(2) 主な事業効果

時間の短縮・・・浜坂道路区間で約7分の短縮
 防災力強化・・・現道は、斜面崩壊が発生し度々通行止、災害に強い道路(大災害発生時における緊急輸送道路)
 救急医療・・・但馬地域で唯一の第3次救急医療施設である豊岡病院へのアクセス向上
 観光促進・・・ジオパークや温泉など豊かな資源を生かした観光促進
 産業活性化・・・地域特産品の流通が強化され産業が活性化
 交流連携・・・周辺地域との連携強化

3. 浜坂道路の広報が必要な4つの理由

工事に直接携わる土木事務所にいると、どうしても工事発注、監督、地元対応に時間をとられ、広報にまで手が回らないのが実情だと思います。そのような中、浜坂道路では以下の理由により、広報に力を入れる必要性があると考えています。

- 【理由】 県下の道路事業の中で突出した予算を配分していただいております、予算の大きさに比例して説明責任を果たしていく義務がある。
- 【理由】 地域の皆様の、工事現場を「見たい」、「どうなっているんだろう」に対する潜在的なニーズに応えたい。
- 【理由】 浜坂道路を知ってもらうことを通じ、公共事業の意義・必要性をできるだけ多くの人に正しく理解してもらいたい。
- 【理由】 地元の総意を盛り上げていくことで、事業の円滑化、促進につなげたい。

4. 浜坂道路での広報の取り組み

(1) 広報の取り組み方針

これまでのインフラ整備に関する広報は、工事着手時や脚光を浴びる工事完成時に重点的に実施し、工事途中は官学を対象とした見学会が大部分を占めています。

そこで、浜坂道路においては、「地域の皆様とともに工事を進める」、「浜坂道路の“ファン”を増やす」をキーワードに、以下の方針により様々な広報活動を行っています。

施工中の工事状況を知ってもらう
 官学だけでなく、積極的に地元の皆様や教育機関も対象とする
 地元地域のみならず、但馬全域、県下、そして全国へ情報を発信

(2) **見たいに応える** ~地元の皆様等を招き、積極的に工事現場見学会を展開~

a) 工事見学会の実績

大型工事に着工した平成24年度以降、地元住民や小学校などを対象に表-2のとおり、工事現場見学会を実施しています(平成25年11月末現在)。その多くは県からのアプローチによるものです。

見学会当日、悪天候であっても、事前申込をされた方のほとんどが出席されていました。「見たい」という意識の高さが伺えます。

b) 現場見学会の工夫(記憶に残る見学会に！)

工事現場を単に「見る」だけではなく、以下に示すように“お金と手間をかけず”，見学に訪れた住民が深く印象に残るようなイベントを組み入れ，“記憶に残る見学会”となるよう工夫を行っています。特に小学生に対しては，“自分で手を動かし体験してもらう”ことを必ず組み入れています。

- ・【記念撮影】
記念写真撮影用ボードの作成
- ・【見学記念品】
見学の記念となる“現地”土産(トンネル掘削石)
- ・【トンネルシアター】(写真-3)
覆工コンクリートをスクリーンにみたとて、工事概要を上映
- ・【記念行事】
トンネル防水シートに絵やメッセージを描画
- ・【貴重な瞬間】
トンネル貫通などなかなか見ることができない瞬間に地元住民を招待

表-2 見学会実績

対象	開催回数	参加延べ人数
地元住民	5	186
小学校	4	253
報道機関	1	2
その他	20	372
合計	30	813

その他は、官公庁、各種団体など

c) 土木事務所玄関ホールでの活用

住民の皆様や施工業者の方々が事務所に訪れた際にも、いま現場状況がどうなっているか見ていただくよう、トンネル工事や橋梁工事の進捗状況図(図-4)、新聞記事、広報誌「浜坂道路NEWS」など様々なパネルを掲示しています。また、工事特用品(貫通石)を展示しています(写真-5)。

進捗状況図では、浜坂道路の中で、1番目と2番目に長いトンネルを2つの施工業者が工区境にむかって掘削する“迎え掘り”の施行状況を写真とともに毎週1回の頻度で更新しています。事務所に訪れる皆様に情報発信する目的で掲示しましたが、施工業者にとっても、良い意味でのプレッシャーとなり、工事に対する励みとなっているようです。

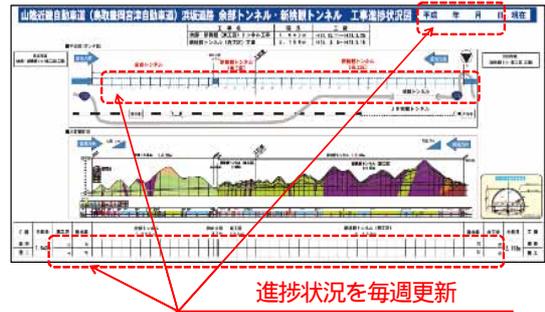


図-4 進捗状況パネル(新桃観トンネル・余部トンネル)

(3) **正しく深く理解してもらおう**

～小学校への出前講座～

教育委員会や校区内で施工中の工事が多い浜坂東小学校に声をかけ、出前講座を実施しました(表-6、写真-7)。一般的な出前講座は、事業概要説明で終わるところですが、今回は、それだけに留まらず、子供たち自らが考える「将来のまちへの希望」に関する討議にまで発展させました。

【対象】5, 6年生(計23名)

現場見学会のみ全校児童が対象

- 【狙い】
- ・浜坂道路を身近に知ることを通じ、自分たちの暮らす地域への理解を深める
 - ・将来のわがまちについて考える学習の機会を提供し郷土愛を育む

a) 第1回 新温泉土木職員が小学校へ出向き、浜坂道路の概要を説明

《出前講座(第1回)を受けた児童の声》

- ・「浜坂道路を造るのに約300億円かかるというのを聞いてびっくりしたが、浜坂道路ができるのが楽しみです」 <6年 女子>
- ・「どんなことに役立つかわかった。できれば便利になると思う」 <5年 男子>
- ・「むずかしかったけど、早く見学がしたくなった」 <5年 女子>



写真-3 トンネルシアターの様子



写真-5 貫通石(久谷第2トンネル)

表-6 出前講座の概要(平成25年度, 計4回)

回数	開催日	概要
第1回	9/26(木)	浜坂道路の概要を「知る」
第2回	10/7(月)	工事現場(新桃観トンネル)を「見学」 <全校児童, 保護者>
第3回	10/15(月)	グループ「討議」 テーマ“こうなって欲しい!! わたしたちのまち新温泉町”
第4回	11/10(日)	グループ討議結果「発表」 (オープンスクール)



写真-7 出前講座の様子(第1回)

b) 第2回 新桃観トンネル 工事現場見学

トンネル内及び特殊建設機械（トンネルドリルジャンボ等）の見学

トンネルシアター（覆工コンクリートをスクリーンとした施工動画の上映）

“キラキラ”成分がついた石拾い（写真-8）

キラキラ成分：黄鉄鉱

防水シートにお絵かき

県民局等行政機関に設置しています。



写真-8 “キラキラ”石拾い

c) 第3, 4回 浜坂道路をきっかけに私たちのまちの将来について考えるグループ討議・発表

～テーマ「こうなって欲しい！わたしたちのまち新温泉町」～

オープンスクールで、父兄など地域の人々が見守る中、グループ毎に共通テーマを決め、一人一人が魅力あるまちへの「提案」、「願い」、「夢」について発表しました（写真-9, 10）。

子供たちの真剣な学びを通じ、家庭や地区に事業の目的や効果を正しく、深く浸透するきっかけになるものと期待しています。

d) 平成26年度以降の対応

以下の感想を受け、今回の取り組みを継続的に実施していくこととなりました。

＜浜坂東小学校＞

今回の取り組みは、普段考えることが無いテーマで大変良かったと考えている。来年度以降も続けたいのではないかな。

＜町教育委員会＞

平成26年度は、山陰近畿自動車道沿線の全ての小学校に声をかける。



写真-9 発表の様子(1)

(4) **正しく深く理解してもらう**

～記者発表・広報紙・パンフレット～

a) 記者発表

新聞による情報は、広い範囲、世代に情報が伝わることから、工事進捗状況や住民参加イベントなどの話題を積極的に記者発表しています（大型工事に着工した平成24年度以降では、10回実施）。

また、“トンネルが香美町・新温泉町境を突破！”など、“効果的なタイミング”で報道機関のみを対象とした現場見学会も開催し、“無料”で広報をしていただいています（写真-11）。これらを通じ、記者とも良好な関係を築けています。

b) 広報誌・パンフレット

広報誌「浜坂道路NEWS」（A4フルカラー1頁、写真-12）の発行を行い、道路計画、工事進捗状況や見学会などのイベント実施結果、工事現場での環境対策や施工業者のイメージアップの取り組み等を紹介しています。これまでに18回発行しており（平成26年3月末現在）、沿道地区に全戸配布している他、町役場、土木事務所、



写真-10 発表の様子(2)



写真-11 日本海新聞の記事(右)

写真-12 浜坂道路NEWS第16号(左)

また、地元説明会や用地交渉など事業説明を行う際に活用するため、事業用パンフレット「浜坂道路」を作成しました。規模が大きな構造物については、施工業者の負担によりパンフレットを作成し、施工方法や工事の特徴、完成予想図等を住民にわかりやすい内容でとりまとめています（写真-13）。

(5) **全国に向けて発信する**

～ソーシャルメディア（Facebook）の活用～

浜坂道路の事業内容に加え、現場見学会や出前講座等の取組みについて広く全国の皆様に知ってもらうため、Facebookの活用を始めました（写真-14）。Facebookを活用することで、

写真や動画など、多彩な形式での情報発信が可能
 ソーシャルメディアの特徴である友達ネットワークを介して、情報を拡散できる

など、これまでとは違った形で、不特定多数の違った“層”へ情報を伝えることができます。

平成25年11月にページを開設し、平成26年2月には、Facebookの開設が新聞記事にとりあげられ、“いいね！”の数がそれまでのペースに比べ急上昇し、“100いいね！”を達成しました。

7. おわりに

これらの取り組みのお陰か、出前講座を実施した小学校以外からも、工事現場を秋の遠足のコースにしたいとの問い合わせがあるなど、浜坂道路工事が住民にとって身近なものとなっていると感じています。また、Facebookでも、我々が全く知らない第三者から「いいね！」を受けるなど、少しずつですが「浜坂道路“ファン”」が増えてきたように感じています。



写真-13 パンフレット
 (左：事業用、右：構造物)

5. 広報活動の間接的波及効果

以上の浜坂道路担当者主体による広報活動の影響を受け、浜坂道路の施工業者間でも競い合うように各現場に独自のスローガン横断幕を掲げるなど、現場のイメージアップに積極的に取り組んでいます（写真-15）。

6. 今後の課題と目標

これからの課題としては、神戸・大阪等の大都市圏や全国に向けての発信力の強化です。立ち上げたばかりのFacebookを充実させるなど色々工夫していきたいと考えています。

また、今後は、「見る」見学会、「知る」出前講座に加え、「楽しむ」要素を加え、

トンネルや橋に愛着をもってもらうため、
 ニックネームをつける

現場見学と地域観光資源（ジオパークや蟹など）とのコラボレーション

など、さらなる「浜坂道路“ファン”」の獲得を目指していきます。



写真-14 Facebookのトップ画面



写真-15 スローガン横断幕の例

道路整備においては、通常、工事完成後の開通式典などが唯一の晴れやかな日だと思います。しかし、埃立つ工事現場の見学会等を開催してわかったことは、人々の工事に対する興味は意外と高いということです。手間がかかることも事実ですが、参加者の皆様から、私たちに直接戴く「ありがとう」、「ご苦労様」という普段の言われ慣れていない感謝の言葉は格別で、我々だけでなく施工業者にとっても励みとなっています。

今後も積極的な広報活動を通じて、地域住民とのさらなる円滑なコミュニケーションを確立し、浜坂道路をはじめとする社会基盤整備に対する地域住民の理解と信頼を高めていきたいと考えています。

謝辞：現在、浜坂道路は、平成29年度の供用開始を目指し、鋭意工事を進めているところです。地元住民の方々の多大なご協力のもと円滑な工事実施がなされており、ここに感謝の意を表します。

なお、本稿は筆者が平成23年度から平成25年度に在籍していた兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所における掌握事務を課題としたものである。

道路許認可審査・適正化指導業務の 効率化への取り組み

松岡 宏英¹・吉田 英雄²

¹ (一社)近畿建設協会 大阪支所 (〒536-0005大阪府大阪市城東区中央1-8-277-パネックス蒲生ビル5F)

² (一社)近畿建設協会 大阪支所 (〒536-0005大阪府大阪市城東区中央1-8-277-パネックス蒲生ビル5F)

発注者支援業務等である道路許認可審査・適正化指導業務は、公共サービスにおいてその実施を民間が担う事ができるものは民間にゆだねる観点から、民間競争入札を付する事により、公共サービスの質の維持向上及び、経費削減に関する公共サービスの改革「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が定められ、民間事業者の創意と工夫を期待し2011年（平成23年度）から全て一般競争入札（総合評価落札方式）とした経緯がある。これらの経緯を踏まえ、業務履行における課題と対応及び業務の効率化への取り組みについて紹介を行う。

キーワード 許認可, 管理, 維持

1. はじめに

発注者支援業務等は、発注者支援業務（積算技術、工事監督支援、技術審査）、公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、河川許認可審査支援、ダム管理、堰・排水機場管理）、用地事務補助業務（用地補償総合技術）に分類される。

これら発注者支援業務等は、入札参加資格の要件について大幅な拡大が行われ、「民間競争入札実施要項」に基づいて、2011年（平成23年度）から全ての業務で一般競争入札（総合評価落札方式）を行う事となり、民間企業の積極的な入札参加により、業務の透明性、競争性の確保・向上が求められるようになった。

2. 道路許認可審査・適正化指導業務の概要

本業務は各維持出張所管内において、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るための各種道路許認可審査業務と道路の不正使用・不法占用の適正化指導を行う業務であり、主に道路管理者の補助的業務を行い、円滑な行政手続きや適切な道路管理の推進を目的としている。

大阪国道管内では道路管理延長ΣL=217.7 kmを4出張所（北大阪維持・南大阪維持・西大阪維持・高槻維持）で管理を行っている。

表-1 大阪国道管内各維持出張所概要

項目	北大阪維持	南大阪維持	西大阪維持	高槻維持
管理延長	53.1 km	63.7 km	43.5 km	57.4 km
担当技術者数	6名	4名	4名	4名

表-2 大阪国道管内各維持出張所 業務予定件数と実施件数
20013年（平成25年度）実績

項目	北大阪維持		南大阪維持		西大阪維持		高槻維持	
	予定件数	実施件数	予定件数	実施件数	予定件数	実施件数	予定件数	実施件数
道路法24条審査	60	68	30	39	60	34	40	43
道路法32・35条審査	1700	1195	600	438	1500	1173	1600	789
道路法22・58条審査	80	47	80	58	80	86	80	32
道路境界明示関連	50	45	30	26	30	30	50	53
取付協議関連	5	50	5	0	5	0	5	11
その他（河川・砂防・鉄道・都計法32条・沿道掘削等）	20	12	10	1	10	8	10	3
苦情申立関連	700	892	200	461	800	931	600	723
不法占用適正指導	24	50	24	25	24	47	24	25

業務の内容は多岐にわたり、各維持出張所毎に予定件数が設定され、管理延長及び作業予定件数を考慮した人員の配置を行っている。（表-1、表-2）

また、受注者においては、業務に従事する者は法令で「公務員に従事する職員（みなし公務員）」とみなされ各種の罰則が適用される他、会計検査法に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは資料提出対応等の責務を負う可能性が発生する事もある。

(1) 申請審査業務の内容

- a) 道路法第24条に基づく道路施工承認に関する事務
- b) 道路法第32条・35条に基づく占用許可に関する事務
- c) 道路法第22条・58条に基づく道路損傷復旧に関する事務
- d) 道路境界明示、確認に関する事務
- e) 取付協議に係わる受付、審査、実施状況の確認等
- f) その他（河川、砂防及び鉄道の占用、沿道開発に係る都市計画法第32条協議、沿道掘削の事前協議）

(2) 苦情申立（行政相談）の内容

苦情、行政相談等による受付、伝達、現場立会

(3) 適正化指導業務の内容

道路の不正使用、不法占用等に係る取締り

3. 許認可審査と行政手続き法

許認可審査を行うためには、行政手続きの過程を定めた『行政手続き法』を理解しておく必要がある。この法律は行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るもので、行政機関が守るべきルールを定めたものである。

特に、申請に対する処分内容が謳われている第5条～第9条は重要度が高く、注意が必要となる。

(1) 第5条 審査基準

審査に必要となる判断基準を定める義務である。

各種審査毎にマニュアル及び関係通達集（ぎょうせい）が作成されており、受付窓口で常時配置し担当技術者が内容を理解する事で、判断基準に基づいた形式審査を行い、事前協議等で申請者から説明を求められた場合にも基準の内容説明を行う事で理解を得ている。

（写真－1）

(2) 第6条 標準処理期間

申請がその出張所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるものである。

道路法第24条・第32条審査においては2～3週間と定められ、その他定めのない道路境界明示等では受付後2週間以内に資料調査、現地調査を終了する事としている。

しかし、申請書到達から許可までの流れは、出張所での審査・決済後、事務所に副申し、その後事務所での審査・決済となる。

そのため、出張所での処理期間は1週間程度となり、申請が同時に複数重なる場合は、各申請毎の状況把握や進捗管理が重要となり、経過期間の見落としや処理状況に不備がないよう担当者を定めて一週間に一度の受付台

帳を確認及び、処理期間一覧表の作成により日程管理を行い、標準処理期間内の審査を実施している。

但し、申請書の不備等による補正指示や訂正に要する期間及び、道路法第32条第5項の協議（警察協議）期間は処理期間には含まれない事を考慮するが、それでも標準処理期間内に処理出来ない場合は、その理由を記録するとともに調査職員への報告を行っている。

(3) 第7条 申請に対する審査、応答

申請が出張所に到達した時は遅滞なく審査を行わなければならないとの定めであるが、受理してからではなく出張所に到達してから速やかな審査を行う必要がある。

各種申請のうち、道路法第24条申請や道路敷地境界明示申請等については窓口対応であり、直接申請者と接する事ができ申請到達後に遅滞なく受付審査が可能である。

しかし、道路法第32条申請では公益物件の場合は電子申請が可能であり、申請、補正回答や許可が電子上で到達した際に速やかに審査が行えるよう、複数担当者が電子システムの取り扱いができる態勢を整え対応している。

(4) 第8条 理由の提示

申請により求められた許認可を拒否する処分をする場合は申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならない。

明らかに審査基準と申請数値に乖離がある場合は、事前協議段階で適合しない理由を申請者に説明し、申請前に補正を求めている。

(5) 第9条 情報の提供

申請者の求めがある場合、審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう情報の提供に努めなければならない。

申請者の求めに対応できるように、現状確認手法として各種審査の申請毎に受付台帳及び、処理経過書に経過記録（受付・補正指示・補正完了・起案・決済・副申等）を行い、全ての担当者が現状把握を可能とし申請者に正確な現状情報を伝える事ができるようにしている。



写真－1 事前協議状況

4.業務履行の効率化（課題と対応）

本業務は行政サービスの一環として、主に出張所での窓口受付をはじめ、各種申請審査業務、苦情申立（行政相談）対応及び、適正化指導業務を行っている。

申請審査業務では、マニュアル内容の基準適応外による申請案件の処理、苦情申立に関しては、沿道住民から寄せられる意見・要望の早期対応や、適正化指導においては、不法占用物所有者に危険性の説明指導等、日々の業務におけるそれぞれの課題に対する対応と、業務効率化への取組を紹介する。

(1) 申請審査業務において

申請前の事前協議は補助員（業務受注者）が申請やその目的・形態・諸要素を確認し各種申請基準を念頭に説明を行うが、なかには基準に適合しない申請を望まれる事がある。

このような場合、補助員では基準に適合しないことを理由に申請を受理しなかったり、許可が出来ないと判断を行うことは出来ず、調査職員（業務発注者）に報告して判断を仰ぐ事となる。内容によっては道路管理者の自由裁量により判断されるケースもあるが、調査職員が事務所担当課と相談する等、判断に時間を要することが多い。

しかし、申請者が施工を急いでいる場合、判断に時間をかける事は行政サービスとしては避けるべきであると思われる。基準に適合しない場合であっても内容や理由を確認し、過去に同様の許可事例があり受付可能と判断できれば、対応時間の短縮を図ることができる。

そこで、事前に過去の自由裁量により許可された類似案件で、同様の申請内容であれば受付受理可能であることを、調査職員及び事務所担当課職員に確認しておく事で、このような相談に対してその場で対応でき、調査職員に対しては申請書の回覧時に報告することにより効率的な対応を可能とした。

（事例紹介）

道路法第32条・第35条審査において、民間工事用足場の占用許可基準は「国道歩道への出幅1.0mまで及び、点字ブロックとの離隔を確保」とされているが、敷地建築物の形状、工事の形態からそれ以上の足場出幅を必要とする申請があった。（図-1）

本来、基準外であるため調査職員（および事務所担当課）と相談する事になるが、申請者より早急に工事着手の要望もあり、現内容では基準に適合しない事と、以前の類似事例と同様に、部分的に張出足場を設置する形状にする事で許可が可能である旨を説明し、申請者の了解を得て、その場で図面修正を行ってもらって早期の受付・審査を行った。（図-2）

このように、基準に適合しない場合でも道路管理者の

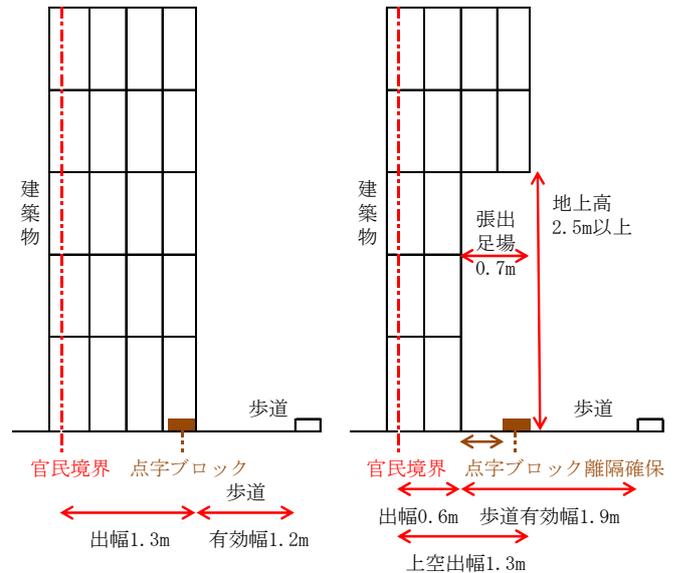


図-1 当初申請形式

図-2 修正申請形式

自由裁量により許可事例があった際は、調査職員、補助員ともに情報共有することで、その後の類似案件の申請時に円滑な対応を行っている。

(2) 苦情申立（行政相談）において

出張所に入る苦情や相談の多くは放置自転車、不法投棄、除草に関する案件であり、沿道住民からすると切実な意見で早期対応を望まれる。

苦情や相談内容によっては過去から複数回にわたるものもあるため、まず過去経緯の有無や処理履歴を確認し内容把握したうえで対応が必要となるが、過去経緯があるにも関わらず安易に前回と異なった対応を行うと逆に相手から反感を受ける事になる。

早期にこれらの情報収集を行うために、日々情報の記録を入力した「苦情要望等入力・集計システム」を活用し要望対応を行っている。

要望には時期及び地域的な特性により、事前に想定が可能なものもあり、想定に対しては事前に対応を図っておく事で業務の効率化に繋がる。

また、最近では大阪市と協力し要望に対して新たな取り組みも行っている。

a) 時期的な要望

梅雨時期から初夏にかけて、道路側溝の清掃や植樹帯の樹木剪定及び沿道部草繁茂による草刈り等、決まった時期に要望が入る事を把握している。

対応として、維持工事と連携を図り事前に該当箇所の清掃、剪定、草刈りを行う事により苦情・要望に対して予防を行い、またこれら維持工事の年間作業予定情報を共有する事により、付近からの要望に対して作業時期を説明し理解を得ている。

b) 特定箇所での要望

地域的な特性により、歩道や歩道橋上の特定箇所でゴミ投棄、不法投棄が繰り返される事がある。少しの投棄

物を放置するとたちまち膨大な量となり、多数の苦情が寄せられる事になる。

このような特定個所には啓発ポスターを設置し不法投棄の防止を図るとともに、行政側が対応を行っている事も周辺住民にPRする事で苦情の減少も期待している。

c) 大阪市の新規システム試行協力

今年4月より、大阪市の複数区役所で民間の画像投稿サイトを活用した新規システムを試行している。

(試行結果により大阪市全区内で正規導入を検討予定)

該当区間を管轄する維持出張所では、大阪市からこの取り組みへの協力要請を受け、対応を行っている。

このシステムでは、道路の問題点について発見した沿道住民が直接画像を投稿することができ、登録すれば誰でも問題箇所の投稿が可能である。

(閲覧は登録不要で誰でも内容確認が可能)

原則として、問題に気付いた沿道住民による対応を期待しているが、行政側の対応が必要な場合、その対応内容を逐次投稿することも出来る。

今後、このようなITを活用した新規システムが試行導入される事で、官民一体での取り組みにより一層の要望対応の効率化が図られる事が期待される。

(3)適正化指導業務において

不法占用物とは、道路法第 32 条（占用許可）申請で許可を受けず道路上に設置されている物件の事で、歩道の置看板やのぼり旗等の地上物件と、突出看板や日よけ及びスポットライト等の上空物件がある。

地上・上空の不法占用物に対し、維持出張所管内全域を網羅し毎月2回程度の指導を目標とした年間実施計画を作成し指導説明を行っている。

a) 地上物件の指導

地上不法占用物は悪質なものが多く、歩道幅員や視覚障害者誘導用ブロックの阻害になっている事もある。

不法占用物の所有者にはイラストを用いた解りやすい内容の啓発用パンフレットを配布し、国道敷地内には設置できない説明を行い民地側敷地内へ移動のお願いをしている。(図-3)

b) 上空物件の指導

上空占用物は許可基準に適合すれば占用許可が認められるが、未申請あるいは許可基準不適合の不法物件が圧倒的に多い。

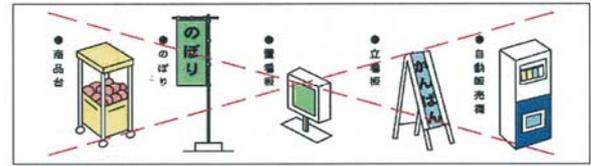
現地確認により不法占用物でも許可基準に適合している場合は、所有者に申請を行い許可取得をするよう促し、許可基準に不適合な物は、その内容説明したうえで改築し占用申請または撤去して頂けるよう指導を行っている。

また、許可基準に不適合な物のなかには金属部の腐蝕劣化により落下の危険性があるものもあり、通行者への危険性を説明する事により理解を得て撤去に至ったケースもあった。(写真-2、写真-3)

違反広告物の対策にご協力をお願いします。

はり紙やのぼり旗、パンフレットラック、置き看板等の屋外広告物を歩道など道路へ出すことは、屋外広告物条例、道路法等の関係法令に違反する行為であり、景観を損なうだけでなく、道路を狭くし見通しも悪くなるなど、通行の障害になっています。国土交通省大阪国道事務所では、高齢者や障害者の方々が安心して安全に歩けるようにするため、違反広告物の是正に向けた啓発・指導を強化していきます。

▶▶ 許可できないもの(道路に直接置く物は許可できません)



▶▶ 道路占用

ルールを守り、正しく設置しましょう。

道路にはみ出して看板や日除けを設置したり、道路に管溝やケーブル等の施設を埋設して、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この「道路の占用」には地上だけでなく、道路敷地の地下や上空に施設を設ける場合も該当します。「道路の占用」をするためには、当該道路を管理している「道路管理者」の許可を受けなければならないと、国土交通大臣が直接管理している「指定区間内の道路」については、国土交通省の出先機関である「維持出張所」に道路の占用許可申請をすることとなります。

図-3 啓発用パンフレット



写真-2 腐蝕劣化を伴う日よけ



写真-3 撤去後

地上・上空不法占用物を指導するにあたり、特に長年に渡って不法占用されている物は簡単には対応してもらえないのが現状ではあるが、周辺住民の不公平感・行政への不満を抱かせる原因にもなるため、諦めず忍耐強く説明指導を継続している。

5.おわりに

維持出張所の窓口を預かる業務担当者は、電話対応・現場立会・申請者との協議等では、行政の窓口として最前線で人と接しており、申請者や管理区域住民を顧客と考え、過去の事例による経験や管理区域の地域特性把握等の利点を生かし、管理補助の立場で質の良い行政サービスを行うよう心がけている。

また、公共サービスの改革により、業務の契約内容も明確となり、許認可審査、苦情申立（行政相談）及び適

正化指導の業務に対し、民間事業者としての創意・工夫が期待されるようになった。

これに伴い、契約範囲内での効率的業務履行を行う為には、発注者と受注者が連携を図り、双方がお互いの立場や役割を十分理解する事が肝要である。

これらの取り組みを、今後も起きるであろう様々な問題・課題を解決するための経験知として蓄え、さらなる業務効率化に役立てていきたいと考える。

河川敷地の一時的な占用等 に関する考え方について

前橋 貴幸

近畿地方整備局 河川部 水政課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

河川敷地における工事、季節的な行事又は仮設物等のための一時的な占用については、河川法第24条に規定する土地の占用許可に係る審査基準である「河川敷地占用許可準則」に適合しない場合においても河川管理者の判断で許可することができる。しかしながら、当該行為においては許可を要さない事案、いわゆる自由使用に該当する行為も考えられるところであるが、その判断を行うにあたっての明確な取扱基準は定められていない。

本稿では、河川管理の適正な処理を期すため、一時的な占用等に関する取扱いについて基本的な考え方をとりまとめたので報告するものである。

キーワード 一時使用, 行政指導, 安全管理

1. はじめに

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものである一方で、自然豊かで貴重なオープンスペースとして、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきとの基本的考え方がある。

河川は公共用物とされていることから、本来的には他人の使用を妨げない範囲において、一般公衆の自由な利用に供されるべきものである。例えば、河川における水泳、釣りなどの行為は、特段の許可などを要しないで自由に行うことができるものである。このように、一般公衆が河川管理者の許可を要することなく自由に行うことができる河川の利用を「自由使用」と呼んでいる。

しかし一方で、その河川の利用が他人の利用を妨げるなど、その効用に支障を及ぼすおそれのある利用方法については、一般的に禁止又は制限して、個別に支障の有無を判断し、そのうえで許可などを与えて利用を認める必要がある場合がある。例えば、河川区域内の土地において工作物を設置することは、河川の流水の流下の阻害となるといった支障が生じるおそれがあるため、河川管理者の許可が必要とされ、許可を受けてはじめて行うことができるとなっている。このように、自由使用の範囲を超える河川の利用について、一般的にその利用を制限し、特定の場合に申請に基づいてその制限を解除して利用を許容する場合の河川の利用を「許可使用」と呼んでいる。

近年、スポーツ・レクリエーション活動、イベント行

事等の多岐にわたる河川の利用が行われているが、これら一時的な利用についても、その使用形態によっては許可使用にあたり、河川法に基づく占用許可を受ける必要がある。

ここで問題となるのは自由使用と許可使用の区分であるが、その取扱いについて明文上規定された要件はなく許可の要否を判断する基準が不明確である。このため、昭和59年度後期河川管理担当者会議にて自由使用の届出、自由使用に該当する行為の列挙等について申し合わせた「河川の自由使用についての申し合わせ事項（以下「申し合わせ事項」という。）」により運用している。

しかしながら、申し合わせ事項では、自由使用と許可使用の区分、判断基準及び届出の趣旨・目的・取扱い等について不明確な点が存在していることもあり、運用にあたっては各事務所において判断していることで、その取扱いに違いが生じている。

なお、一時占用に関する通知としては、2005年（平成17年）3月28日付け国河政第140号、国土交通省河川局長通達「河川敷地占用許可準則の一部改正について」記第二、六「準則第一五について」において、「地域等の活性化等のためのイベント利用等河川敷地を利用する案件については、一時的な占用の許可のほか地域の実情に応じた様々な取り扱いがなされているところであるが、河川敷地を利用するに当たって、その工夫により、自由使用として扱うことが可能となり占用許可手続が不要となる事案や手続の簡素化が図られる事案が考えられることから、別途送付する地域等の活性化等のためのイベント利用等の実例を紹介した河川敷地利用事例集を参考にし、自由使用であるので手続は不要である例、手続を簡

素化した例など地域やイベント等に応じた取り扱いについて事前に定めておくなど適正な処理に努められたい。」との周知がなされているものの、明確な判断基準は示されていない。

以上のことを踏まえ、河川管理の適正を期すため、河川敷地における一時的な占用等に関する基本的な考え方を整理するものである。

2. 河川敷地における一時的な河川利用の取扱いにおける現状

河川敷地における河川の利用については、その使用形態によって自由使用あるいは許可使用に区分し取り扱っているが、自由使用に属するもののうち、使用期間が極めて短期で、かつ、排他性の度合いが小さい使用形態（以下「一時使用」という。）である場合に、河川管理者がその利用状況を把握したいと考えるものについて届出を提出させるといった運用を行っている。これら河川における土地利用の形態を図示すると以下のように分類される。

自由使用		許可使用	
狭義の自由使用 (手続不要)	一時使用 (届出)	一時占用 (許可申請)	占用 (許可申請)
小 ←		→ 大	
占使用の排他性			

図-1 河川における土地利用の形態

本稿では河川敷地における一時的な占用等に関する考え方を整理するため、ここでは一時的な河川利用に限定し、各事務所における現状での取り扱いが、図-1に示す自由使用・一時使用・一時占用のどの区分に分類され、その判断基準はどのような視点で取り扱っているか、代表的な例を挙げてみる。

例えば、排他性・継続性の観点から、使用期間が1日であれば工作物の設置の有無により、自由使用あるいは一時使用とし、使用期間が2日以上であれば一時占用として取り扱っている場合、また、花火大会やコンサートは一時占用とし、それ以外は工作物の設置の有無等から判断して取り扱っている場合などがある。その一方で、安全管理や事後の清掃等の観点から、一時占用として取り扱っている場合もある。

このように、その考え方は各事務所で異なっているのが実態であり、申し合わせ事項も含め河川敷地における一時的な占用等に係る判断基準が明確でないことで生じる問題に対して、河川使用区分（自由使用・一時使用・一時占用）を明らかにするための判断基準を整理することにより、統一的な取り扱いがなされ、公正の確保が図られることが重要である。

3. 河川使用区分の判断で考慮すべき要件

現状における河川の利用のあり方は多様化し定型的なものは少なく、また、河川状況や地域特性による特殊事情もあり、判断にあたっては、裁量の運用をはかることも場合によっては止むを得ないと考えられるが、一河川における突出した運用は他の河川における処分との均衡を失することにもなる。1994年（平成6年）10月に国民の権利利益保護を目的として施行された行政手続法において、許認可の処分にあたっての審査基準を定めることとされていることから、その判断は、公平性・明確性が強く求められている。

一時占用については、その性格から準則の各号をすべて適用する必要がなく、占用申請の内容について、個々に適宜その是非を判断して許可してもよいとの趣旨である。その判断は河川管理者の裁量により決定されるものであるが、裁量権の範囲を逸脱しないよう留意するとともに、占用許可の基本方針等準則の趣旨を踏まえて判断する必要がある。

したがって、河川の使用区分はどのような視点で整理され、その考え方は、公平性・明確性を念頭に置いて申請者のみならず広く国民全般にも説明できるような基準とし、その基準を基にそれぞれの河川使用の区分を判断する必要があることから以下に整理することとする。

(1)河川使用区分の判断に必要な視点

河川使用の取扱いにおける現状で述べている中で、安全管理の観点から一時占用と判断し取り扱っているケースがある。そもそも占用とは「排他的、独占的、継続的な使用権利の設定」を意味しており、利用者の安全管理は占有者に委ねたものと解される。また、自由使用においても、河川はもともと危険性を内包しつつ、一般公衆の自由使用に供されているものであり、それに伴う危険は本来利用者自らの責任により回避されなければならないと考えられる。

このように、安全管理については利用者等において確保されるべきところ、どのような使用形態の場合に一時占用とすべきかの判断基準を安全管理に求めることは適当ではない。また、捉え方によっては一時使用の判断は安全管理責任を回避するためのもので裁量権の濫用ではないかとの誤解を招くおそれもある。

ここで利用者等における安全管理について触れているが、河川管理者としても、河川空間の利用の機会の拡大に対応して、安全な利用を確保するため、結果的に利用を許容している以上は、利用上危険なことが認識されればそれを改善する責務を有している点を十分に意識して安全対策に取り組む必要があるのは当然である。

それでは、どのような視点で判断基準を考えるべきかであるが、そもそも、一時占用とは準則によらずに河川管理者の判断により許可できると規定されているものの

その本質は占用と変わりはなく、排他的な使用に該当するか否かを河川管理上の影響等により判断すべきと考える。以上のとおり、自由使用（一時使用）と一時占用の区分を整理するにあたっては、占用の本質である排他的・継続的な使用の観点から判断すべきである。

(2)排他的・継続的な使用

排他的な使用とは、本来自由使用に供されるべき河川を他の使用を排除して使用する場合である。

継続的な使用とは、相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われる使用をいう。河川敷地の一定期間にわたる継続的な使用も、他者の自由使用を阻害することが考えられるため、河川使用区分の判断で考慮すべき要件として考える必要がある。

ここで自由使用について考えてみる。例えば、数名程度が集まって河川敷でバーベキューを行っている場合には自由使用と解されるが、自由使用の範囲であっても、河川敷地を使用すればその部分は他の使用者が使えないことは言うまでもない。これが自由使用として認められているのは、排他性が小さく、他の自由使用に影響を与えないからであると考えられる。

(3)河川使用区分の判断で考慮すべき要件

a)仮設工作物設置の有無

最初に考慮すべき事項は、仮設工作物設置の有無であり、これが最初の判断基準となる。つまり、河川管理者は仮設工作物の設置を伴う場合、治水上又は利水上の支障、他の工作物への影響、河川における一般の自由使用の妨げ、河川及びその周辺の土地利用の状況等を検討のうえ判断を行う必要があるため、原則として許可使用として取り扱うべきである。ただし、仮設工作物の中でも設置・撤去が容易な簡易工作物で、治水上の影響が小さく、他者の自由使用に影響を与えるものではない場合などは自由使用として捉えることが可能である。ここでいう簡易工作物とは、数時間程度で設置・撤去が可能なので具体的な事例を挙げるとすれば、例えば、防災訓練、マラソン大会等で設置するテントなどが考えられる。

なお、簡易工作物であっても設置期間が1日を超えるような場合には出水時の撤去体制等を確保しておく必要があるため、一時占用として許可に係らしめておくべきと考える。

b)排他性の程度

排他的な使用とは、本来自由使用に供されるべき河川を他の使用を排除して使用する場合であるが、その一方で、排他性が小さく、他の自由使用に影響を与えるものではないと判断できるものについては、先に述べているとおり自由使用とみなすことが可能と考える。

したがって、排他的な使用と判断するには排他性の程度で左右されることとなるが、その判断にあたっては、使用形態、使用規模、使用期間、他の河川利用の状況等

を勘案すべきと考えられるところ、河川状況、地域特性等によって支障の度合いも異なることから、これらの状況に応じて判断する必要がある。

これらの要件を図示すると以下のフローとなる。

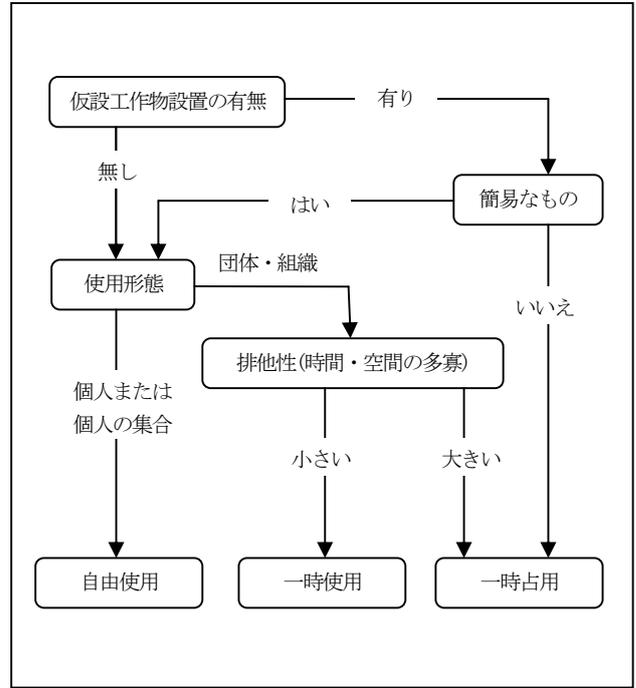


図-2 河川使用の判断フロー

河川使用の判断においては、判断基準を設けてもなお河川管理者に裁量の余地が生じうるが、図-2に示すフローのとおり共通した判断基準により判断されることで統一的で公正な取り扱いがなされ、適正な河川管理が行われるものと考えられる。

4. 河川の一時使用の際の届出等の留意点について

河川を使用するにあたり、期間が極めて短期で、占用的性格が少なく、自由使用と許可使用の中間的形態と考えられるものを一時使用として取り扱っている。一時使用は自由使用に属するものであるが、治水上、利水上及び他の自由使用への影響を考慮し、当該河川使用についての情報を収集するために届出により処理している。河川の一時使用に対する届出については、法令上の根拠はないが、全国的にも実施されているところである。

一時使用の届出については、法的効果を伴う許可ではなく、河川管理者の情報収集のための行為、すなわち行政指導であり、相手方に法的な義務を課するものではなく、あくまで利用者に任意的な協力を求めるものであり強制することはできない。

また、本届出については受理書・承諾書などは発行すべきではない。なぜなら、河川の一時使用は自由使用に属するものであるところ、受理書・許可書などを発行

すると許可使用との区別がつきにくくなり紛らわしい上に、事故等が起こった場合に河川管理者への責任転嫁や他の自由使用への圧迫等も考えられるからである。

このような指導を行うにあたっては、利用者に対して原状回復、迷惑行為の禁止、使用後の後片付け等の河川使用時の注意事項を認識させるとともに、当該届出等行為により河川を排他的に使用できる権利が付されるものではないことを十分理解させることが必要である。

5. おわりに

各種イベント等が実施できる場所は限られているなかで、貴重なオープンスペースである河川敷地では、今後多様な河川の利用について引き続き要望があると思われるが、河川使用（自由使用・許可使用）の取り扱いについては適正な運用が行われる必要がある。

近畿地整管内における現状の取り扱いは申し合わせ事項等により運用しているところであるが、不明確な点が存在するため、基本的な考え方を明確に示すことにより行政裁量の透明性・公平性を確保し、もって、河川管理の適正な処理が行えるよう、近畿の運用として「河川敷地の一時的な占用等に関する取扱い方針」の発出を検討しているところである。

これからの季節、花火大会や祭りなど各種行事にかかる河川敷地での利用について相談があった場合、今まででも対応されていると思うが、一時占用の申請に当たっては、利用者に対して安全対策、仮設工作物を設置する場合には出水時の対応等を明確にさせるとともに、火気等の使用を伴う場合には消防・警察・自治体等の関係機関との協議が行われているか確認することが大切である。

本稿での報告により、河川占用許認可事務に携わる実務担当者にとって今後の業務の参考となれば幸いである。

心に響く記者発表とは ～兵庫県県土整備部の広報の取り組み～

井上 陽介

兵庫県 県土整備部 県土企画局 総務課 (〒650-8567兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

兵庫県県土整備部では2013年度から「広報推進会議」を設置し、社会基盤整備とまちづくりに対する県民の理解促進とイメージアップ、仕事に対する誇りとやりがいの向上 - を目的として、積極的に広報活動を行っている。なかでも特に重視しているのがパブリシティであり、ポイントを押さえた記者発表資料の作成や記者レクの活用などにより、記事の掲載率や掲載回数が前年度から大幅に向上した。

本稿では、こうした取り組みの成果を紹介するとともに、パブリシティを成功させるために有効な技術について提案する。

キーワード 広報、記者発表、パブリシティ

1. はじめに

建設事業に対するマイナスイメージや、東日本大震災における建設業界の支援活動に対する世間の低い評価などを背景として、近年、国土交通省や土木学会では、広報活動の強化に取り組んでいる。

このような流れのなか、兵庫県県土整備部では2013年度から「広報推進会議」を設置し、社会基盤整備とまちづくりに対する県民の理解促進とイメージアップ、仕事に対する誇りとやりがいの向上 - を目的として、積極的に広報活動を行っている。

なかでも特に重視しているのが、記者発表により報道機関に情報を提供し、新聞やテレビでニュースとして報道されるように働きかける広報活動(パブリシティ)である。その理由としては次の5つが挙げられる。

【パブリシティを重視する理由】

- 情報源として多くの人々が利用している
- 信頼性が高い情報源として認識されている
- イメージの形成に与える影響が大きい
- 仕事に対する誇りとやりがいの向上につながる
- 広告と違い、費用がかからない

本稿では、2013年度に兵庫県県土整備部が取り組んだパブリシティの成果を紹介するとともに、これまでの活動の成果等に基づき、パブリシティを成功させるために有効な技術について提案する。

2. パブリシティの成果

(1) 記事掲載率は前年度から12.4ポイント上昇

兵庫県県土整備部の記者発表が報道された割合(記事掲載率)を表-1に示す。

2013年度の記事掲載率は、前年度から12.4ポイント上昇し47.3%であった。

(2) 掲載回数は前年度の2.5倍以上に増加

兵庫県県土整備部の記者発表が報道された回数を表-2に示す。

2013年度の記事掲載回数は219回であり、前年度の85回から2.5倍以上に増加した。

表-1 記者発表の記事掲載率

	2012年度	2013年度
記者発表件数(A)	149件	184件
掲載件数(B)	52件	87件
記事掲載率(B/A)	34.9%	47.3%

注) 入札の実施にかかる記者発表は含まない。

表-2 記者発表の掲載回数

	神戸	朝日	読売	毎日	産経	日経	その他	合計
2012年度	47	5	9	8	6	6	4	85
2013年度	85	18	37	23	25	19	12	219

注) その他は共同通信、時事通信、NHK、サンテレビ。

この発表では、県民に一番伝えたい情報である「赤茶色のカラー舗装がある踏切では、特に進入に注意してください ~信号のある交差点に近接する踏切における安全対策の実施~」をタイトルとした。

その結果、表-3に示すとおり、各紙で掲載された記事の見出しでも、タイトルに記載した情報が採用された。

(3) 図表で視覚的に示す

記者に内容を理解してもらうためには、図表を活用して視覚的に示すことが有効である。

この発表では、実施する3つの安全対策の概要が一目でわかるよう、基本的な対策例を図示するとともに、対策実施箇所の一覧表を掲載した。

(4) 写真付きで大きく載せる

新聞では写真がなければ大きな記事にはなりにくい。また、テレビでも映像がなければニュースになりにくい。

このため、どうやって絵(写真・映像)を提供するかがポイントになる。そのためには、「絵になる場面」を用意すること、記者への提供用写真を用意しておくこと - が重要である。

この発表では、1箇所目の工事完了日(11/19)を資料に記載し、工事完了後の現場が撮影できる時期を伝えた。その結果、神戸・朝日・産経の3紙の記事では、工事完了後に各社が撮影した写真が掲載された。

また、読売新聞では、県が提供した写真(図-2、脱線事故後に同様の対策を実施した、前述の「神鋼前踏切」の写真)が掲載された。

(5) タイミングを逃さない・作り出す

ある事業を「明日から実施します」と発表するのと、「昨日から実施しています」と発表するのでは、ニュースバリューが全く違う。旬の情報だからこそ、高いニュースバリューがある。記者発表ではタイミングを逃さないことが大切である。

この発表は工事着手の4日前に行った。その結果、発表翌日の読売新聞に「県は安全対策工事に乗り出す」という内容の記事が掲載された。(タイミング)

続いて、1箇所目の工事完了後に神戸・朝日・産経の3紙で掲載された。(タイミング)

さらに、新たにタイミングを作り出すこともできる。例えば、啓発用チラシを作成して「チラシの完成」や「啓発イベントの実施」などを記者発表すれば、新たなニュースとして掲載が狙える。(タイミング)

(6) ビッグニュースの発表日避ける

ニュースの価値は相対的なものである。同じ情報でも、その日の重大事項の多寡や時々のトレンドなどにより、重要度は変化する。このため、力を入れて記者発表しても、同じ日に別のビッグニュースがあれば、見逃されてしまうことがある。

そのようなビッグニュースの発表日があらかじめわかっているならば、その日の発表は極力避けるべきである。例えば、オリンピックの東京開催が先日決定したが、その発表日は新聞などで事前にわかっていた。

同様に、県としての重要案件を知事が発表する知事会見の開催日や、ライバルが多い日などは避ける方がよい。

(7) 記者レクを活用する

この発表では活用しなかったが、重要案件などで特に掲載を狙いたい場合には、記者を集めて対面で説明する「記者レク」が有効である。そのメリットとしては、次のことが挙げられる。

【記者レクのメリット】

- 記者が取材の時間をとるので記事になりやすい
- 複数の記者にまとめて説明できる
- 対面で説明するので誤解が生じにくい
- 質疑応答のやりとりで記者全員の理解が深まる

表-3 各紙で掲載された記事の見出し

掲載紙	見出し
神戸	危険な12踏切 安全対策 信号、25以内赤茶色 路面に「進入注意」表示
朝日	注意 踏切渡れば交差点 路面に文字・赤茶舗装
読売	踏切注意 カラー舗装 6市12カ所 安全対策
産経	信号交差点近接の注意喚起 路面をカラー塗装 県、脱線事故受け12カ所で実施



図-2 読売新聞に掲載された写真(県提供、矢印で示す部分が赤茶色のカラー舗装部分)

例えば、2013年度中に兵庫県政記者クラブでレクを実施した「社会基盤整備プログラムの改定（4/23発表）」は神戸・読売・産経・日経の4紙で、「改正景観条例の概要（9/19発表）」は読売・産経・日経の3紙で、それぞれ記事が掲載された。

また、記者と直接会うことで、以後の人間関係づくりのきっかけにもなる。記者と良い関係が築ければ、「どうすれば取材に来てもらえるか」といった相談もしやすくなる。

4. おわりに

前章で述べた技術を活用すれば、記者発表は「余分な仕事」ではなく、県の取り組みに対する県民の理解や、仕事に対する誇りとやりがいを得るための強力な武器になる。

パブリシティをはじめとする広報により、今後も一層、県民の理解促進とイメージアップに取り組んでいきたい。そして、そのことが建設産業・公共事業のイメージアップの一助となれば、望外の喜びである。

資料-1 兵庫県道路街路課の記者発表資料(実際の資料はカラー刷り、タイトル部分は赤茶色の背景に白抜き文字)

記者発表(資料配付)				
月/日 (曜日)	担当課(室) 係名	TEL	発表者 (担当係長名)	その他の配布先
11/15 (金)	県土整備部土木局 道路街路課 街路係	(直通)078-362-3547 (内線)4480	街路担当参事 服部 洋平 (細井 将史)	中播磨、丹波県民局

赤茶色のカラー舗装がある踏切では、特に進入に注意してください
 ~信号のある交差点に近接する踏切における安全対策の実施~

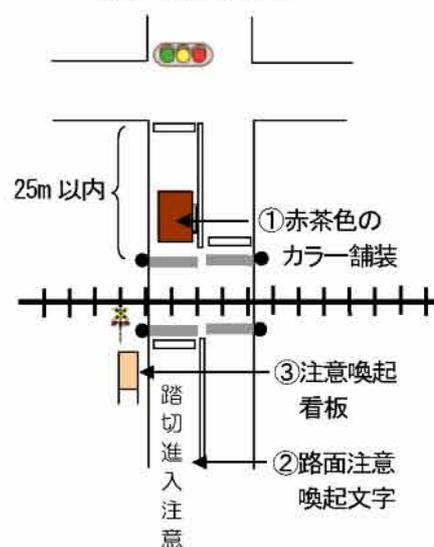
今年2月に高砂市内の踏切(山陽電鉄「神鋼前踏切」)で発生した脱線事故を踏まえ、同種事故の再発を防ぐため、姫路市松原県道踏切など県下12箇所について、道路管理者、警察及び鉄道会社による現地での検討結果を踏まえ、11月19日(火)から下記のとおり安全対策を実施します。

記

1 実施する主な対策

- ① 運転者の注意を踏切から信号までの狭い停車スペースに向けるための「赤茶色のカラー舗装」
- ② 踏切手前の「踏切進入注意」の表示
- ③ 踏切から信号までの対策を説明し注意を促す「注意喚起看板」
- ※ 現地の交通状況により、右図と異なる対策を講じた箇所があります。

基本的な対策例



2 対策の実施時期

平成25年11月19日(火)から「松原県道踏切(No.1)」の工事に着手し、今年度中に12箇所の対策を完了する予定。

3 対策の実施箇所

No.	踏切道名	所在市	道路管理者	鉄道事業者名	工事実施時期(空欄は調整中)
1	松原県道	姫路市	県	山陽電気鉄道株	11/19に対策①②③が完了
2	大沢	篠山市		西日本旅客鉄道株	
3	売布学校道	宝塚市	市	阪急電鉄株	
4	城丸			西日本旅客鉄道株	
5	上池の谷	三木市	市	神戸電鉄株	
6	丸谷				
7	魚住東	明石市	市	山陽電気鉄道株	
8	東二見農協前				
9	荒井	高砂市			11/21に対策①が、11/28に対策②③が完了
10	大塩西	姫路市	市	西日本旅客鉄道株	
11	新奥山道				
12	第三梨の木				

※ 対象踏切は、踏切部の交通量が多い箇所等から選定。

4 啓発用チラシの作成

安全対策の内容を周知するためにチラシを作成します。作成したチラシは、各踏切の対策工事完了後、速やかに現地で配布するとともに、最寄り駅・警察署(交番)とその付近の駅の広報用ラックに配架します。

河川GISを活用した効率的な河川管理について

森下 文洋

近畿地方整備局 総務部 厚生課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

河川法改正によって河川管理施設等を良好な状態に保つことが明文化され、維持修繕の技術的基準が策定された。河川管理担当職員は施設の損傷や修復履歴等の情報を定量的に把握し、後に引き継ぐ必要がある。それらを効率的に行うためには、河川GISの活用によって膨大な情報をデータベース化し、残すべき情報が否かを適切に取捨選択するナレッジマネジメントが重要である。一方でデータ更新作業の軽減、現場の実情、マンパワーに即したシステム開発、入力間違いの起こりにくい直感的なユーザインタフェースの構築が課題である。

キーワード 河川GIS、ナレッジマネジメント、施設の維持管理

1. はじめに

河川管理の現場において河川法他の関連法令、通達等に基づく台帳や、河川巡視結果、構造物点検結果、河川カルテ、定期縦横断測量図、データ等、職員が内容を把握しておかなければならない資料が非常に多く存在する。

木津川上流域には三重県、奈良県、京都府の3府県8市町村にまたがる111.84kmの直轄管理区間(水資源機構が管理する5ダムを含む)が存在する。

長い河川管理延長を限られた職員数で効率よく管理していくためには、各種帳票の作成、日々増えていく膨大なデータの管理をいかに効率的に実施するかが課題となっていた。

2. これまでの問題点

(1) 部署間の作業の重複

河川現況台帳や水利台帳、占用申請受付時の特殊文書台帳は職員によってエクセル形式で作成されていた。それらは、出張所、事務所管理課の双方にエクセル形式の台帳、紙台帳があり、ほぼ同じ内容をそれぞれで記入していた。

①河川占用・水利

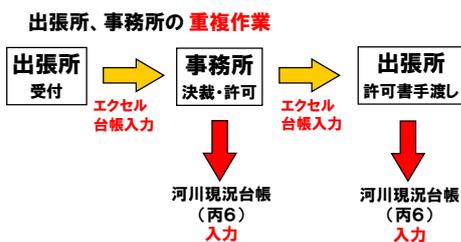


図-1 システム構築前の占用関係業務の流れ

(2) 納品されたデータの活用が不十分

河川巡視日誌、構造物点検(出水期前、出水後、台風期の各点検)、河川カルテは基本的にエクセル形式等の電子データと冊子で納品されていた。それらのデータは報告書に納められた状態で書庫に格納されており、これでは職員間の情報共有がなされず、データが十分に有効活用されているとは言えない状態であった。

複数の部署、担当者で行っている河川管理を効率的に進めるためには、重複している作業を取り除き、それぞれの職員が必要とするデータを、電子化された扱いやすい形式で、いつでも取り出すことができるようにすることが不可欠である。

(3) 位置情報の一元的な管理がなされていない

河川管理に関わる各種データは、これまでそれぞれ別々の地図、図面上に整理されていることが常であった。これらのデータが持っている位置情報を一元的に管理することも効率的なデータ管理には欠かせない。

そこで、河川GISを活用し、各種データの管理、情報共有を行うことが有効ではないかと考えた。

3. システム開発側と現場側の意見調整

河川・水利使用、河川巡視、構造物点検、河川カルテ等のデータの入出力がシステムの良否を決定する。このことから、主に占有者や巡視業者との書類、データのやりとりを行う出張所の職員からのヒアリングを実施することにした。

ヒアリングでは、現状の業務の流れを確認し、誰がどの段階で、どのような帳票にデータ入力をしているかを

確認した。また、システムの入出力に関わるユーザインタフェース（システムとユーザ間で情報をやり取りするための操作や表示のしくみ）に対する要望、意見聴取を行い、できる限りシステムの要件定義に反映させることとした。

4. システム概要

本システムの導入によって、河川管理に関わる各種情報の入出力管理を一元的に行うことができるようになった。また、GIS（地理情報システム）の特徴を生かし、位置情報を持った様々な情報を、階層（レイヤ）別に様々な図面上で表示させることができるようになった。

また、システムにはWebGISを採用し、職員が自らの端末からWEBを通じてサーバに保存した情報にアクセスすることができるようになり、職員間の情報共有を支援するものとした。



図2 システムメニュー画面

○システム概要

- ・河川現況台帳
- ・河川水利使用受付（占用、一時使用届など）
- ・河川巡視、構造物点検支援（タブレット端末）
- ・河川カルテ作成
 - 巡視日誌、点検結果より河川カルテを作成
- ・河川管理施設・許可工作物施設データベース
 - 各施設諸元、図面、写真のデータ利用
- ・境界明示図面
 - 申請書、境界確定図面等のデータ利用
- ・危険箇所・重要水防箇所
- ・定期縦横断測量（図面、データの管理）
- ・環境情報図（河川水辺の国勢調査データ）
- ・工事履歴、図面等（S44年～）
- ・GISに搭載した各種図面等データ
 - 旧河川区域図（S42年～）
 - 10mメッシュ標高データ（電子国土データ）
 - 河川距離標、遊水地距離標
 - 航空写真オルソ（地理院、LPによる簡易オルソ）
 - 管内図（1/50000）、国土地理院（1/25000）、河川現況台帳附図 地形図（1/2500）



図3 河川管理施設・許可工作物施設データベース

各施設諸元の閲覧、写真、図面のダウンロード、全国統一様式へのエクスポート、エクセル取り込みによるデータ更新が可能

5. システムによって改善されたポイント

本システムの開発によって、これまでの作業に比べて改善されたと思われるポイントを挙げる。これらに共通する視点として、システム導入前の作業ボリュームに比べて、同じかそれに近い手間で、いかに作業効率を上げるかを追求することを意識した。

(1) 河川現況台帳・特殊文書台帳

河川現況台帳、河川・水利使用の受付にかかる特殊文書台帳をシステム化したことで、事務所、出張所で重複していた入力作業をなくすことができた。

また、占用更新時には件名や占用者の情報等が自動入力されるようになるなど、職員の入力作業を軽減することができた。

(2) 河川巡視・構造物点検結果のデータベース化

データの活用、情報共有が十分に図られていなかった河川巡視・構造物点検結果について、タブレット端末を活用することで、これまで現場で野帳に記載し、帰所後にエクセル形式にまとめられていたものが、サーバにデータベースの形で納入されるようになった。

タブレット端末は現場での使用を考慮して仕様を決定した。携帯性から7インチのandroid端末を採用し、防塵、防滴性能、耐衝撃性能の高い端末を選択した。また、タブレットに搭載されているカメラの性能に限界があることから、別途デジタルカメラを使用できるようにした。カメラにはwi-fi機能を持つSDカード（eye-fi）を採用し、現場で撮影した写真がその場でタブレット端末にワイヤレス転送されるようにし、現場での利便性の向上に努めた。

タブレット端末には、これまでの巡視日誌等の記録簿

に加えて、その分類（施設の損傷、不法投棄など）や変状の程度、GPSによる位置情報等の各種情報がデータベースの形式で保持されるようになった。これによってシステム上で巡視点検結果の集計や、河川ごとの変状の傾向、場所の分析、GIS上での表示などを行うことができるようになった。



図4 タブレット端末を利用した河川巡視の流れ

(3) 河川カルテ

河川カルテは河川巡視や構造物点検等の結果、河川維持工事等の内容を継続的に記載し、施設の損傷や補修の履歴を残しておくために職員が作成することとされている。これらの膨大な資料の中から残しておくべき情報を選択し、河川ごとに履歴を記載する作業は、現場において相当の負担を伴う作業であり、河川カルテのデータ更新は大きな課題であった。

本システムの導入によって河川巡視・構造物点検、工事履歴等に関するデータがデータベース化され、それらのデータの中から履歴を残すべきもの否かを職員が判断することで、河川カルテが自動作成されるようになった。これによって従来のエクセル形式での作成に比べて作業を大幅に軽減することができた。また、作成された河川カルテのデータはサーバにアクセスすることでエクセルやPDF形式で職員が誰でも活用できるようになった。

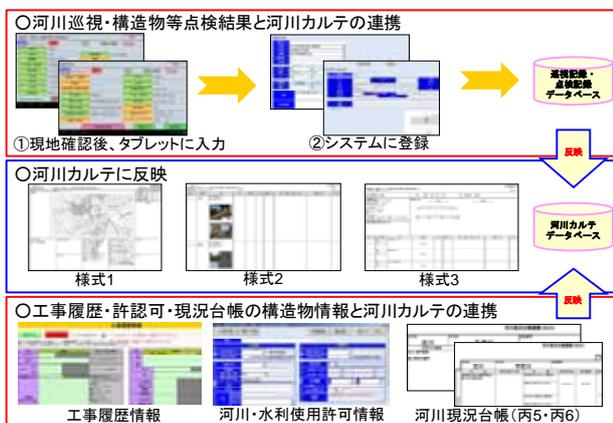


図5 河川巡視、点検結果等と河川カルテの連携

6. システム構築にあたっての留意点

本システムの開発に携わった経験をもとに、システムがうまく運用されるためにどのような点に留意すべきかを考えてみた。なお、以下に述べる内容は今回の経験を通じて得た教訓であり、残念ながら全てが実践できたわけではないことを断っておく。

(1) データ更新のための負担を軽減する

システムのデータ更新、蓄積がされなくなった時点で、保持するデータの信頼が薄れ、システムの存在意義がなくなってしまう。

データ更新が連綿と続いていくためには、日常業務の流れの中で自然とデータ入力が行われ、システム更新のためだけの作業を軽減することが理想である。

本システムにおいては、河川巡視において撮影した写真が保持している EXIF 情報（撮影日時等）、GPS による位置情報の活用による入力の省力化を図った。

また、業務成果品データを最大限に活用することを考え、環境情報（河川水辺の国勢調査結果）、定期縦横断測量成果のデータ更新には、国土交通省が定めている標準フォーマットに基づいて作成されたディスクをそのまま読み込んでデータ更新が簡便にできるようにした。

(2) 現場の意見、要望を常に聞く

システムを開発する側はデータベースの中で物事を考えようとし、実際に現場で仕事をする職員は業務の流れや分担で物事を考えようとする。システム担当者はそれぞれ立場が異なる両者の間に立って、システムの方向性を判断することが求められる。うまく運用できれば有効な機能でも現場の業務の流れになじまないと判断すれば、取りやめることも必要である。

システム構築にあたっては、現場の意見、感想を常に聞きながら、従来の業務の流れに比べて、システムの入出力作業にかかる作業が職員のマンパワーに照らして過度の負担にならないかを常に考えることが重要である。

(3) ユーザは「間違える」ことを念頭に置く

実際に現場でシステムを運用すると、構築したシステムエンジニア側の立場からは考えられないような入力間違いも発生する。開発側はマニュアルに書いていると思うかもしれないが、分厚いマニュアルは読まれないことが多い。まずはユーザインタフェース（入力欄やボタンの配置、大きさ等も含む）の工夫によって、直感でどこまで間違いずに操作できるかを追求することが重要である。次にユーザーが操作を間違えることを常に念頭に置き、単にエラーを返すのではなく、エラーにどう対処すればよいかを示すなど、間違いに対して行き詰まらないような工夫が必要である。

7. 効率的な河川管理に資する情報管理

(1) ナレッジマネジメントの重要性

河川管理を行っていく上で、職員が把握しておかなければならない情報は非常に多く存在する。これらは日常の河川管理業務を通じて持続的に増大していき、その情報量は膨大で基本的に減ることはない。

メンテナンス政策元年と言われた2013年(平成25年)、河川法改正によって河川管理施設等を良好な状態に保つことが新たに明記され、それに伴って河川管理施設の維持、修繕の技術的基準が策定された。

効率的に河川管理を遂行していくためには、施設の維持修繕に関わる膨大な情報を活用しやすい形でデータベースとして整理し、適切に取捨選択していくナレッジマネジメントが重要である。特に堤防、護岸等の河川管理施設等の損傷、修復履歴等の情報について、職員間で情報共有し、職員の異動があっても情報が引き継がれていくことが必要であり、そのためには本システムのような河川GISの活用が欠かせない。

(2) 「使われるシステム」となるために

これまでも開発されたが使われなかったシステムを多数見てきた。その原因を分析すると、システムを使うとかえって作業効率が悪い。データ更新に手間や費用がかかりすぎる、システムの使い方が分からない、存在を知らないなどの理由が挙げられるのではないかと思う。

「使われるシステム」となるための重要な視点は、これまでに述べたとおり、①データ更新にかかる負担をいかに軽減できるか、②現場の人員、業務の流れ、職員のマンパワーに照らして適正なシステム構成かどうか、③入力間違いの起こりにくい直感的なユーザインタフェースの構築の3点が重要である。

現在、本システムは実際に現場での使用を通じて、システムの動作確認、データ蓄積を行っているところである。開発にあたって上で述べた視点を最大限意識して進めてきたが、課題も残されており、それらは今後の改良に期待するところである。本システムが効率的な河川管理に資する「使われるシステム」となることを願うばかりである。

※本論文の内容は、従前の所属である木津川上流河川事務所管理課における業務に基づくものである。